

第4次

# 佐倉市総合計画

2011 → 2020

基本構想・前期基本計画

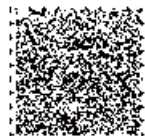
歴史

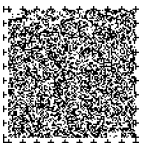
自然

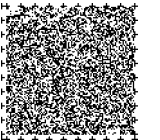
文化

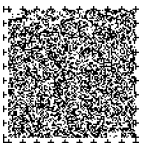
のまち

～「佐倉」への思いをかたちに～











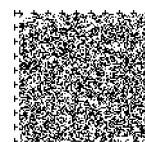
# 第4次佐倉市総合計画

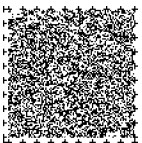
## 基本構想・前期基本計画

歴史 自然 文化のまち  
～「佐倉」への思いをかたちに～



佐倉市





はじめに

## 歴史 自然 文化のまち

～「佐倉」への思いをかたち～



高齢化、少子化、人口減少の進展、環境問題、暮らしの安全・安心、市民参画に対する市民意識の高まりなど、佐倉市を取り巻く状況は大きく変化しています。

このような中で、佐倉市が直面する様々な課題を乗り越え、光り輝き、自立した創造性に富んだ佐倉市を築き、次の世代に確実に引き継いでいくためには、中長期の視点に立った市政運営が必要です。

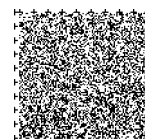
そこで、10年後に目指す将来都市像の実現に向け、「歴史 自然 文化」という長い年月に渡り積み重ねてきた資源を、次の世代に誇りを持って引き継いでいくために、市民一人ひとりの「佐倉への思い」をかたちにしていきたいという強い気持ちをもって、第4次佐倉市総合計画を策定いたしました。

この計画の策定にあたりご尽力をいただきました佐倉市総合計画審議会委員をはじめ、貴重なご意見やご提言をいただきました市民の皆さまに対しまして厚く御礼申し上げます。

計画の実現に向けて、市民、議会、行政が手を携えて、まちづくりを推進してまいりたいと考えておりますので、今後ともご協力をお願い申し上げます。

平成23年3月

佐倉市長 巖 和雄



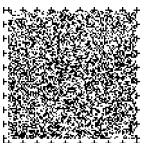
### この冊子を活用される皆様へ

「第4次佐倉市総合計画」は、平成22年12月22日に佐倉市議会において議決されました。

この度、本冊子を作成するにあたっては、分かりやすさ読みやすさを考慮して、写真、イラスト、図表等を加えるとともに、本文中の「なじみのない語」、「カタカナ語」については、右端に用語の解説を記載してあります。

また、本冊子には、「SPコード」を付けています。

「SPコード」は、視覚障がい者などに向けて開発された、活字読み上げ装置用の音声コードです。「SPコード」を専用の読み上げ装置で読み取ると、記録されている情報を音声で聞くことができます。

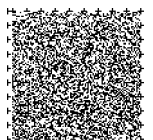




# 第4次佐倉市総合計画 目次

## 基本構想

1	総合計画策定の意義	2
2	総合計画の構成	3
3	佐倉市の概況	4
(1)	プロフィール	4
(2)	沿革	5
(3)	人口	6
(4)	財政の状況	8
4	佐倉市の主要課題	10
(1)	人口減少、少子高齢化への対応	10
(2)	歴史、伝統の継承と活用	11
(3)	豊かな自然環境の保全と活用	12
(4)	芸術・文化の創出	13
(5)	安心して暮らせるまちづくり	14
(6)	地域産業の発展、交通網の充実、近隣市町との連携強化	15
(7)	財政基盤の強化	16
(8)	市民協働によるまちづくりの推進	17
5	将来都市像の前提	20
(1)	これからの10年間	20
(2)	定住人口の維持	21
(3)	交流人口の増加	22
(4)	選ばれるまちづくり	23
6	佐倉市の将来都市像	24
7	土地利用の基本方針	26



8	まちづくりの基本方針	29
I	「思いやりと希望にみちたまちづくり」 ～保健・福祉の充実、子育て・子育て環境の充実～	30
II	「快適で、安全・安心なまちづくり」 ～自然環境の保全、安全に配慮した生活環境の確立～	32
III	「心豊かな人づくり、まちづくり」 ～教育の充実、スポーツ活動の推進～	34
IV	「明日へつながるまちづくり」 ～産業経済の活性化、文化・芸術・観光の充実～	36
V	「住環境が整備された住みやすいまちづくり」 ～都市基盤整備の充実～	38
VI	「ともに生き、支え合うまちづくり」 ～市民とともに地域の絆をそだてる行政運営～	40

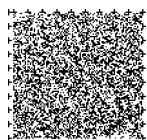
## 前期基本計画

1	基本計画の性格	46
2	人口の見通し	47
3	分野別計画	48
(1)	体系図	48
(2)	全体体系図	48

### 第1章 「思いやりと希望にみちたまちづくり」

～保健・福祉の充実、子育て・子育て環境の充実～

1.	地域福祉活動が盛んなまちにします	52
2.	市民の健康づくりを支えるまちにします	54
3.	健やかな親子づくりに取り組むまちにします	56
4.	安心して子どもを産み育て、子育てしやすいまちにします	58
5.	子どもが安全に暮らせるまちにします	61
6.	地域ぐるみで子育てができるやさしいまちにします	62
7.	高齢者が安心して暮らせるまちにします	64
8.	高齢者が生きがいを感じられるまちにします	66
9.	障がいがある人も、その人らしく暮らせるまちにします	68
10.	地域医療が充実し、市民が安心して暮らせるまちにします	70
11.	安心して介護サービスを受けることができるまちにします	73
12.	適正に国民健康保険制度・高齢者医療制度を運用するまちにします	74
13.	生活困窮者の救済を行うまちにします	76



## 第2章 「快適で、安全・安心なまちづくり」

～自然環境の保全、安全に配慮した生活環境の確立～

1. 自然環境が保全されたまちにします . . . . . 78
2. 地球環境に配慮したまちにします . . . . . 80
3. 快適な生活環境が保たれたまちにします . . . . . 82
4. 消防・救急体制が充実したまちにします . . . . . 84
5. 防災体制が整備されたまちにします . . . . . 86
6. 安全に暮らせるまちにします . . . . . 88
7. 市民が気軽に相談できるまちにします . . . . . 89

## 第3章 「心豊かな人づくり、まちづくり」

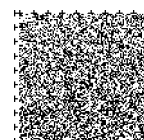
～教育の充実、スポーツ活動の推進～

1. 市民が教育の主役になるまちにします . . . . . 92
2. 佐倉学を推進します . . . . . 94
3. 生涯学習による地域活動が盛んなまちにします . . . . . 96
4. 家庭・地域と共に青少年を育むまちにします . . . . . 98
5. 教育環境の整備を行います . . . . . 100
6. 確かな学力が向上するまちにします . . . . . 102
7. 心の教育が充実したまちにします . . . . . 104
8. 地域から信頼され地域に支えられる学校のあるまちにします . . . . . 106
9. 健康教育を推進するまちにします . . . . . 108
10. スポーツが日常化したまちにします . . . . . 110

## 第4章 「明日へつながるまちづくり」

～産業経済の活性化、文化・芸術・観光の充実～

1. 力強い農業ができるまちにします . . . . . 114
2. 魅力あふれる農村環境のあるまちにします . . . . . 116
3. 商店街が元気なまちにします . . . . . 118
4. さまざまな企業の活動が盛んなまちにします . . . . . 119
5. 企業誘致を推進し、既存企業の新たな展開を促進します . . . . . 120
6. 雇用が安定したまちにします . . . . . 122
7. 住んでよし、訪れてよしのまちにします . . . . . 123
8. 「佐倉ならではの」を創造・発信するまちにします . . . . . 126
9. 芸術文化活動の盛んなまちにします . . . . . 128



## 第5章 「住環境が整備された住みやすいまちづくり」

### ～都市基盤整備の充実～

1. 個性が活きる、住み続けたいまちにします . . . . . 132
2. 住環境が良好なまちにします . . . . . 134
3. 道路環境が充実した安全で快適なまちにします . . . . . 136
4. 安定した水の供給を行います . . . . . 138
5. 生活環境の改善を推進するまちにします . . . . . 140
6. 花とみどりのまちにします . . . . . 142
7. 公共交通機関が利用しやすいまちにします . . . . . 144

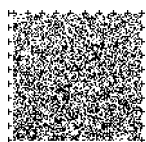
## 第6章 「ともに生き、支え合うまちづくり」

### ～市民とともに地域の絆をそだてる行政運営～

1. 地域のまちづくり活動が盛んなまちにします . . . . . 148
2. ボランティアやNPOなどの活動が盛んなまちにします . . . . . 150
3. お互いの人権を尊重しあうまちにします . . . . . 152
4. 男女がともに参画できるまちにします . . . . . 154
5. 一人ひとりが恒久平和を願い行動するまちにします . . . . . 156
6. 国際化推進のまちにします . . . . . 158
7. 誰もが必要な情報を得ることができ、  
自らの意見を市政に反映することができるまちにします . . . . . 160
8. 適正な行政運営の確立に努めます . . . . . 163
9. 健全な財政運営を進めます . . . . . 166
10. 次世代に良質な資産を引き継ぎます . . . . . 168
11. 市民サービスの利便性の向上に努めます . . . . . 170

## 資料編

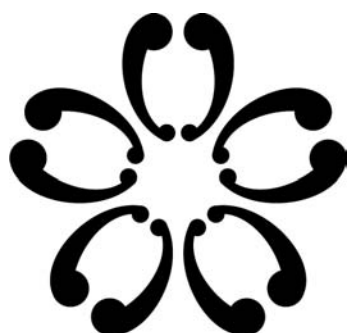
- 第4次佐倉市総合計画策定経緯 . . . . . 175
- 佐倉市基本構想の策定にあたって（諮問） . . . . . 176
- 佐倉市基本構想の策定にあたって（答申） . . . . . 177
- 計画を推進するための個別計画 . . . . . 186





# 第4次佐倉市総合計画 基本構想

平成 23 年度（2011 年度）～平成 32 年度（2020 年度）



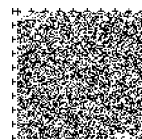
市 章



市の木（桜）



市の花（花菖蒲）



# 1 総合計画策定の意義

昭和49年度から昭和58年度までを計画期間とする第1次佐倉市総合計画（以下、「総合計画」）においては、将来都市像を「印旛地区の核となる豊かな文化教育都市」とし、広域的、歴史的、自然的条件に基づき、豊かな文化教育環境に恵まれた、印旛地区の中核となる住宅都市を目指しました。

昭和59年度から平成12年度までを計画期間とする第2次総合計画においては、将来都市像を「活力ある文化都市」として、本市の歴史と豊かな自然環境を活かし、市民一人ひとりが快適で豊かな生活を享受できるようなまちづくりを目指し、さらに、市民のいきいきとした活動に支えられた文化の香り高い都市を築きあげることを目指しました。

平成13年度から平成22年度までを計画期間とする第3次総合計画においては、将来都市像を「歴史 自然 文化のまち」として、豊かな自然や歴史・文化に育まれてきた本市は、21世紀初頭における社会経済の著しい変化に対応しながら、佐倉らしさを大切に、また、都市としての自立性を高めるとともに、市民一人ひとりが心豊かに、いきいきと暮らせる活力にみちたまちを目指しています。

第3次総合計画期間中は、日本の総人口の減少、少子高齢化社会が、社会、経済、地方行財政、市民生活などに影響を及ぼしはじめました。また、環境問題、暮らしの安全・安心、市民参画に対する市民意識が高まり、早急な地域経済や行財政運営の再構築などが強く求められています。

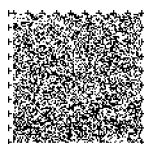
そのため、歴史、自然、文化に恵まれた本市が、今後50年、100年と歩み続けていくための長期的なビジョンとして、平成23年度（2011年度）から平成32年度（2020年度）までを計画期間とする第4次総合計画を策定するものです。

第1次佐倉市総合計画  
（昭和49～58年度）  
「印旛地区の核となる豊かな文化教育都市」

第2次佐倉市総合計画  
（昭和59～平成12年度）  
「活力ある文化都市」

第3次佐倉市総合計画  
（平成13～22年度）  
「歴史 自然 文化のまち」

第4次佐倉市総合計画  
（平成23～32年度）



## 2 総合計画の構成

第4次総合計画は、本市のまちづくりの基軸となる総合的な計画として、平成23年度（2011年度）から平成32年度（2020年度）までの10年間のまちづくりの方向性を示します。

本総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の3つの計画により構成します。

### （1）基本構想

基本構想は、総合計画の根幹として、本市が実現を目指すべき将来都市像を示すとともに、その実現に向けた政策の柱である「まちづくりの基本方針」を明らかにします。

基本構想の計画期間は、平成23年度（2011年度）を初年度とし、平成32年度（2020年度）を最終年度とする10年間とします。

基本構想  
平成23～32年度

### （2）基本計画

基本計画は、基本構想で示した将来都市像の実現に向けて、そのまちづくりの基本方針に基づき、推進すべき施策を体系的に表します。

基本計画の計画期間は、社会環境の変化などに的確に対応するため、平成23年度から平成27年度までの5年間を前期、平成28年度から平成32年度までの5年間を後期とし、前期終了年度に計画の見直しを行います。

前期基本計画  
平成23～27年度

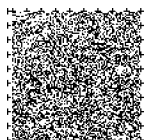
後期基本計画  
平成28～32年度

### （3）実施計画

実施計画は、基本計画に示す施策に基づく具体的な事業内容を示す事業計画です。

実施計画の計画期間は、平成23年度から平成27年度までの5年間ですが、国の動向や市民要望など、社会状況の変化に柔軟に対応するため、毎年度見直しを行います。

実施計画  
平成23～27年度  
毎年度見直しを実施。



### 3 佐倉市の概況

#### (1) プロフィール

本市は、千葉県北部、下総台地の中央部に位置し、都心から約 40km の距離に位置しています。

また、成田国際空港から西へ約 15km、県庁所在地の千葉市から北東へ約 20km の距離にあり、市北部には自然豊かな印旛沼が広がる行政面積 103.59km<sup>2</sup> の首都圏近郊都市です。

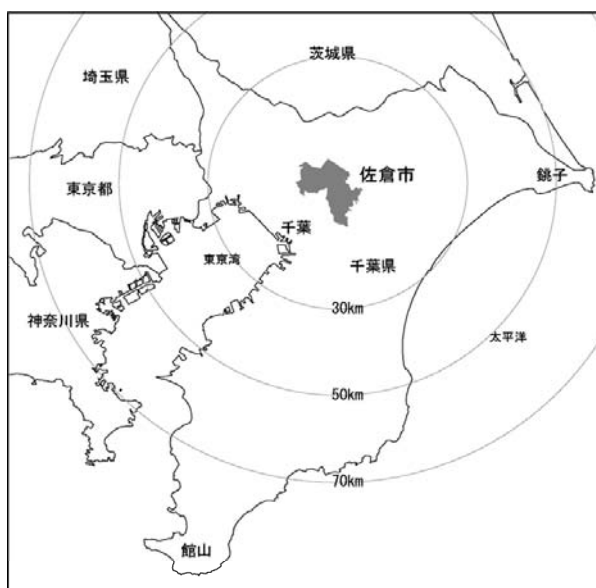
市域は、印旛沼の南に広がる台地、傾斜地、水田から構成されており、鹿島川、高崎川、手繰川、小竹川などが、印旛沼に注いでいます。標高 30m 前後の下総台地は北から南へ向かうほど徐々に高くなります。

また、佐倉城跡周辺、印旛沼とその周辺、南部の農村地帯などは、台地を刻む谷地形の谷津があり、多くの動植物が生息する豊かな自然に恵まれています。

公共交通機関は、京成電鉄本線、JR 東日本鉄道総武本線・成田線が市の東西を横断し、都心まで約 60 分、成田国際空港と千葉市へはそれぞれ約 20 分で結ばれています。

また、市内には新交通システムのユーカリが丘線が運行されており、バス路線とともに鉄道各駅と住宅地を結ぶ市民の足となっています。

道路状況は、都心と成田国際空港を結ぶ東関東自動車道水戸線が市の南部を通り、佐倉インターチェンジにより国道 51 号と連結され、市の東西を国道 296 号、南北を県道千葉臼井印西線、佐倉印西線が走り、主要な幹線道路網を形成しています。



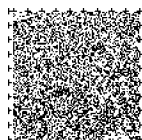
佐倉市の位置



印旛沼



佐倉城跡





## (2) 沿革

本市周辺は、印旛沼及びその周辺河川がもたらす水利の良さと、比較的温暖な気候に恵まれていたことから、古くは旧石器時代から人々が活動し、様々な時代の遺跡が数多く分布しています。

古代から中世にかけて、現在の霞ヶ浦から印旛沼、手賀沼に広がる“香取の海”とよばれる大きな内海があり、沿岸地域の人々は“香取の海”を通じて広く列島各地と交流し、特色ある文化を築き上げました。

中世には、市内に臼井城や岩富城が築城されました。戦国時代には、本佐倉城を拠点とする千葉氏や原氏などが市域周辺を支配していました。

天正18年(1590年)以降は関東に入った徳川家の支配するところとなり、その有力家臣の土井利勝によって佐倉城が築かれ、その後城下町としての機能も整備され、北総地域の重要な政治・行政の拠点として位置づけられました。また、佐倉新町を中心として商工業が発達し、江戸からの街道筋としての臼井、寒川港からの街道筋としての馬渡が宿場町として発展しました。

幕末から明治にかけては、日米修好通商条約締結交渉の幕府側責任者である堀田正睦、佐倉順天堂を開いた蘭医の佐藤泰然、洋画家の浅井忠、農学者の津田仙、日本の近代女子教育の先駆者である津田梅子や佐藤志津など、数多くの佐倉ゆかりの先覚者がいます。

また、明治時代から第2次世界大戦の終了まで、陸軍の兵営(歩兵第2連隊・歩兵第57連隊)が佐倉城跡に置かれ、連隊の街として賑わいをみせました。

戦後の復興期を経て、昭和29年3月に、佐倉町・臼井町・志津村・根郷村・弥富村・和田村の6町村の合併により、佐倉市が誕生しました。その後、旭村及び四街道町(当時)の一部が編入され現在に至っています。

堀田正睦(ほった まさよし)  
(1810年～1864年)  
江戸時代末期の大名・老中(首座)。  
堀田家5代目、佐倉城主。

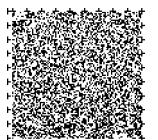
佐藤泰然(さとう たいぜん)  
(1804年～1872年)  
幕末の蘭方医。  
順天堂(順天堂大学の前身)の創始者。

浅井忠(あさい ちゅう)  
(1856年～1907年)  
日本近代洋画の先駆者。

津田仙(つだ せん)  
(1837年～1908年)  
明治初期の西洋農学者。

津田梅子(つだ うめこ)  
(1864年～1929年)  
日本の近代女子教育の先駆者。

佐藤志津(さとう しづ)  
(1851年～1919年)  
日本の近代女子教育の先駆者。



### (3) 人口

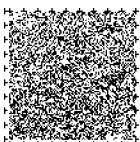
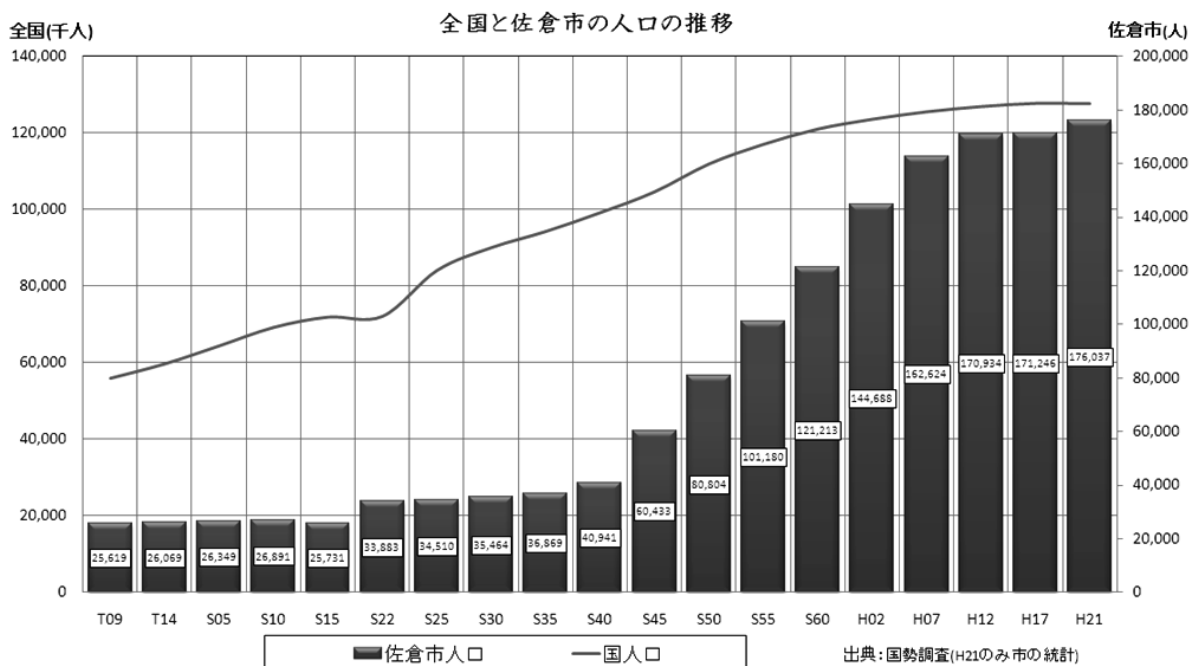
#### ① 人口の推移

全国の人口は、大正9年には5,596万人(国勢調査)で、その後増加を続け、昭和42年には1億人、平成16年には1億2,779万人(総務省統計局)となりましたが、平成17年に初めて減少へと転じました。平成21年は1億2,751万人(総務省統計局)で、前年同月人口の1億2,770万人に比べ、18万2千人、率にして0.1%減少しています。

平成22年3月31日現在の本市の住民基本台帳人口は17万5,914人で、前年人口の17万5,601人に比べ313人、率にして0.2%増加しています。本市の人口は、平成15年度に17万5千人となってからは、ほぼ横ばいの状況でしたが、平成22年6月末に17万6千人となりました。

全国と佐倉市の人口の推移を比較すると、全国の人口は既に減少していますが、本市の人口はわずかながら増加しています。

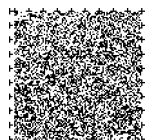
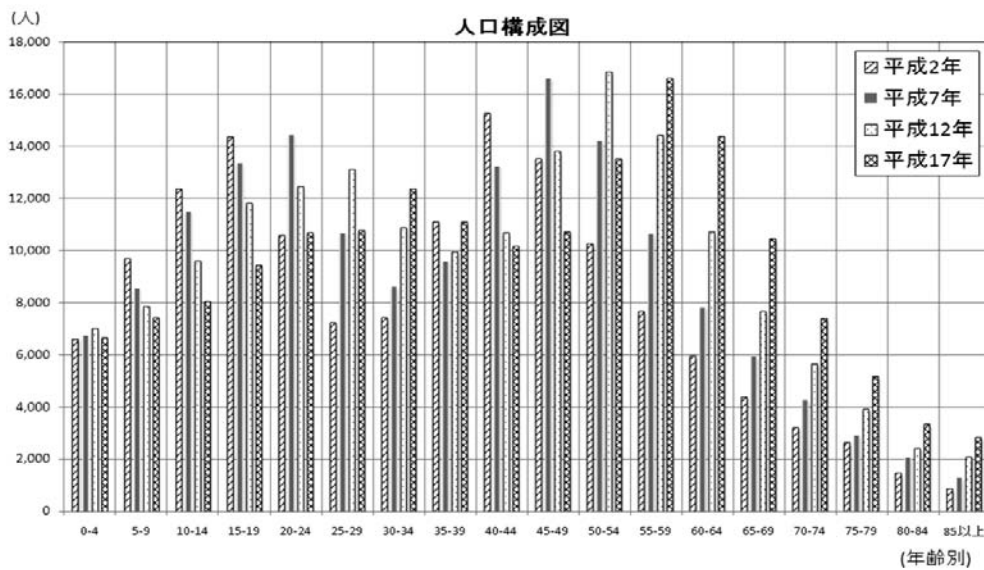
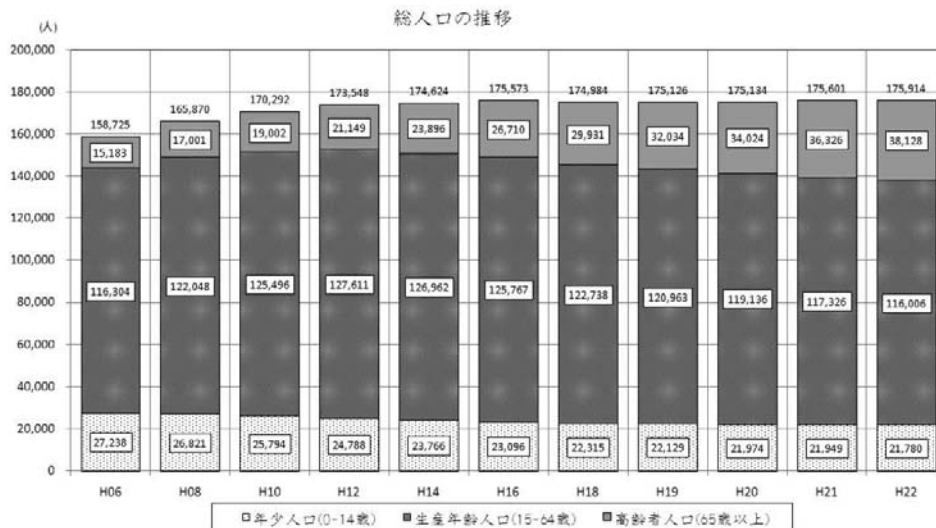
また、平成22年3月31日の本市の外国人登録者数は2,014人で、前年人口の1,914人より5.2%増加しています。



## ② 佐倉市の人口構成

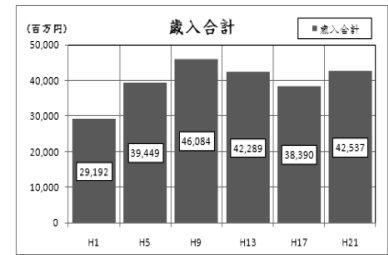
人口はわずかに増加しているものの、少子高齢化は確実に進んでいます。平成22年3月31日現在の人口構成の割合は、0歳から14歳までが12%、15歳から64歳までが66%、65歳以上が22%となっており、過去10年間をみると、0歳から14歳まで、15歳から64歳までがともに減少しているのに対し、65歳以上の人口は増加しています。

また、人口構造をみると、少子化の進行、若年世代の減少、高齢化の進行が特出しており、特に15歳から25歳までの人口の減少が進んでいます。



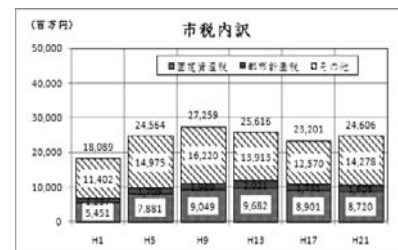
#### (4) 財政の状況

本市の財政の状況は、歳入全般については、平成 11 年度を境に減少傾向にあります。歳入全体の約 6 割程度を占める市税は、平成 9 年度に約 273 億円と最大となりましたが、その後、多少の増減はあるものの総体的には減少傾向で推移し、平成 21 年度には約 246 億円となり、平成 9 年度と比較すると約 27 億円減少しています。



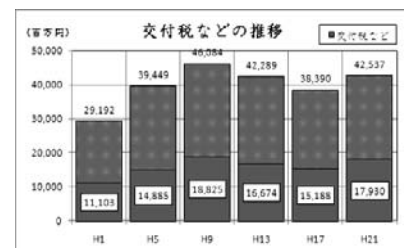
一般会計歳入額の推移

この主な要因としては、市民税が景気の低迷や少子高齢化の影響により、約 17 億円の減収、固定資産税、都市計画税が地価の下落などにより約 7 億円の減収となっていますが、今後も、社会情勢などを考慮すると、市税は減少若しくは横ばい傾向で推移するものと思われます。



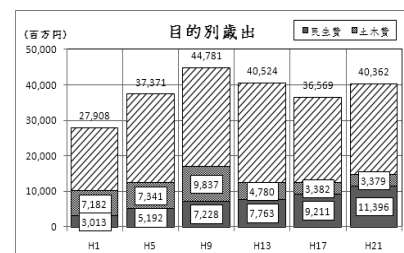
市税収入の推移

また、地方譲与税や地方消費税交付金などの国、県からの各種交付金、地方交付税などは、国の政策に大きく左右されるため、今後の収入額を正確に把握することは困難ですが、国の財政状況などを勘案すると大幅な増額は見込めず、市税や各種交付金などの一般財源総額も減少傾向になるものと考えられます。

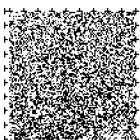


交付税などの推移

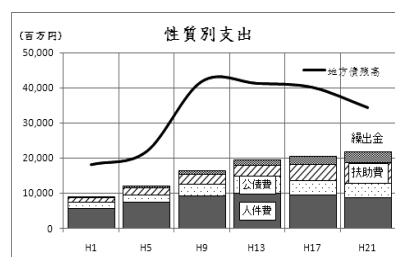
歳出については、目的別の内訳をみると福祉、医療などの社会保障費の増加に伴い民生費がここ 10 年間で、約 69 億円から約 114 億円へと約 45 億円増加していますが、道路橋梁などの土木費は平成 9 年度のピーク時の約 98 億円から約 34 億円へと約 64 億円減少しています。



目的別歳出の推移



次に、性質別の内訳をみると、人件費は定員適正化計画に基づく新規採用の抑制や給与改定により減少しています。公債費はほぼ横ばいですが、市債残高は施設建設などに伴う財源を計画的に借り入れていることにより、毎年着実に減少している状況の中で、今後は償還額についても減少していくことが見込まれます。



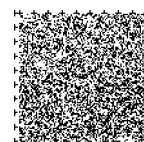
性質別歳出の推移

しかしながら、少子高齢化の進展により民生費を中心とした扶助費、介護、医療に係る特別会計への繰出金がそれ以上に増加することが見込まれます。さらに、義務教育施設の耐震補強や公共施設の老朽化に伴う改修など新たな経費の増加も見込まれます。

今後は、このような厳しい財政状況を考慮するなかで、これまで実施してきた経常的経費の抑制や、既存の事務事業の見直しなども併せて実施し、歳入規模にあわせた歳出とするよう努めていく必要があります。

(参考) 財政用語解説

- ・地方譲与税…消費譲与税、地方道路譲与税など、国税として徴収し、そのまま地方公共団体に対して譲与する税。地方公共団体の財源とされているものについて、課税の便宜その他の事情から、徴収事務を国が代行している。
- ・民生費…目的別歳出の一分類。社会福祉の充実を図るための、児童、高齢者、心身障がい者等のための福祉施設の整備、運営、生活保護等の実施に要する経費。
- ・公債費…地方公共団体が発行した地方債の元利償還等に要する経費。
- ・経常的経費…人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費。



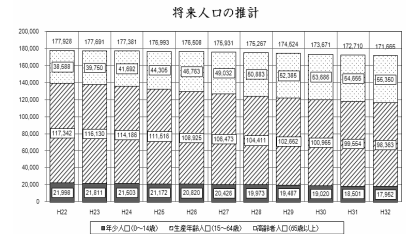
## 4 佐倉市の主要課題

### (1) 人口減少、少子高齢化への対応

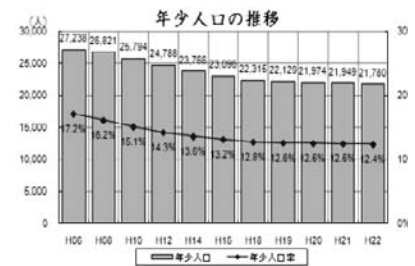
日本の総人口が減少するなかにあって、平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間の本市の人口は、緩やかに減少し、人口構成においては、0 歳から 14 歳まで、15 歳から 64 歳までは減少し、65 歳以上は増加すると推計しています。しかし、人口の減少は、扶助費の増大や市の活力そのものを減退させる要因となることから、この 10 年間に現在の人口を減少させない施策を進めていく必要があります。

少子化への対策として、本市は保育サービス、学童保育の拡充や小児救急医療の整備など子育て環境の整備に努めていますが、少子化対策はどれか一つの施策を講ずれば効果が現れるわけではありません。安定した雇用や労働環境の整備、子育て、教育環境の充実など、次代を担う子どもたちがのびのびと成長でき、かつ、子どもを育てる親の不安や負担を軽減させられるような施策をさらに進めていく必要があります。

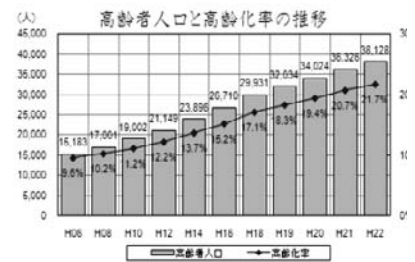
高齢化への対策として、地域包括支援センターの拡充や特別養護老人ホームなどの整備を積極的に推進してきましたが、高齢者の多くは、老後の生活に不安を感じており、市政に対する希望や期待として、高齢者医療や介護サービス、グループホームなど的高齢者福祉の充実をあげています。今後も、高齢者が健康で生きがいをもって生活できるように介護予防事業、認知症対策事業の推進や社会参加の機会の拡充を引き続き進めていく必要があります。



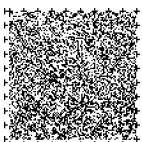
将来人口の推計



年少人口の推移



高齢者人口と高齢化率の推移



## (2) 歴史、伝統の継承と活用

寛政4年(1792年)に佐倉藩主堀田正順によって創設された、現在の千葉県立佐倉高等学校の前身である藩校「学問所」が設けられ、学問や武芸が奨励されました。また、藩主堀田正睦の招きを受けた蘭医佐藤泰然が天保14年(1843年)に開いた蘭医学の塾である佐倉順天堂では、西洋医学による治療と同時に医学教育が行われていました。こうした城下町として培われた文武両面にわたる文化、好学のもとに、進取の精神に富み優れた業績を残した先覚者を数多く輩出しました。

価値観が多様化する時代のなかにあって、市民がより豊かな生き方をするためには、自分たちが暮らす地域を見直し、愛着を見出すことにより、故郷意識を持つことが大切だと考えています。そのためには、地域の歴史を学び、伝統の継承と活用を行う必要があります。

堀田 正順 (ほった まさあり)

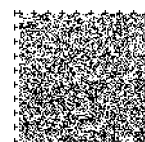
(1749年～1805年)

江戸時代中期の大名。

堀田家2代目、佐倉城主。



佐倉順天堂記念館



### (3) 豊かな自然環境の保全と活用

本市は、首都圏近郊の衛星都市として発展してきましたが、緑豊かな自然環境が保全されており、都市と農村が共存して多様なまちづくりを進めている魅力あふれた田園都市です。特に、四季折々に豊かな色彩を見せる印旛沼は、人々に安らぎを与えてくれる憩いの場として市民に愛されています。

また、台地を刻む地形である谷津は、水田、湧水、小川、斜面林などにより構成され、谷津独特の多様な生物の生息地であるとともに、水源や水質浄化、農業の基盤として、人々に恵みをもたらしてきました。

このかけがえのない貴重な自然環境は、本市の主要な景観でもあり、これらの自然環境をできる限り変わらない姿で未来に引き継いでいく必要があります。

しかし、自然環境の保全と活用は、行政の取り組みだけでは限界があることから、市民、事業者、行政が手を携えていく必要があります。そして、この取り組みが、広く地球環境の保全につながっていくものと考えます。

#### 衛星都市

大都市圏にあって、中核都市の機能の一部を分担する都市。中心の大都市との間に、日常的な産業・社会活動の交流が行われ、通勤・通学、業務などの関係が濃い、単なる住宅地区、工場地区ではなく、都市としての中心性を持つ。



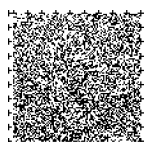
勝間田の池(下勝田)



上空から見た印旛沼



夏の印旛沼





#### (4) 芸術・文化の創出

本市には、市民の好きな場所、紹介したい場所として挙げられる国立歴史民俗博物館や川村記念美術館、市立美術館、塚本美術館、佐倉市民音楽ホールなど多くの芸術拠点があります。

この芸術拠点においては、国内外の質の高い展覧会や演奏会が、年間を通じて開催され、市内外から多くの方々が訪れています。

また、重要文化財旧堀田邸、武家屋敷、千葉県指定史跡佐倉順天堂記念館などの文化財施設を始めとして、井野長割遺跡、本佐倉城などの国指定史跡など、多くの指定・登録文化財を有しております。

これらの博物館、美術館、文化財施設、史跡などは、市民の手が届く範囲にある貴重な教育資源であるとともに、観光資源としても保存・活用の場が広がっています。

今後は、これら文化芸術の拠点をさらに活用し、文化活動を支援するとともに、すぐれた芸術に触れる機会を増やし、新たな文化・芸術が創造される環境をつくる必要があります。



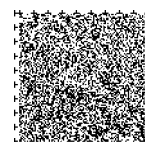
武家屋敷



旧堀田邸(国指定重要文化財)



市立美術館



## (5) 安心して暮らせるまちづくり

市民の生命と財産を守ることは、自治体の重要な課題であり、災害に強く犯罪や交通事故の少ない、市民が安心して暮らせるまちづくりが求められています。

地震や台風、局地的集中豪雨などの自然災害や、火災に備え、防災対策に取り組む必要があります。

また、社会構造の変化などにより、身近なところで犯罪が増加する傾向にあり、特に子どもや高齢者が被害にあうことも多く、市民の安全な生活を確保するためには、防犯活動や防災体制の強化が急務となっています。

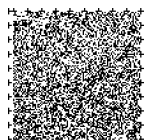
今後、既存施設などの耐震化施策を計画的に進め、災害などを想定した消防署をはじめとする防災関連機関との連携強化を図るなど、災害に強いまちづくりに努める必要があります。同時に、地域の自主防災組織、自主防犯活動の支援、地域防災の担い手である防災リーダーの育成など、地域住民主体の自主的な活動を促進し、誰もが住み慣れた地域で住み続けられるよう、安全安心なまちづくりに努める必要があります。



市民防災訓練



地域での防犯パトロール



## (6) 地域産業の発展、交通網の充実、近隣市町との連携強化

市民の日常の暮らしを支える地域産業の発展及び交通網の充実を図ることは、地域経済の活性化や地域全体の活力向上、日常生活の利便性の確保につながる重要な課題です。

本市は、首都圏近郊という立地条件を活かし、商工業や農業などの地域産業の発展に努めるとともに、市民の通勤、通学、買い物などにおける交通の確保に努めてきました。今後も、豊かな市民生活を支える地域の活力を向上させるため、従来からの地域産業のさらなる充実や新しい産業振興に取り組むとともに、高齢社会における日常生活の利便性を向上させる交通網の充実に取り組む必要があります。

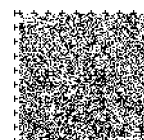
さらに、近隣市町においては、平成 22 年 7 月に開業した成田スカイアクセス、成田国際空港及び周辺に計画されている集客施設、圏央道などの延伸などにより、地域経済の活性化が見込まれることから、本市においても近隣市町との連携を強化する必要があります。



佐倉市循環バス



デマンド交通の実証運行車両



## (7) 財政基盤の強化

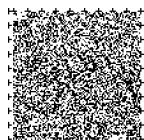
本総合計画期間である、これからの10年間は、人口減少、少子高齢化、地方分権の進展により、地方財政を取り巻く環境はますます厳しい状況となることが予測されます。

本市は、これまで4次の行財政改革に取り組んできましたが、今後、さらに従来型の減量経営に努める必要があります。

また、本市の歴史、自然、文化を基軸とした地域経済の活性化による雇用機会を確保し、安定的な財源確保に努めるとともに、本市の持つ地域資源を活用した新たな産業の創造など、新しい財源確保に努める必要があります。



佐倉市役所本庁舎



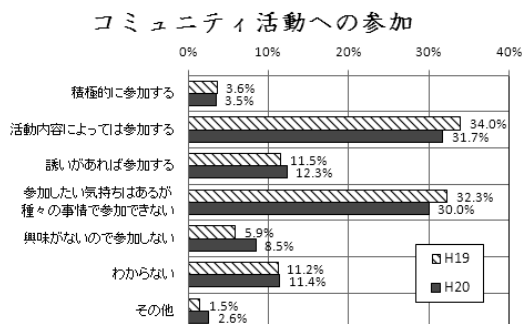
## (8) 市民協働によるまちづくりの推進

日本の総人口が増加傾向であった時代は、市民生活の向上に係る行政サービスを拡大していくことが可能でしたが、人口減少、少子高齢化社会を迎え、これまでのように行政サービスを拡大し、提供していくことは難しくなっています。

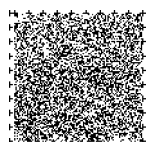
このような状況を踏まえ、これからの行政サービスは、行政主導で進めていくのではなく、市民、行政の相互理解と連携、協働で進めていくことが重要となります。

本市が実施した『佐倉市市民意識調査』（平成 20 年度実施）を見ると、市民参加型の行政サービスを望んでいることから、今後は、市民が参加しやすい協働の仕組みづくりが必要となります。

佐倉市市民意識調査  
平成 20 年 10 月～11 月実施  
対象 5,000 人  
回収 3,028 件  
回収率 60.5%



ワークショップ(まちづくり懇談会)の様子



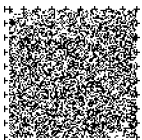
# 総合計画体系図 I

## 総合計画策定の意義

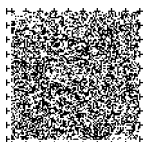
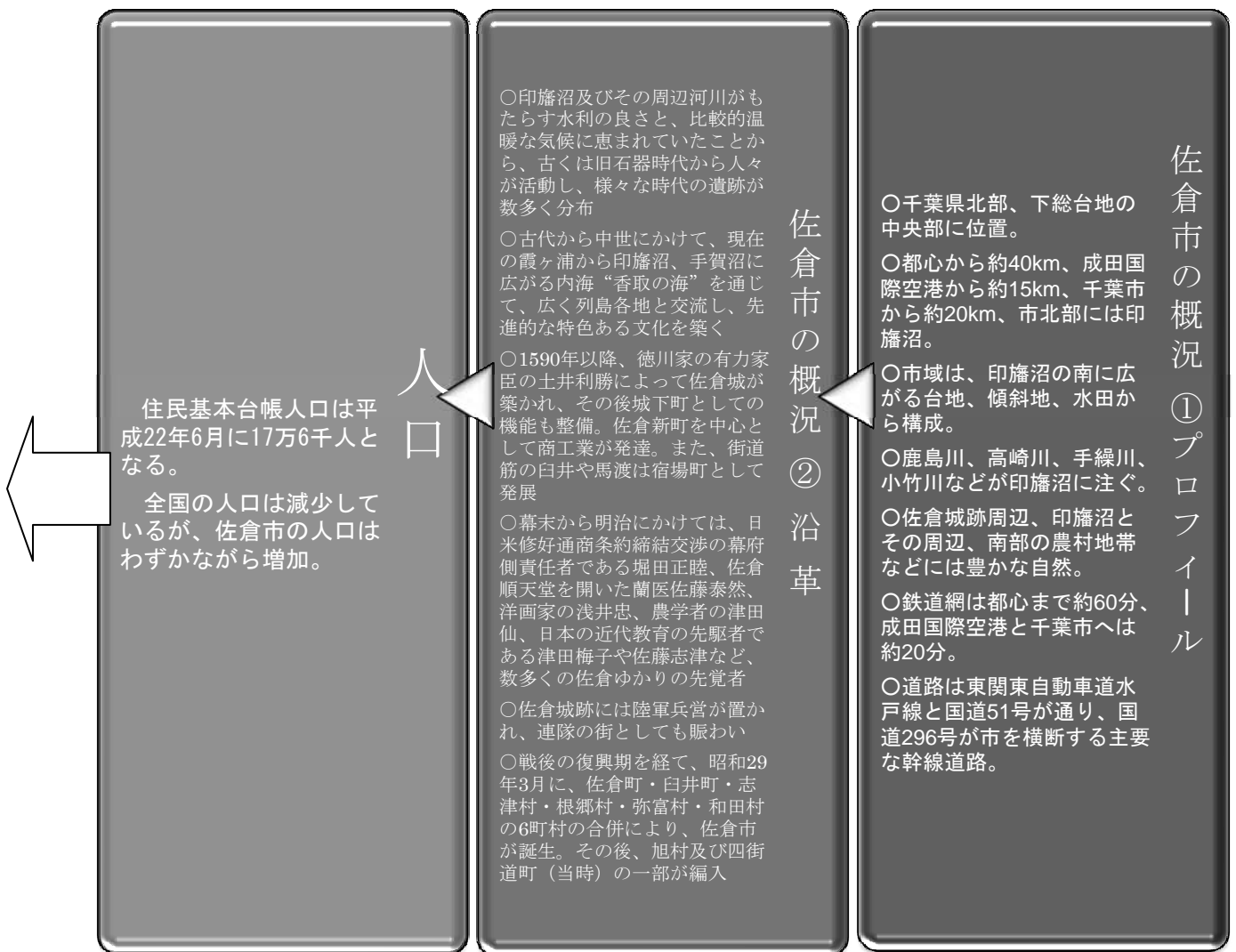
歴史、自然、文化に恵まれた本市が今後50年、100年と歩み続けていくための長期的なビジョンとして、平成23年度（2011年度）から平成32年度（2020年度）を計画期間とする第4次総合計画を策定。

## 佐倉市の主要課題

市民協働によるまちづくりの推進	財政基盤の強化	地域の充実、近隣市町との連携強化	安心して暮らせるまちづくり	芸術・文化の創出	豊かな自然環境の保全と活用	歴史、伝統の継承と活用	人口減少、少子高齢化への対応
-----------------	---------	------------------	---------------	----------	---------------	-------------	----------------



# (総合計画策定の意義～佐倉市の特色と主要課題)



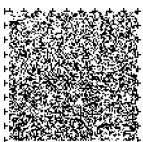
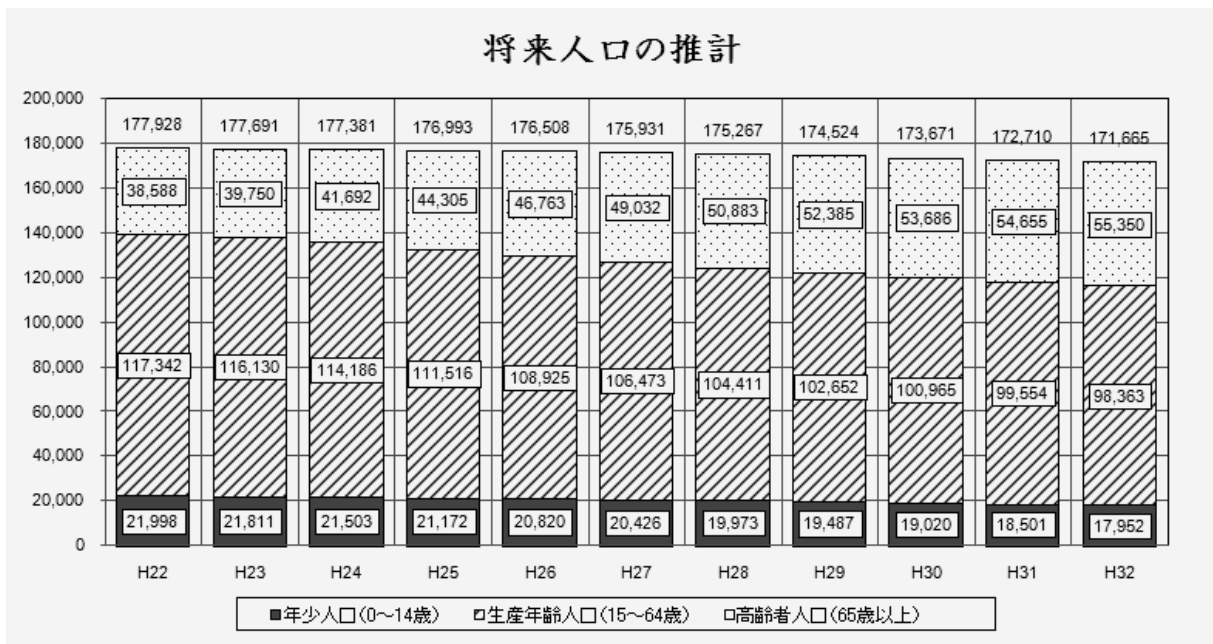
## 5 将来都市像の前提

### (1) これからの10年間

平成20年度に実施した『佐倉市総合計画策定基礎調査報告書』において推計した人口に、平成22年度における数値を推計値から実績値に修正し、外国人登録者を加算して推計したところ、本市の総人口は、平成32年には、約6千人減少する見通しとなっています。

人口の減少は、市の活力そのものを減退させる要因となることから、本市が、今後50年、100年と歩み続けていくためには、人口減少という初めての経験を迎えるこの10年間で、新しいチャレンジを行っていく重要な転換期間と考えます。

特に、本市が持つ「歴史 自然 文化」という強みを生かして、次の世代へバトンタッチをするために何をなすべきか、ということを考え、現在の人口を減少させない施策を進めていく必要があります。





## (2) 定住人口の維持

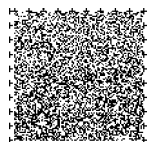
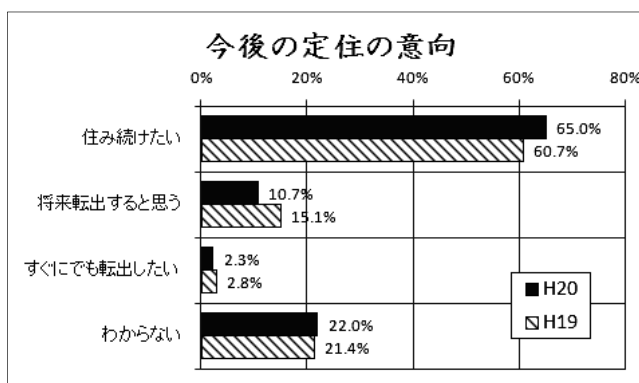
本市が実施した『佐倉市市民意識調査』（平成 20 年度実施）を見ると、約 65% の人は本市に住み続けたい意向を持っています。特に男性の定住志向が約 69% を示し、女性の約 60% を上回っています。また、年代別でみると、60 歳以上が約 78% であり、20 歳から 29 歳までの約 31%、30 歳から 39 歳までの約 48% を大きく上回っている状況です。

佐倉市市民意識調査  
平成 20 年 10 月～11 月実施  
対象 5,000 人  
回収 3,028 件  
回収率 60.5%

しかしながら、夫婦と子ども(長子が 18 歳以上)の世帯では、将来の転出意向が約 15% を示し、夫婦のみの 5% を上回っている状況です。

これらの状況から、定住人口の維持には、優良な自然環境と土地利用を推進しながら、20～40 代の家族への定住志向を高めることが必要となります。

このため、新たな産業の創造などによる就業や雇用の機会の拡大、子育て支援、教育の充実、福祉施策の充実など、定住促進の要素を見極め、本市に住み続けたいと思えるまちづくりに努めます。



### (3) 交流人口の増加

本市における「佐倉チューリップまつり」「佐倉・時代まつり」「佐倉市民花火大会」「佐倉の秋祭り」「佐倉朝日健康マラソン」などのイベントや、印旛沼や谷津を中心とする美しい自然環境は、休日の憩いの場所となるとともに、観光の拠点となっています。

今後も、より多くの人々が本市を訪れ、楽しみ、そして、訪れた人々が新たな発見や感動を見出すことができるまちづくり、幾度となく訪れてみたいまちづくり、そこに住む市民自らも誇れるまちづくりを推進して、交流人口の拡大に努めます。

特に、スローライフに代表される自然志向、ゆとりや自分らしさを求める生き方など、若年世代、団塊世代の動向にも注目し、魅力を伝えていくとともに、交流の新たな価値の提案に努めます。

さらに、まちの活性化に繋げることを目指して、歴史、自然、学術やスポーツ、文化、芸術など分野間の交流を図り、交流人口の継続的な増加を図るとともに、国内外を問わず、同じ目標をもつ都市間との連携に努めます。



佐倉チューリップまつり

#### スローライフ

自然と調和し、ゆったりとした時間の流れを楽しむ生活スタイルのこと。



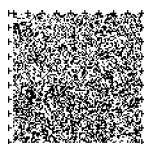
佐倉・時代まつり



佐倉市民花火大会



佐倉朝日健康マラソン



#### (4) 選ばれるまちづくり

本市は、歴史に裏付けられた文化、伝統を大事にしているまちであると同時に、都市化が進むまちでもあります。このような多様なまちの顔と同様に、市民の価値観が多様化する中、個人が自ら希望する仕事や生活をバランスよく展開することが必要です。

同時に人口減少・少子高齢化がもたらす都市の活力低下や空き家の増加など、市内の空洞化への対応を考える必要もあります。

そのため、市外からの人の流動、高齢者などの知恵と労働力の活用など人口・労働力減少対策に取り組むとともに、子育て支援、教育の充実、地域活動への積極的な参加など個人の多様なライフステージがバランスのとれた地域社会の実現に向けた施策の展開に努めます。

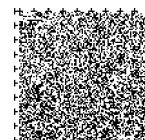
さらに、印旛沼をはじめとする豊かな自然環境、豊富な観光資源などの本市の魅力を前面に押し出す施策を展開し、市民が住み続けたいと思うとともに、未来の市民に選ばれるまちづくりを目指します。

#### ライフステージ

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。



ふるさと広場の風景

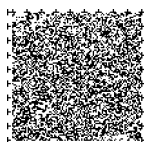


## 6 佐倉市の将来都市像



歴史 自然 文化のまち

～「佐倉」への思いをかたちに～



## 将来都市像に込められた意味

本市は、古代から連綿と続く「歴史」、水、緑、花、生きものに代表される「自然」、長い時の流れに育まれた「文化」という本市を語るに最もふさわしい大切な資源を持っています。

このことから、第4次総合計画の将来都市像は、第3次総合計画と同じキーワードである「歴史 自然 文化」を引き続き使うこととしました。

この「歴史 自然 文化」という、長い年月に渡り積み重ねてきた資源を、次世代に誇りを持って引き継いでいくという重要な責務を果たすためには、佐倉を大切にしていきたいという気持ち、佐倉に住み続けたいという愛着、佐倉を更に素晴らしいまちにしていきたいという意欲など、市民一人ひとりの「佐倉への思い」が必要になります。

この「佐倉への思い」を一つひとつ「かたち」にかえていくことが、すべての人に優しいまちづくりにつながるとともに、人々の共感を得ることで、まちの求心力を高めることとなり、市全体の活力を創出するまちづくりにつながります。

これからの10年間は人口減少、少子高齢化などに伴う人口構成の変化、社会経済の状況などから財政的に厳しい時代を迎えることとなりますが、逆にチャンスへの転換期間として捉え、佐倉独自の「歴史 自然 文化」を明日へつなげるという強い気持ちをこめて、将来都市像を「歴史 自然 文化のまち ～「佐倉」への思いをかたちに～」としました。

第1次佐倉市総合計画  
「印旛地区の核となる  
豊かな文化教育都市」



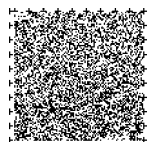
第2次佐倉市総合計画  
「活力ある文化都市」



第3次佐倉市総合計画  
「歴史 自然 文化のまち」



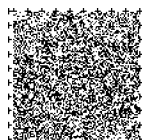
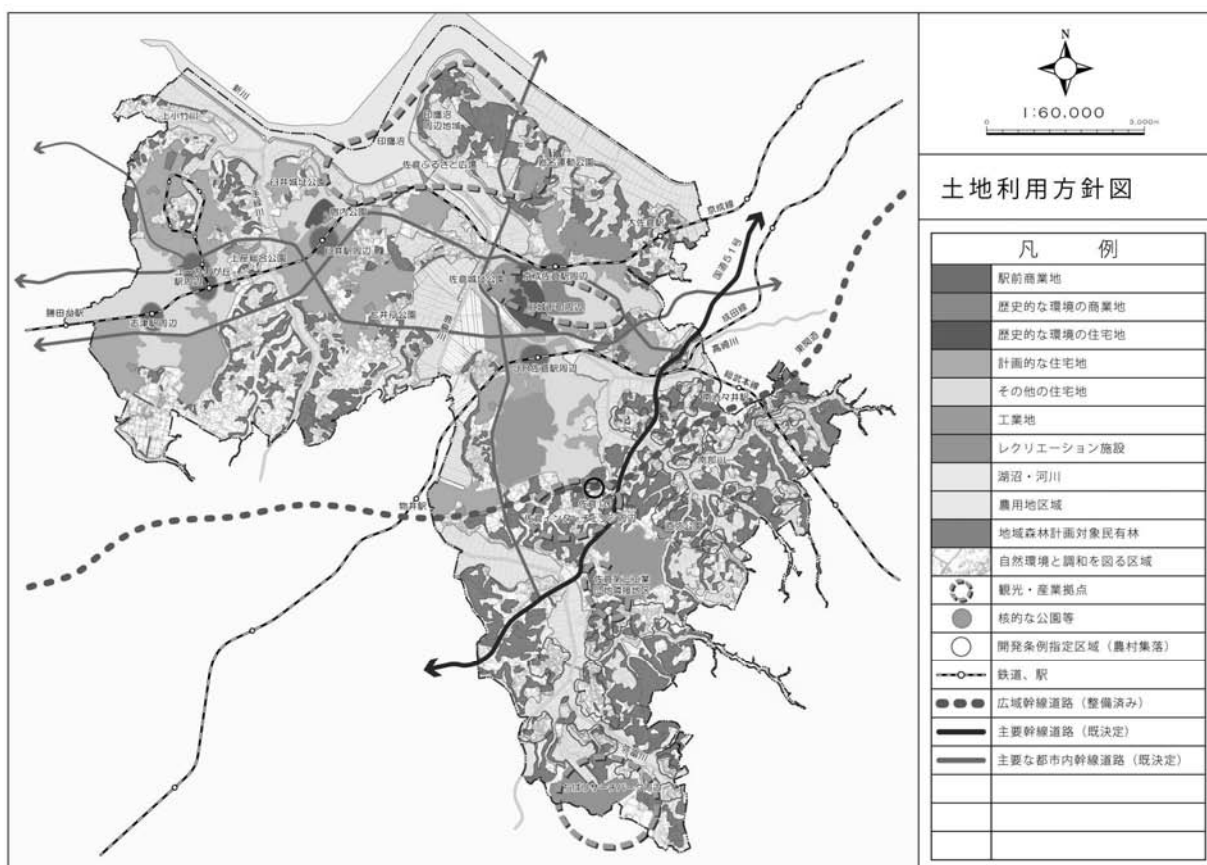
第4次佐倉市総合計画  
「歴史 自然 文化のまち  
～「佐倉」への思いをかたちに～」



## 7 土地利用の基本方針

土地は、人々が生活していくための限られた資源であるとともに、産業活動などのあらゆる活動の基盤となるものであり、その利用のあり方は、市民生活や地域の発展と深い関わりを持っています。

将来都市像の実現に向けて、計画的なまちづくりを進め、市民が安心して快適に暮らすことができるよう環境と調和した秩序ある土地利用を進めます。



## (1) 自然環境の保全

本市の有している豊かな自然は、潤いのある生活の基盤であると同時に、観光資源としても重要な要素となっています。今後さらに自然志向が高まると見込まれるなかで、これを保全し、次世代へ引き継いでいくことが求められています。

このため、自然との共生と環境への負荷に配慮しながら、快適でゆとりある地域空間の創造に努めるものとします。

## (2) 地域特性を活かした土地の利用

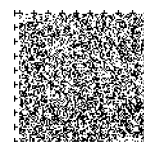
本市が持つ歴史、自然、文化は、地域を輝かせる重要な要素です。市民にとって住みやすい地域を目指し、それぞれの地域の持つ個性や特性を十分に活かした土地利用を推進します。

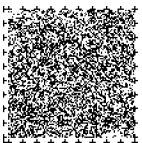
このため、歴史的な建造物や史跡をはじめとする歴史資源や、歴史的な町並みなど、様々な地域資源によってもたらされている良好な景観の保全・活用に努めます。

また、水と緑と花に調和した、ゆとりと潤いのある住宅地や、にぎわいのある商業地、緑あふれる田園風景などの環境に配慮し、各要素の持つ特性を相互に連携・融合したネットワークの形成を図り、地域への愛着や誇りを持つことができる本市の魅力づくりに努めます。

## (3) 安心して快適に暮らすことのできる土地利用

住み続けたいと思うまちを実現するために、適切な都市機能や都市施設の配置を図るとともに、少子高齢化社会に対応した人にやさしいまち、人々が行き交う活力あるまち、安全、安心で暮らしやすいまちとなるよう、まちの自然環境と調和した、快適に暮らすことのできる市街地や道路などの都市基盤の整備を進めます。







## 8 まちづくりの基本方針

本市の将来都市像を実現するための基本的な考え方（まちづくりの基本方針）として次の6つを掲げ、それぞれの視点から特色あるまちづくりを目指します。

I

### 「思いやりと希望にみちたまちづくり」

～保健・福祉の充実、子育て・子育て環境の充実～

II

### 「快適で、安全・安心なまちづくり」

～自然環境の保全、安全に配慮した生活環境の確立～

III

### 「心豊かな人づくり、まちづくり」

～教育の充実、スポーツ活動の推進～

IV

### 「明日へつながるまちづくり」

～産業経済の活性化、文化・芸術・観光の充実～

V

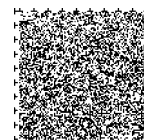
### 「住環境が整備された住みやすいまちづくり」

～都市基盤整備の充実～

VI

### 「ともに生き、支え合うまちづくり」

～市民とともに地域の絆をそだてる行政運営～



# I

## 「思いやりと希望にみちたまちづくり」

～保健・福祉の充実、子育て・子育て環境の充実～

少子高齢化が進行する中で、地域で暮らすすべての人が、生涯にわたり健やかで安心した暮らしをおくることができ、一人ひとりが持つ能力と個性を伸ばし、自身の成長に活かすことができるまちづくりが必要です。

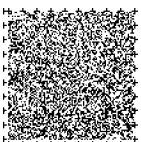
また、住みなれた地域で健康で自立した暮らしを続けていくためには、一人ひとりが健康的な生活習慣を身につけ、継続することが大切であり、健康の維持増進に向けた知識や技術を習得し実践することが必要です。

一方で、少子化が進行する中、核家族化や都市化の進展、共働き家庭の増加などにより、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。子どもたちを育むために、子どもにとっては豊かな子ども時代を送ることができ、保護者にとっては子育てしやすいまちづくりが求められています。

このようなことから、すべての人が、健やかで安心して暮らせるまちを目指し、乳幼児期から高齢期に至るまでのライフステージに応じた適切な福祉・保健・医療サービスの環境を整えるとともに、市民団体、関係機関などとの連携、協働を基礎として、健康についての正しい知識の普及や保健・医療に関する啓発を図るなどの取り組みを通じて、市民一人ひとりの健康づくりに対する支援を推進します。

### ライフステージ

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。



また、子育てについては、親子の絆を基本としながら、行政、地域、学校、企業など社会全体が互いに協力し、次代の担い手である子どもたちを育む体制を整備します。

これらの取り組みにより、すべての人が、社会の一員として、暮らしやすく、過ごしやすいまちをつくるとともに、物質的な豊かさのみならず、精神的な豊かさをも実感できるまちとして、人口減少、少子高齢化社会を安心して過ごすことができる希望にみちたまちを目指します。

#### 《まちづくりの基本方針に基づく主な取り組み》

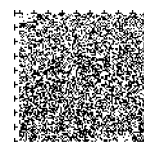
市民の健康づくりを支える取り組み

安心して子どもを産み育て、子育てしやすい取り組み

誰もが社会の一員としていきいきと暮らせる取り組み



健康さくら21まつりの様子



## II

### 「快適で、安全・安心なまちづくり」

～自然環境の保全、安全に配慮した生活環境の確立～

本市は、印旛沼や谷津、樹林地など、豊かな恵みをもたらす自然を享受し、地域社会を形成してきました。

しかしながら、利便性の高い快適な生活を求める社会状況の中で、自然環境への配慮が低下し、緑の減少や生物多様性に与える影響が危惧されるなど、様々な環境問題が顕在化している状況がうかがえます。

特に、印旛沼の水質は、下水道の整備を中心に水質汚濁の防止に努めてきたことにより、数字の上では徐々に改善の方向に向かっていますが、飲料水利用の湖沼としては、常に全国ワースト上位に位置する状況にあります。

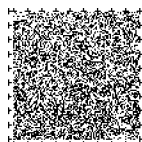
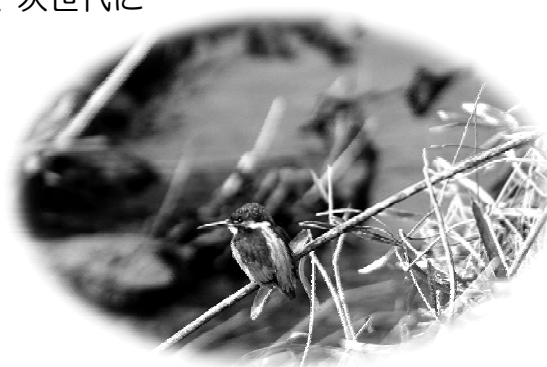
このようなことから、豊かな恵みをもたらしてくれる自然と共生しながら、将来にわたり安心して暮らせる環境づくりのため、地球温暖化対策や自然環境の保全、ごみの減量化と資源の効率的な利用に向けた再資源化など、環境保全への取り組みを推進します。

なかでも、印旛沼を取り巻く自然環境の保全については国、県、流域市町との連携を図り、印旛沼のきれいな水質を取り戻すための取り組みを推進していきます。

そして、人と自然が共生する社会を構築し、次世代に引き継いでいきます。

#### 谷津

台地に樹状に深く刻まれた谷間のこと。谷津の多くは豊富な湧水などを利用した水田として活用され、現在ではその水田(谷津田)と谷の両側の斜面の雑木林までを含めた一体的な環境を持って谷津と呼ぶようになった。



また、情報通信の高度化や交通の広域化などの社会環境、経済環境の目まぐるしい変化に伴い、犯罪、交通事故、消費者問題など、市民の生命、財産を脅かす諸問題が発生しています。

このため、日常生活における不安を軽減し、市民の誰もが安全、安心に暮らすことができるよう、防災、防犯体制の強化、交通安全、消費者問題などの対策に努めます。

これらの取り組みにより、自然と共生し、快適で安全、安心に暮らせるまちを目指します。

《まちづくりの基本方針に基づく主な取り組み》

自然環境の保全

暮らしやすい生活環境の充実

消防・救急体制など災害に備えた体制整備の充実

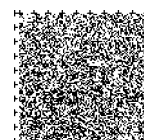
安全・安心に生活できるしくみづくり



水防訓練



高崎川



### Ⅲ

## 「心豊かな人づくり、まちづくり」

～教育の充実、スポーツ活動の推進～

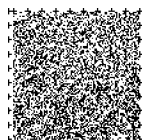
青少年の成長過程においては、自分の生きている社会に誇りを持ち、自らの生き方や人間観を創り上げていくという青少年自身の向上心の養成と、家庭や学校を含めた地域社会が互いに協力して青少年を育成することも必要です。

このようなことから、地域の歴史、自然、文化を活かした学習をはじめ、まちづくりへの参加などを通じて、青少年の心身の健康と学力の向上を図り、心豊かでたくましく生きる力や佐倉に誇りと愛着を持つことができるような教育を進めるとともに、安全、安心な教育環境の整備に努めます。

また、青少年が自立した個人としての自己を確立するとともに、自らの力で未来の社会をよりよいものに変えていく力を身に付けることができるよう、家庭や地域、学校などの関係機関が連携し、社会全体で次代を担う青少年の健全育成に努めます。

一方、社会教育の観点では、市民の学習に対する様々な要望に的確に応えるとともに、市民一人ひとりが地域の一員としてまちづくりをするという気概を示し行動することが求められています。

さらに、多岐にわたる市民の関心や興味に応えられるような学習環境の整備や、歴史・文化について共通の興味関心を持つ仲間が集い、地域散策や地域研究を深めるなどの市民学習を支援します。



これらの取り組みにより、郷土佐倉の先覚者の伝統を受け継ぎ、地域への理解と愛着を深めるとともに、生きがいを持てる人づくり、地域づくりを進め、豊かな地域文化の創造につながるようなまちを目指します。

スポーツの観点では、市民がスポーツを行う良好な環境をつくるために、岩名運動公園、市民体育館などを整備するとともに、全国各地からの参加者が1万人を超える佐倉朝日健康マラソン大会などを開催しています。

また、スポーツは健康づくりだけでなく、集団活動を営むうえで基礎となる協調性や社会性を身につけ、精神的なストレスの発散、生活習慣病の予防など、心身両面にわたる健康保持・増進につながります。

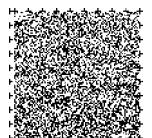
このようなことから、いつでも、どこでも、生涯にわたりスポーツを気軽に楽しむことのできる環境づくりを推進します。

《まちづくりの基本方針に基づく主な取り組み》

- 地域から信頼され地域に支えられる学校づくり
- 家庭・地域とともに育む青少年の健全育成
- 生涯学習による地域活動の推進
- 佐倉学の推進
- 教育施設の整備及び適切な維持管理
- 年齢や目的に応じたスポーツ活動の推進



岩名運動公園



## IV

# 「明日へつながるまちづくり」

～産業経済の活性化、文化・芸術・観光の充実～

人々がいきいきと活動するまちには賑わいと活気が生まれ、産業は活発となり、まち全体が元気になります。しかしながら、日本は人口減少時代に入るとともに、都心への人口流出も重なり、地方都市においては、人口減少によるまちの衰退という深刻な問題に直面しています。

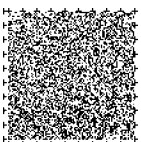
本市における農業、商工業、サービス業などの地域産業は、まちの活力を生み出す原動力であり、豊かな市民生活を支える上で大変重要な役割を担っています。特に、農業は、本市を支える重要な産業であるとともに、農地は、治水、水源涵養、自然循環機能などの役割も大きく、本市にとって貴重な財産です。また、田園風景は本市の代表的な景観のひとつであり、多くの市民に愛されています。

しかし、これらの地域産業は、社会経済情勢の著しい変化による競争の激化、不況の長期化、価格の低迷、高齢化や担い手不足など様々な要因によって大変厳しい状況に置かれているのも現実です。

このようなことから、市民、事業者、産業経済団体、行政などが産業の振興に係るそれぞれの役割について共通の認識を持ち、協働して取り組みます。また、地域の中小企業などの経営安定への支援や、後継者・担い手対策などにより安定した発展や活性化を図るとともに、業種連携や企業誘致などの新たな産業の創造などにより就業や雇用の機会を拡大する産業振興施策を推進します。

### 水源涵養機能

森林の土壌が雨水を貯え、河川へ流れ込む水の量を調節して洪水を防ぐとともに、川の水量を安定させる機能のこと。雨水が森林土壌を通過することにより、水質が浄化される。





これらの取り組みが、バランスを保ちつつ効果的かつ効率的に実施されるよう『佐倉市産業振興ビジョン』の実践などを進め、地域経済の健全な発展や市民生活の向上を目指します。

また、本市は、古代から連綿と続く歴史、印旛沼、谷津などの豊かな自然環境、国立歴史民俗博物館などの文化的施設に恵まれています。

さらに、印旛沼湖畔の佐倉ふるさと広場で行われる「佐倉チューリップまつり」や「佐倉市民花火大会」など、年間を通じて四季折々の様々なイベントが行われており、こうした自然環境、文化的施設やイベントは、多くの市民から愛されているだけでなく、市外からもたくさんの方の来客者を集めています。

また、市民によって、長く保護されて継承されてきた各地域の個性を表象する歴史、文化及び自然に係る文化資産を、数多く保有しており、今後も、これまでに市民が培ってきた文化資産を大切に保存し、後世に伝える必要があります。これらの重要性について、内外に向けた積極的な発信に努めます。同時に、若者から高齢者まですべての世代の観光客を市全体で出迎える「おもてなし」の心を育み、国内のみならず海外からも多くの人々が訪れるような、歴史と文化と芸術が息づく賑わいと活力のあるまちを目指します。

#### 佐倉市産業振興ビジョン

(平成 23～32 年度)

佐倉市産業振興条例(平成 22 年 4 月 1 日施行)第 7 条に基づき、産業振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画。

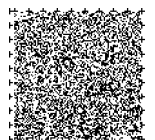
#### 《まちづくりの基本方針に基づく主な取り組み》

活気のある産業の推進

豊かな「農」の振興

多様で特色ある豊かな文化を継承する取り組み

「佐倉らしさ」(歴史、自然、文化)を活かした魅力的な観光の推進



## 「住環境が整備された住みやすいまちづくり」

### ～都市基盤整備の充実～

これからの10年間は、人口減少社会と少子高齢化を迎え、人口構成の変化を見据えた都市構造への転換を進めていくことが必要です。

そのためには、本市の特性である緑豊かな自然環境の大切さを再認識するとともに、水と緑に身近にふれ合える、都市と自然が調和したまちづくりを推進することが求められています。

また、本市の活性化には、駅周辺の商業・業務地の機能の充実を図るとともに、新たな産業拠点が形成されるよう土地利用を誘導し、さらに、それらの商業拠点や産業拠点を機能的に結ぶネットワークの形成を図る必要があります。

このようなことから、自然とまちの景観に配慮しながら、地域の個性や機能（農地、山林を含めた豊かな自然環境や歴史・文化的資産、住宅機能・商業機能など）を効果的に保全・再生・創出することにより、都市としてのポテンシャルを高め、すべての地域の人々がこれらの特性を享受でき、周辺市町や首都圏の人々からも親しまれる、個性と魅力にあふれたまちづくりを推進します。

次に、市民生活に欠くことのできない重要な社会基盤である上下水道については、より強固で安定したものとしていくために、安全で良質な水道水の供給を目指した上水道施設の改善、下水道施設の長寿命化及び計画的な改修などを推進します。

ポテンシャル  
可能性としての力。

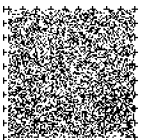
#### 市内の鉄道駅

##### 【京成電鉄本線】

- ・志津駅
- ・ユーカリが丘駅
- ・臼井駅
- ・佐倉駅
- ・大佐倉駅

##### 【JR東日本鉄道総武本線】

- ・佐倉駅



また、道路関連事業については、厳しい財政状況のもと、これまで以上に事業費の重点的な配分が不可欠となります。そのため、既存道路の維持補修、新規道路の建設にあたっては、緊急性、重要性を明確に分析するとともに産業経済などへの影響なども考慮し、短期、中期、長期の視点を持った取り組みを推進します。

さらに、公共交通の利便性の向上を図るとともに、広域的なバランスのとれた交通体系の構築を推進します。

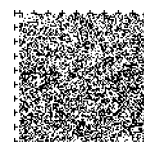
これらの取り組みにより、全ての人が安心して快適に住み続けられるまちを目指します。

《まちづくりの基本方針に基づく主な取り組み》

- 個性を活かした魅力と活気にあふれるまちづくりの推進
- 誰もが安心して快適に住み続けられるまちづくりの推進
- 花とみどりのまちづくりの推進
- 交通体系の構築の推進



佐倉城址公園



## VI

# 「ともに生き、支え合うまちづくり」

～市民とともに地域の絆をそだてる行政運営～

市民と行政がともに支え合う市民協働のまちづくりを推進していくためには、地域活動の推進母体となるコミュニティの形成を促進していく必要があります。そのために、活動拠点の整備、地域活動を担う人材の育成、各種団体との連携・協力など、地域コミュニティ活動の環境整備をさらに進めるとともに、お互いに理解を深め合い、その役割と責任を明確にしながら、地域課題の解決に取り組んでいきます。

全ての市民生活・市民活動において基本的人権が保障されていることが前提であると言えます。「人権尊重・人権擁護都市宣言」に基づき、市民が人権問題について考える機会を提供するなど、お互いを尊重し合う意識づくりに継続して取り組むとともに、性別に関わらず男女があらゆる分野に平等に参画する、男女平等参画社会の実現を目指します。

また、本市は、国際社会の一員として国際協調の視点をふまえ「平和都市」を宣言しており、佐倉平和使節団として原爆被爆地に中学生を派遣するなど、世界の恒久平和を願い、積極的な取り組みを進めています。今後も、核兵器のない平和な世界の実現に努めます。同時に、多文化に寛容な市民生活を営むことのできる社会の実現を目指し、多文化共生の地域づくりを考える機会を提供していきます。

### 人権尊重・人権擁護都市宣言

(平成9年2月24日宣言)

わたしたちは、個性を認めあい、協調性のあるまちづくりをすすめています。みんなの顔がきらめいて、希望あふれる都市をつくりたいと願っています。

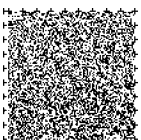
それは、一人ひとりが大切にされ、人間らしく生きることができるまちにすることです。

そのために、わたしたちは基本的人権を正しく理解して、人権感覚の向上に努めなければなりません。

わたしたちは、差別や偏見をなくすために、人権尊重の教育や啓発活動に積極的に取り組みます。そして、わたしたち一人ひとりが、人権擁護のまちづくりの主人公となるため、ここに佐倉市を「人権尊重・人権擁護都市」とすることを宣言します。

### 多文化共生

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認めあい、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。



これからの10年間は、著しく変化する社会経済のなかであっても、安定した財源の確保など市政運営において、諸課題はますます増大するものと考えられます。これらの諸課題に対応するため、限られた資源と厳しい財政状況のなかで、効果的、効率的な視点はもとより、公正、公平に市民サービスを提供する必要があります。

なかでも、初期投資に大きな経費を要する公共施設の建設、維持補修費などについては、施設を一つの経営資源と捉え、施設に係る経費の最小化や施設効用の最大化を図ることにより、良質な資産として次世代に引き継ぐ取り組みを推進していくことが必要となります。

今後においては、持続可能なまちづくりのため、社会状況の変化、地域の課題に的確に対応し、これまでに提供した行政サービスの成果などを検証しつつ、多種多様な市民ニーズに最も有効な施策の展開を図ります。

特に、積極的な民間活力の活用などを推進するとともに、本市の魅力ある資産や人が集まるイベントを活かした収入の確保に努めます。さらに、今後ますます進展が予測される高度情報社会において、必要なとき、必要とする情報を誰もが簡単に得られるよう、情報通信技術を活用した情報の共有や透明化を進めるとともに、各種媒体により市の魅力や取り組みを内外に向けて積極的に発信していきます。

#### 《まちづくりの基本方針に基づく主な取り組み》

- 市民協働・市民公益活動の推進
- 人権尊重・男女平等参画社会の推進
- 健全で質の高い行政運営の推進
- 情報提供・発信の推進
- 国際・平和の推進

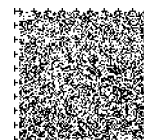
#### 平和都市宣言

(平成7年8月15日宣言)  
～非核三原則を守り核兵器廃絶をめぐして～

豊かな自然に恵まれた歴史と文化のまち佐倉。この良好な環境のなかで、やすらぎに満ち、健康で平和な生活を維持することが佐倉市民共通の願いです。

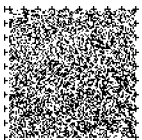
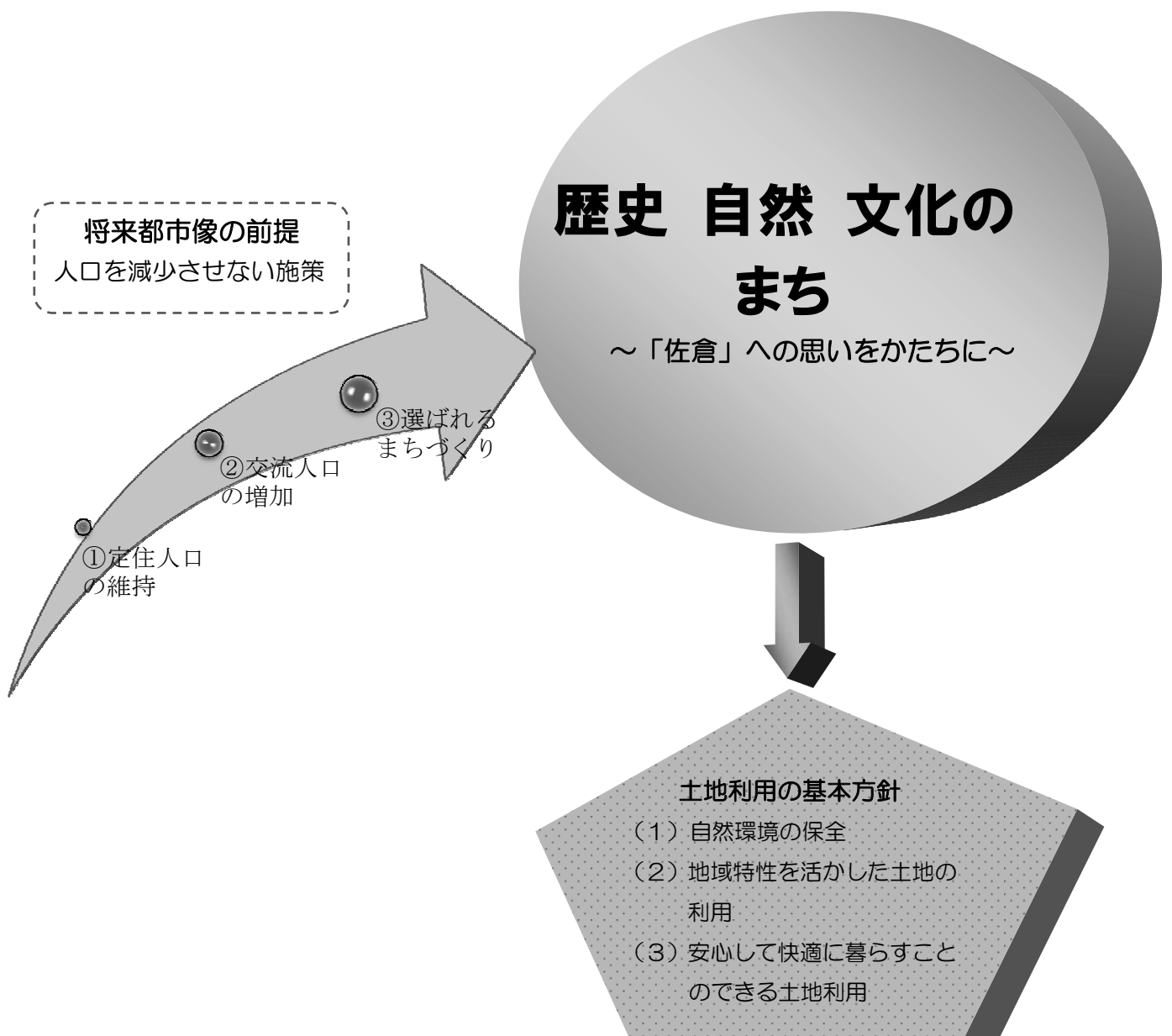
佐倉市民は、悲惨な戦争や戦争のない世界を強く願い、軍縮の推進はもとより、特に、人類及び地球の破滅につながる核について非核三原則を守り、核兵器の全面禁止と廃絶をめぐして、最大の努力をしなければなりません。

戦後50年の年にあたり、佐倉市民は、戦争の犠牲者に追悼の誠を捧げ、国際社会の一員として、国際協調の視点をふまえ、世界の恒久平和を実現するため「平和都市」を宣言します。



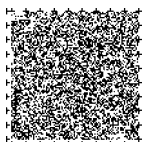
# 総合計画体系図Ⅱ

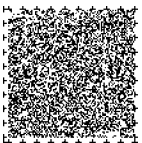
(将来都市像に向けて～まちづくりの基本方針)





# まちづくりの基本方針







# 第4次佐倉市総合計画 前期基本計画

平成 23 年度（2011 年度）～平成 27 年度（2015 年度）



旧堀田邸  
(国指定重要文化財)

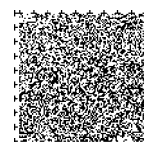
## この冊子を活用される皆様へ

「第4次佐倉市総合計画」は、平成 22 年 12 月 22 日に佐倉市議会において議決されました。

この度、本冊子を作成するにあたっては、分かりやすさ読みやすさを考慮して、写真、イラスト、図表等を加えるとともに、本文中の「なじみのない語」、「カタカナ語」については、右端に用語の解説を記載してあります。

また、本冊子には、「SP コード」を付けています。

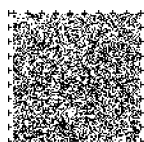
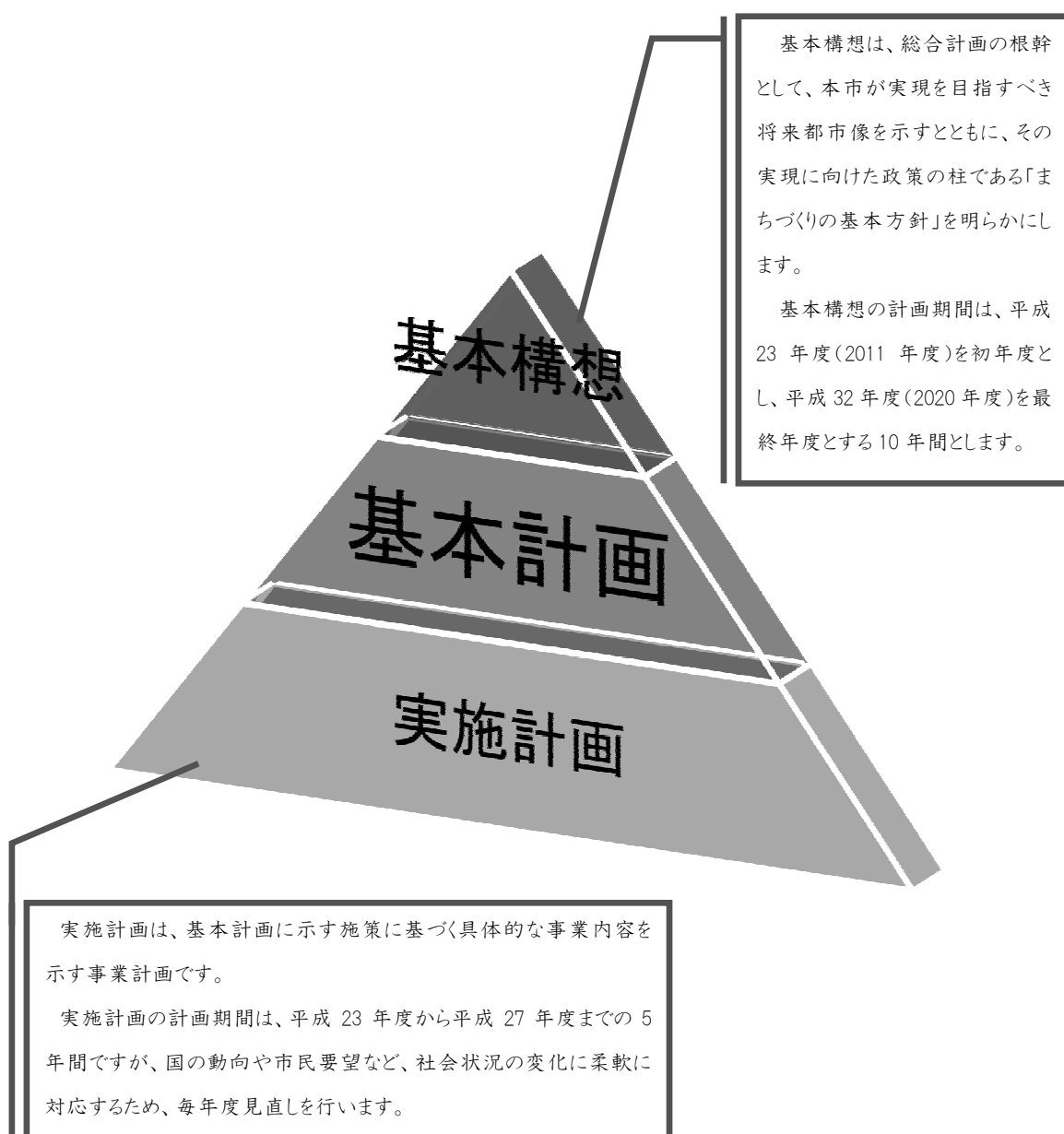
「SP コード」は、視覚障がい者などに向けて開発された、活字読み上げ装置用の音声コードです。「SP コード」を専用の読み上げ装置で読み取ると、記録されている情報を音声で聞くことができます。



## 1 基本計画の性格

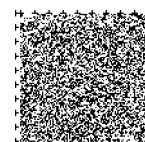
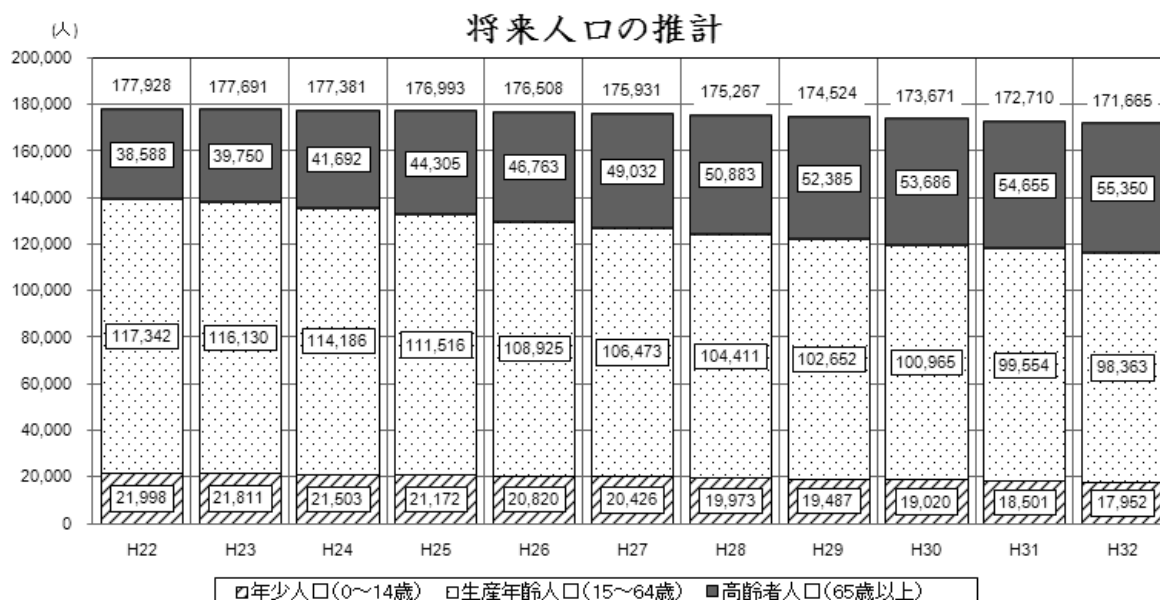
基本計画は、基本構想で示した将来都市像の実現に向けて、そのまちづくりの基本方針に基づき、推進すべき施策を体系的に表します。

基本計画の計画期間は、社会環境の変化などに的確に対応するため、平成23年度から平成27年度までの5年間を前期、平成28年度から平成32年度までの5年間を後期とし、前期終了年度に計画の見直しを行います。



## 2 人口の見通し

内容	年度	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
	総人口(人)		177,928	177,691	177,381	176,993	176,508	175,931	175,267	174,524	173,671	172,710
65歳以上人口		38,588	39,750	41,692	44,305	46,763	49,032	50,883	52,385	53,686	54,655	55,350
15-64歳人口		117,342	116,130	114,186	111,516	108,925	106,473	104,411	102,652	100,965	99,554	98,363
0-14歳人口		21,998	21,811	21,503	21,172	20,820	20,426	19,973	19,487	19,020	18,501	17,952
構成比 (%)	65歳以上人口	21.7%	22.4%	23.5%	25.0%	26.5%	27.9%	29.0%	30.0%	30.9%	31.7%	32.2%
	15-64歳人口	66.0%	65.4%	64.4%	63.0%	61.7%	60.5%	59.6%	58.8%	58.1%	57.6%	57.3%
	0-14歳人口	12.4%	12.3%	12.1%	12.0%	11.8%	11.6%	11.4%	11.2%	11.0%	10.7%	10.5%
総世帯数		70,144	71,127	72,112	73,095	74,070	75,037	75,998	76,958	77,901	78,828	79,748
世帯当たり平均人員		2.5	2.5	2.5	2.4	2.4	2.3	2.3	2.3	2.2	2.2	2.2



### 3 分野別計画

#### (1) 体系図

- I 「思いやりと希望にみちたまちづくり」
- II 「快適で、安全・安心なまちづくり」
- III 「心豊かな人づくり、まちづくり」
- IV 「明日へつながるまちづくり」
- V 「住環境が整備された住みやすいまちづくり」
- VI 「ともに生き、支え合うまちづくり」

#### (2) 全体体系図

##### 第1章 「思いやりと希望にみちたまちづくり」

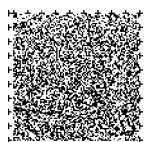
～保健・福祉の充実、子育て・子育て環境の充実～

1. 地域福祉活動が盛んなまちにします
2. 市民の健康づくりを支えるまちにします
3. 健やかな親子づくりに取り組むまちにします
4. 安心して子どもを産み育て、子育てしやすいまちにします
5. 子どもが安全に暮らせるまちにします
6. 地域ぐるみで子育てができるやさしいまちにします
7. 高齢者が安心して暮らせるまちにします
8. 高齢者が生きがいを感じられるまちにします
9. 障がいがある人も、その人らしく暮らせるまちにします
10. 地域医療が充実し、市民が安心して暮らせるまちにします
11. 安心して介護サービスを受けることができるまちにします
12. 適正に国民健康保険制度・高齢者医療制度を運用するまちにします
13. 生活困窮者の救済を行うまちにします

##### 第2章 「快適で、安全・安心なまちづくり」

～自然環境の保全、安全に配慮した生活環境の確立～

1. 自然環境が保全されたまちにします
2. 地球環境に配慮したまちにします
3. 快適な生活環境が保たれたまちにします
4. 消防・救急体制が充実したまちにします
5. 防災体制が整備されたまちにします
6. 安全に暮らせるまちにします
7. 市民が気軽に相談できるまちにします



### 第3章 「心豊かな人づくり、まちづくり」

～教育の充実、スポーツ活動の推進～

1. 市民が教育の主役になるまちにします
2. 佐倉学を推進します
3. 生涯学習による地域活動が盛んなまちにします
4. 家庭・地域と共に青少年を育むまちにします
5. 教育環境の整備を行います
6. 確かな学力が向上するまちにします
7. 心の教育が充実したまちにします
8. 地域から信頼され地域に支えられる学校のあるまちにします
9. 健康教育を推進するまちにします
10. スポーツが日常化したまちにします

### 第4章 「明日へつながるまちづくり」

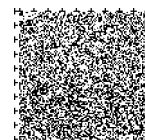
～産業経済の活性化、文化・芸術・観光の充実～

1. 力強い農業ができるまちにします
2. 魅力あふれる農村環境のあるまちにします
3. 商店街が元気なまちにします
4. さまざまな企業の活動が盛んなまちにします
5. 企業誘致を推進し、既存企業の新たな展開を促進します
6. 雇用が安定したまちにします
7. 住んでよし、訪れてよしのまちにします
8. 「佐倉ならではの」を創造・発信するまちにします
9. 芸術文化活動の盛んなまちにします

### 第5章 「住環境が整備された住みやすいまちづくり」

～都市基盤整備の充実～

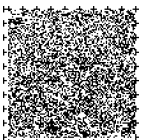
1. 個性が活きる、住み続けたいまちにします
2. 住環境が良好なまちにします
3. 道路環境が充実した安全で快適なまちにします
4. 安定した水の供給を行います
5. 生活環境の改善を推進するまちにします
6. 花とみどりのまちにします
7. 公共交通機関が利用しやすいまちにします



## 第6章 「ともに生き、支え合うまちづくり」

～市民とともに地域の絆をそだてる行政運営～

1. 地域のまちづくり活動が盛んなまちにします
2. ボランティアやNPOなどの活動が盛んなまちにします
3. お互いの人権を尊重しあうまちにします
4. 男女がともに参画できるまちにします
5. 一人ひとりが恒久平和を願い行動するまちにします
6. 国際化推進のまちにします
7. 誰もが必要な情報を得ることができ、  
自らの意見を市政に反映することができるまちにします
8. 適正な行政運営の確立に努めます
9. 健全な財政運営を進めます
10. 次世代に良質な資産を引き継ぎます
11. 市民サービスの利便性の向上に努めます



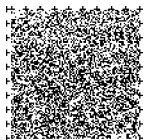
# I

## 「思いやりと希望にみちたまちづくり」

～保健・福祉の充実、子育て・子育て環境の充実～

### 第1章体系図

1. 地域福祉活動が盛んなまちにします 【地域福祉】
2. 市民の健康づくりを支えるまちにします 【健康づくり】
3. 健やかな親子づくりに取り組むまちにします 【健やか親子】
4. 安心して子どもを産み育て、子育てしやすいまちにします 【子育て】
5. 子どもが安全に暮らせるまちにします 【子どもの安全な暮らし】
6. 地域ぐるみで子育てができるやさしいまちにします 【地域ぐるみ子育て】
7. 高齢者が安心して暮らせるまちにします 【高齢者が安心なまち】
8. 高齢者が生きがいを感じられるまちにします 【高齢者の生きがい】
9. 障がいがある人も、その人らしく暮らせるまちにします 【障がい者福祉】
10. 地域医療が充実し、市民が安心して暮らせるまちにします 【地域医療の充実】
11. 安心して介護サービスを受けることができるまちにします 【介護サービス】
12. 適正に国民健康保険制度・高齢者医療制度を運用するまちにします 【国民健康保険、高齢者医療】
13. 生活困窮者の救済を行うまちにします 【生活困窮者救済】



## 【地域福祉】

### 1 地域福祉活動が盛んなまちにします

#### ●現状と課題

##### 福祉ニーズに対応する支援体制の拡充

少子高齢化の進展やライフスタイルの多様化などに伴い、地域社会における福祉ニーズが高まっています。このような状況に対応するため、市の相談窓口の拡充とともに、保健、医療、福祉サービスの提供環境を強化していく必要があります。

##### 地域福祉推進体制の拡充

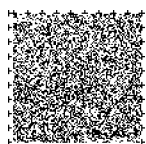
だれもが住み慣れた場所で、自分らしく、幸せに暮らし続けるためには、地域のすべての人々で支え合い、助けを求めている人が適切にサービスを受ける体制づくりが必要です。そのため、市民による自主的な福祉活動への取り組みを支援するとともに、組織や人材の育成を図り、地域福祉の推進体制を拡充していく必要があります。

#### ●基本方針

だれもが住み慣れた場所で、自分らしい生活を維持していくことができるよう、地域支援団体などによる地域の福祉活動が充実するよう、各種の支援を実施します。また、各種福祉サービスに対する住民ニーズは、多種多様化していることから、各種福祉サービスに関する相談窓口の一元化に努めるとともに、行政、地域住民、地域支援団体などが協力・連携する中で、地域の様々な課題解決に向けたさらなる連携体制の強化を推進します。



地域福祉計画策定過程  
タウンミーティングの様子





## ●施策

### わかりやすい相談窓口と情報の発信に努めます

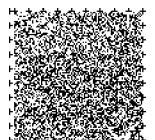
多様化している福祉に関する相談窓口についての相談機能の充実を図り、組織的な相談体制づくり、情報提供を推進します。

### だれもが地域で福祉に関心を持ち、ともに支え合うまちづくりに努めます

社会福祉協議会や社会福祉法人、NPO 法人及びボランティアなどをはじめ、市民による自主的な福祉活動を支援し、地域の人々の福祉活動への参加を促進します。また、市民だれもが、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域住民相互の支え合いによる地域福祉コミュニティづくりを推進します。



社会を明るくする運動



## 【健康づくり】

### 2 市民の健康づくりを支えるまちにします

#### ●現状と課題

##### 地域での健康づくりの重要性

健康づくりを推進するためには、市民自らが「自分の健康は自らづくり・守る」ことを心がけることが重要です。行政が保健事業を提供することに加え、市民一人ひとりが健康に関心を持ち、自分自身で行動し、地域の中で支えあい、励ましあって取り組んでいくことが必要です。

##### 生活習慣（食習慣、運動不足、ストレス、喫煙、飲酒、口腔衛生など）の改善

平均寿命が延びている反面、生活習慣病で亡くなる方が約6割を占めています。生活習慣病は、日々の生活習慣の積み重ねが関係していることから、その改善により予防や発症を遅らせることができます。そのため、生涯を通じた健康診査やきめ細かな保健指導が求められています。

##### 健診（検診）受診率や予防接種率の向上に向けた普及啓発の強化

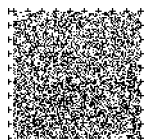
病気の予防、早期発見、重症化防止に資する各種がん検診及び予防接種などの機会を確保するとともに、これらが健康の保持に欠かせないものであることについて周知していく必要があります。

##### 口腔

口からのどまでの間。口の中の空間。



健康さくら21まつりの様子



## ●基本方針

特定検診、各種がん検診、予防接種、保健指導などの保健事業の充実を図るとともに、地域でのリーダーの育成に努めつつ、市民が主体的に行う健康づくりの活動を支援することで、地域での健康づくり活動を推進します。

## ●施策

市民とともに地域の健康づくりを推進します

市民自らが健康づくりを推進できるように、人材の育成及び地域での健康づくり活動の支援をします。

生活習慣病の予防を推進します

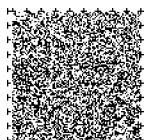
特定健診や保健指導により生活習慣病の予防を推進します。

がん・感染症などの早期発見・重症化防止に努めます

各種がん検診、予防接種などの保健事業を充実させるとともに、正しい知識の普及啓発をはかり、疾病の予防、早期発見、重症化の防止などを推進します。



健康診断



## 【健やか親子】

### 3 健やかな親子づくりに取り組むまちにします

#### ●現状と課題

##### 妊娠・出産、乳幼児期を通じた母子の健康の確保

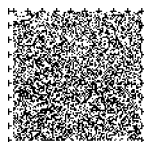
妊娠・出産・乳幼児期を通じ、母子の健康が確保されるよう健康診査や保健指導の体制を充実する必要があります。また、核家族化の進展により、子育ての孤立化、育児不安、子供への虐待などの問題が深刻化しています。妊娠・出産・育児の各時期を通じ、子育てに前向きに取り組めるよう支援をする必要があります。

##### 小児の感染症の予防

小児の感染症のまん延を防ぎ、重症化する子どもを少しでも減らしていくよう、感染症に対する正しい知識の普及と定期的予防接種率向上に努めることが必要です。

#### ●基本方針

妊娠・出産・育児の各期に応じた情報の提供、健康診査、個別相談などの母子保健事業を通じ、母子の健康の保持・増進と乳幼児の健全育成を進めます。あわせて予防接種の充実と感染症に関する正しい知識の普及啓発に努め、小児の健康を守り健やかな成長を支えます。



## ●施策

妊娠・出産・育児の各期に応じ母子の健康保持に必要な支援を行います

妊娠、出産、育児の各期に応じ、健康診査、相談、訪問指導など母子の健康保持に必要な支援を行います。

乳幼児・小児の感染症予防を進めます

予防接種事業の充実を図るとともに、感染症に関する情報提供、正しい予防知識の普及啓発などに努め、感染症の予防、罹患した場合の重症化防止を図り、乳幼児の健康を守ります。



## 【子育て】

# 4 安心して子どもを産み育て、子育てしやすいまちにします

### ●現状と課題

#### 待機児童の増加

女性の就業率の高まりに伴い、保育園の入園率が高まり、保育園には入れない待機児童が発生しています。

#### 保育ニーズの多様化

就労形態の多様化などにより保育ニーズも年々多様化し、延長保育や一時預かり、休日保育など、多様な保育サービスが求められています。

#### 学童保育所の整備・拡充

入所児童数が過密となっている施設と、入所児童数が数名の施設が発生しています。また、全ての施設における小学校6年生までの利用受け入れや、長期休暇中のみでも利用できる体制整備の要望があります。

#### 子育てに係る経済的支援の推進

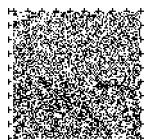
子育てに要する経済的負担の軽減を図るため、保育料の適正化や子どもの手当の支給、乳幼児・子どもの医療費助成など、経済的な支援を行っていく必要があります。

#### ひとり親家庭などへの支援体制の充実

ひとり親家庭などが増加する中、経済・雇用状況など、ひとり親を取り巻く環境は大変厳しいものとなっています。相談体制を充実するとともに、経済的支援、子育て及び日常生活支援、就労支援が総合的に行われることが求められています。

#### 学童保育所

学童保育所・児童クラブは、保護者が就労等により日中、原則として小学校1年生～3年生(一部の学童保育所については1年生～6年生)の児童の面倒を見られないとき、放課後の生活の場を与え、遊びの指導を行うことにより児童の健全育成を図ることを目的とするもの。公立、私立を併せた市内の学童保育所設置数は28箇所(平成23年3月時点)。



## ●基本方針

待機児童ゼロの推進など保育サービスの量的な充足を目指すとともに、保護者の就労形態の多様化に対応し、利用者の立場に立った保育サービスの拡充を進めます。

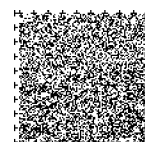
また、学童保育のサービス内容などについて、より市民ニーズを踏まえ見直しを進めるとともに、整備がなされていない小学校区の解消、入所児童の過密の解消、すべての学童保育所（児童クラブ）における小学校6年生までの受け入れなどについて、検討します。

子どもの保健対策を充実するとともに子育て世帯の経済的負担を軽減するため、子どもが病気や怪我などにより受診した場合の医療費を助成します。また、子どもの養育支援に係る手当を支給するなどして、安心して子育てができる環境を整備します。

ひとり親家庭などへの支援体制については、ひとり親家庭自立支援員の配置、児童扶養手当の支給、医療費の助成、自立支援費の支給及び入学・就職時の祝金の支給などにより、生活の安定と自立支援の充実を図ります。



学童保育所の様子



## ●施策

### 保育サービスの拡充を図ります

保育園の受け入れ枠の拡大などにより、待機児童ゼロを目指します。また、保護者の就労形態の多様化に対応し、延長保育の充実、一時預かりの拡充、病児・病後児保育など、保育サービスの多様化・拡充について検討します。併せて、民間保育施設の運営及び施設整備への支援について、国・県の施策を踏まえて手法の検討を行います。

#### 病児・病後児保育

保育園等に通っている児童が病気や病後の回復期にあり、集団保育等の困難な期間、病院等の専用スペースなどにおいて一時的に預かる事業。

### 放課後児童健全育成（学童保育）の充実を図ります

学童保育のサービス内容などを再検討し、改善を図ります。また、未整備小学校区の解消、入所児童の過密の解消、すべての学童保育所（児童クラブ）における小学校6年生までの受け入れについて検討します。また、児童インストラクターの人材の確保と資質の向上に努めます。

### 子育てに係る経済的負担の軽減に努めます

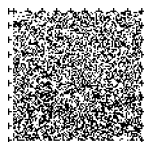
少子化の要因の一つとして、子育てに係る経済的負担があげられています。子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、適切な支援をしていきます。

### ひとり親家庭などの生活の安定と自立を図ります

近年、ひとり親世帯が増加してきており、その保護者の多くは、生活・就労・養育などの問題を抱えています。このことから、ひとり親家庭を支援するため、必要な相談・援助体制の充実を図ります。



保育園の園庭で遊ぶ子どもたち





## 【子どもの安全な暮らし】

### 5 子どもが安全に暮らせるまちにします

#### ●現状と課題

##### 児童虐待の防止

児童虐待の相談対応件数は増加傾向にあります。児童虐待の防止に向け、継続した市民への意識の啓発、関係機関とのネットワーク体制の強化、相談体制の充実が必要です。

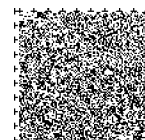
#### ●基本方針

家庭や関係機関からの相談・虐待通告に応じた必要な調査・指導を行うとともに、住民に身近な様々な機関のサービスやネットワークを活用し、児童虐待防止、早期発見、早期対応、支援まできめ細かな対応を行えるよう努めます。また、市民への普及啓発活動や研修機会の確保などにより、虐待防止の理解をさらに深め、虐待の未然防止や早期発見に努めます。

#### ●施策

##### 児童虐待防止対策を進めます

子どもへの虐待は、子どもの人権を著しく侵害し、子どもの心身の成長や人格形成に重大な影響を与え、時には命を奪うこともあります。虐待防止に向け、関係機関とのネットワークをさらに強化し、未然防止や早期発見、情報の共有化に努め、児童や家庭への支援を充実します。また、児童虐待防止の啓発活動を推進します。



## 【地域ぐるみ子育て】

# 6 地域ぐるみで子育てができるやさしいまちにします

### ●現状と課題

#### 地域社会における子育て機能や意識の希薄化

少子化や核家族化が進むにつれ、子どもを地域ぐるみで育むという、地域での子育て機能や意識が希薄になっています。

#### 育児不安を解消できない保護者の増加

核家族化の進行、地域社会の交流の希薄化などにより、子育てに関して誰にも相談できず、育児不安を抱え、孤立感を覚える保護者が増えています。

#### 相談内容の複雑・多様化

近年、子育てに関する相談の内容が複雑、多様化してきています。

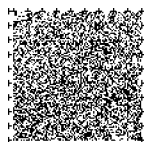
### ●基本方針

共働き家庭をはじめ、専業主婦家庭やひとり親家庭などを含めたすべての子育て家庭が安心して子育てを行うには、地域における子育ての協力が不可欠です。

子育てにかかわる市民活動などの奨励や、育児に係る相談、情報提供、交流の場づくりを通して、地域における子育て協力体制づくりを推進し、子育てに関する悩みや不安の軽減に努めるとともに、誰もが受け取りやすく、わかりやすい情報の提供に努めます。



児童センター



## ●施策

### 地域における子育て協力体制を整備します

さまざまな機会・手段を通して、社会全体で子育てをしていく意識を啓発します。また、市民、NPO、ボランティアなどが協力を進め、子育て支援を行う体制づくりを進めていくとともに、市民の自発的な活動の支援・育成を図ります。また、ファミリーサポートセンター事業により、地域における子育ての相互援助を支援します。

### ファミリーサポートセンター事業

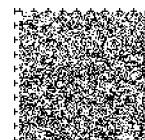
地域において、「子育てのお手伝いをしたい」、「子育ての手助けをしてほしい」人たちが会員となり、子育てがたいへんなときに地域で支援し合うシステム。佐倉市ファミリーサポートセンターでは、会員の皆様が安心して利用または活動ができるようアドバイザーが会員の連絡調整等を行う。

### 子育て情報の提供と、相談・交流の場づくりを行います

子育ての悩みや不安の軽減、解消を図るため、子育てに関する相談体制を充実させるほか、気軽に親子が交流できる場づくりや、必要な情報の提供を行います。



佐倉市子育て支援センター



## 【高齢者が安心なまち】

# 7 高齢者が安心して暮らせるまちにします

### ●現状と課題

#### 在宅福祉サービスの維持・充実

高齢化の進行による要介護者の増加に伴い、在宅での家族介護も増えることから、介護の不安や孤立感を抱える在宅介護者に対する支援を充実する必要があります。また、介護保険に該当しない在宅サービスを維持・充実する必要があります。

#### 福祉施設の整備・拡充

特別養護老人ホームや介護施設などの入所待機者が増加しており、施設の整備や拡充が求められています。また、施設職員の人材確保や待遇改善を図り、介護サービスの維持向上を図っていく必要があります。

#### 保健・福祉・介護に関する情報提供の徹底化

介護サービスや介護予防事業など市の高齢者福祉事業への市民の認知度が低い状況です。必要な情報を必要な人に届けるために、効果的な情報提供を検討し実施する必要があります。

#### 認知症に関する知識の普及と支援体制の強化

認知症の予防や早期発見による治療のため、また、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、市民一人ひとりが認知症に関する正しい知識を持つとともに、地域全体で支えるための体制を整備していく必要があります。

#### 介護予防の推進

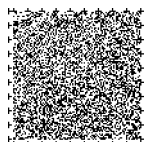
高齢者が要介護状態になることを防ぎ、住み慣れた地域での自立した生活を維持するため、介護予防に関する知識の普及と地域における自主的な取り組みを推進する必要があります。

#### 特別養護老人ホーム

寝たきりや認知症のために、日常生活において常時介護を必要とする人で、居宅での生活が困難な人に生活全般にわたって介護を行う施設。



「認知症サポーターがいます」  
ステッカー



## ●基本方針

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、保健・医療・福祉・介護の連携を強化します。また、高齢化の急速な進展に伴う高齢者福祉のニーズ拡大に対応するため、高齢者自身を含むすべての市民が福祉の担い手となって、お互いに支え合うため、福祉活動への市民参加の推進に努めます。

## ●施策

### 高齢者が生活しやすい環境づくりに努めます

『佐倉市高齢者福祉・介護計画』に基づき、福祉施設の整備や相談体制の強化、各機関との連携を図るなど、高齢者が生活しやすい環境づくりに努めます。また、さまざまな情報媒体を効果的に活用して高齢者の福祉・介護に関する情報提供の充実に努めます。

### 安心な老後を支える仕組みづくりに努めます

家庭や地域で支援を必要としている高齢者が、適正なサービスを受けることができるよう、地域包括支援センターを中心とした連携の強化に努めます。

認知症高齢者とその家族を地域で支援する仕組みと、認知症の早期発見・治療につながる連携の構築推進に努めます。

### 健康でいきいきとした生活づくりに努めます

高齢者が住み慣れた地域でいつまでも健康に過ごせるように、介護予防を推進し、健康の維持増進に努めます。

### 佐倉市高齢者福祉・介護計画

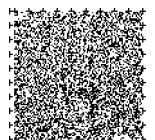
(第4期 平成21～23年度)  
高齢社会における福祉や介護の諸課題を、市民とともに解決し、誰もが暮らしやすい佐倉市にするための「高齢者のための総合的な計画」。高齢者の福祉及び介護保険事業運営に関する市の取り組みをまとめたもの。

### 地域包括支援センター

高齢者のための総合相談窓口。保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャーなどが中心となり、介護予防、虐待対応、成年後見制度利用など総合的な支援を実施。地域の民生委員、町内会、医療機関、ケアマネジャーなど、様々な関係機関とのネットワークを作り、高齢者を支援している。



介護予防教室の様子  
(佐倉市としとらん塾)



## 【高齢者の生きがい】

# 8 高齢者が生きがいを感じられるまちにします

### ●現状と課題

#### 就労機会の確保

老後の生計安定と社会参加による生きがいや健康の維持・増進を図るため、高齢者の就労機会を確保する必要があります。

#### 社会参加の促進

高齢者が地域とのつながりと生きがいを持って日々を送ることができるよう、その経験や知識を活用し社会参加を促進する必要があります。

#### 学習活動の推進

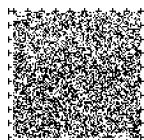
高齢者が心に張りをもって豊かな人生を送ることができるよう、実践型学習など学習活動を推進する必要があります。

#### 世代間交流の推進

高齢者の有する知識や経験などを伝承し、また、敬老意識の普及向上のため、世代間の交流を推進する必要があります。



敬老会



## ●基本方針

老後の生活の安定と社会参加による生きがいの確保、健康の維持のため、高齢者の就労機会や技術習得、学習の場の確保、社会参加の機会の提供に努めます。また、世代間交流事業による敬老意識の向上に努めます。

## ●施策

高齢者が楽しく生きがいのある暮らしづくりに努めます

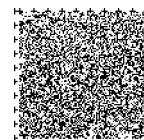
高齢者福祉作業所における各種講座の実施や高年齢者就業援助法人への支援を行い、就労機会の拡大など高齢者の就労支援に努めます。また、社会参加活動の場である規模拡大のための環境整備と支援、敬老会などによる世代間交流の推進に努めます。

### 高齢者福祉作業所

高齢者の方がこれまで得た知識や経験を活かしながら、就労や収入に繋がる技術の習得を図ることを目的として、籐工芸・七宝工芸・刺繍・竹工芸・園芸(盆栽、ガーデニング)の各講座を開催。



高齢者クラブの活動風景



## 【障がい者福祉】

# 9 障がいがある人も、その人らしく暮らせるまちにします

### ●現状と課題

#### ノーマライゼーションの理念が生きるまち

障がいのある人が障がいのない人と同じように地域生活を送ることが本来の望ましい姿です。このノーマライゼーションの考え方を基本としたまちづくりが必要です。

#### ノーマライゼーション

障がい者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方。

#### 障がいのある人の自立と自己決定を尊重するまち

障がいのある人も、住みなれた地域社会の一員として尊重され、その人らしく自立した生活を送るためには、自分のことは自分で決め、行動できる環境づくりが必要です。

#### 人と人とのつながりを大切にするまち

障がいのある人も、その人らしく暮らせるまちの実現のためには、当事者や家族だけでなく、近隣や地域をはじめ、ボランティア、障がい者関係団体、行政機関、教育機関など、多くの人たちの繋がりが重要です。



#### スピーチオ

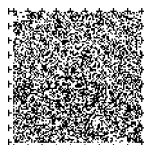
スピーチオは、高齢者や視覚障がい者に向けて開発された SP コード専用読み取り装置。紙に印刷されている SP コードを読み取ることで、記録されている情報を音声で聞くことができます。本冊子にも SP コードがついています。

#### 一人ひとりに応じたサービスが受けられるまち

障がいの種別や障がいの特性による違い以前に、人は、一人ひとりがそれぞれ異なった個性を持ち合わせています。障がいをもつ人のニーズを的確に把握し、必要な施策を進めていく必要があります。

#### だれもが生きがいを持って暮らせるまち

人は、人と人とが関わり合い、助け合い、地域を形成し、社会で共存しながら暮らしています。障がいのある人も、その人らしく暮らせるための社会環境の整備が必要です。





## ●基本方針

障がい者への理解を深めるための啓発・広報活動やボランティア活動などの促進に努め、障がいのあるなしに関わらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し、認め合い、支え合う社会の実現を目指します。

## ●施策

### 障がいに対する意識の啓発に努めます

障がいがある人も、その人らしく暮らせるまちの実現に向けて、社会全体が障がいについて理解できるような啓発事業、研修などを進めます。

### 暮らしの基盤となる支援（横断的支援）に努めます

障がいのある人が、充実した日常生活を送るために、差別や偏見の排除、相談体制の強化、コミュニケーション環境の整備など、バリアフリー社会の実現に努めます。

### 個々の障がいの特性に応じた支援（個別的支援）に努めます

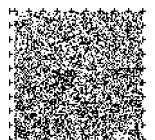
障がいがある原因となる暮らしにくさは、障がいの種別、特性、個人による違いがあります。地域生活支援事業などの推進をはじめ、教育・医療など、きめ細かな支援体制の充実、雇用の確保など、一人ひとりの障がいの特性に合わせた障がい福祉サービスなどに努めます。

### バリアフリー

道路や建築物の入り口の段差などの物理的なバリア「障壁」だけでなく、障がいのある人等が社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なバリアも含め、全ての人にとって日常生活の中で存在するあらゆる障壁を取り除くこと。



佐倉市南部よもぎの園



## 【地域医療の充実】

# 10 地域医療が充実し、市民が安心に暮らせるまちにします

### ●現状と課題

#### 相互連携体制による地域医療環境の充実

少子高齢化や社会環境の変化に伴い、市民の医療に対するニーズは、多様化・高度化しています。医療機関の相互連携体制の構築や市内医療機関の場所や診療科目、救急病院などの情報提供に努め、かかりつけ医のさらなる定着を図るなどの地域医療環境の充実を図る必要があります。

#### 地域における救急医療体制の維持

救急病院の受診者は年々増加し、救急医療の現場は疲弊してきています。市では、この疲弊する救急医療問題に関し、行政が一翼を担うことで負担を分散化させるため、地元医師会の協力のもとに休日夜間急病診療所や小児救急医療事業を運営してきました。しかし、一次医療、二次医療、三次医療といった機能が分担された救急医療を適切に受診できていない方もいることから、救急医療に関する情報を市民に啓発し、適正に利用していただくことにより、救急医療体制を維持していくことが必要です。

#### 特定疾患の患者の支援

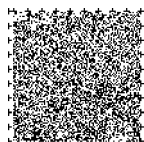
原因が不明で治療方法が未確立となっている特定疾患は、長期にわたり治療を要し、日常生活や社会生活に相当な制限を受けています。特に医療費が高額であるなど、患者の経済的な負担は大きなものがあり、その支援が必要となっています。

#### 休日夜間急病診療所

日曜日、祝日、または12/29～1/3の年末年始の休日の夜間などの通常の医療機関が診療を行っていない時間外の医療を確保するための診療業務。

#### 小児救急医療事業

時間外における子どもの救急医療を確保するため、地元医師会の協力により、小児科(内科系疾患)専門の初期救急医療機関として、小児初期急病診療所(健康管理センター内)を設置し、日曜・祝日、年末年始は午前9時から午後5時まで、また毎日午後7時から翌朝の6時まで診療を行っている。



## 新型感染症の流行などの健康危機対応体制の充実

平成 21 年に起こった新型インフルエンザ感染症の流行は、市民生活に大きな影響を及ぼしました。今後高病原性の新型インフルエンザの発生などが危惧されています。万一このような健康危機が発生した場合において、保育所などの児童福祉施設、幼稚園や小中学校などの学校教育施設をはじめとする市の様々な行政機能を維持し、医療体制を確保するとともに、市民へ正確な情報を迅速に提供するなど、市民生活を守る対策の強化が求められています。

### 高病原性

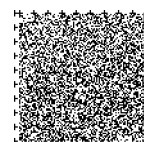
ウイルスなどの病原体に感染症を引き起こす性質があり、その程度が高いこと。

## ●基本方針

医師会、医療機関などと連携し、救急医療環境及び体制の維持・充実を図ります。また、医療情報の収集や提供に努めるとともに、感染症に対する健康危機対策を強化し、市民が安心して暮らせるまちを目指します。



小児初期急病診療所・休日夜間急病診療所



## ●施策

### 医療に関する情報の提供に努めます

市内の医療機関に関する情報の収集、市民への提供の充実を図ります。また、市民の健康・医療相談に応える体制を強化します。

### 救急医療体制を維持・充実します

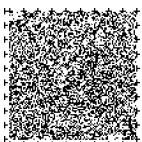
地元医師会や市内の病院と連携し、救急医療体制の維持・充実を図ります。

### 特定疾患の患者の支援に努めます

治療方法の確立していない特定疾患と闘う患者に療養見舞金を支給するほか、国・県の支援体制などに関する情報提供を行い、その支援に努めます。

### 健康危機対策を充実します

高病原性の新型インフルエンザの感染拡大などの健康危機が発生した場合における、情報収集、市民への情報提供、市の行政機能の維持など危機管理の視点に立った対策の強化に努めます。



## 【介護サービス】

### 11 安心して介護サービスを受けることができるまちにします

#### ●現状と課題

介護サービス利用者（利用希望者）の増加に対応した介護保険事務の体制づくり

要介護・要支援認定申請者数、介護サービス利用者数が年々増加の一途をたどっている現状を踏まえ、適正に介護サービスの提供が行えるよう介護保険料の確保、認定事務の体制整備、適正なサービス費の給付を行っていく必要があります。

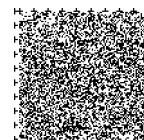
#### ●基本方針

介護サービス利用者（利用希望者）の増加に対応した介護保険事務の体制整備を図ります。

#### ●施策

介護を必要とする被保険者が、安心して介護サービスを受けられるまちづくりに努めます

介護サービス利用者（利用希望者）の増加に対応した介護保険事務の体制整備を図ります。



## 【国民健康保険、高齢者医療】

# 12 適正に国民健康保険制度・高齢者医療制度を

## 運用するまちにします

### ●現状と課題

#### 地域住民の健康保持増進と地域医療の確保

国民健康保険制度は財政基盤の脆弱化が進み危機的な状況にありますが、制度の将来にわたる持続的かつ安定的な運営を確保する必要があります。

#### 国民健康保険財政基盤の脆弱化

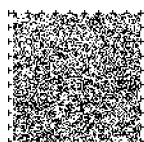
保険税収納率の維持向上と医療給付の適正化対策を進め、国保財政の安定化を目指した事業などに取り組む必要があります。

#### 特定健診などの受診率向上

特定健診及び高齢者を対象とする健康診査の受診率の向上などにより、医療費の削減、予防医療への意識啓発を進める必要があります。

### ●基本方針

制度の充実を図るために、適正な保険税の賦課を行うとともに、制度の周知、納税意識の啓発、滞納整理事務を充実し、収納率の向上を目指します。



## ●施策

### 適正に国民健康保険を運用するまちにします

国保財政の健全化、税負担の公平性、公正性の観点から、国民健康保険税の徴収率向上を図り、適切な滞納処分を実施します。

### 医療費の適正化に向け、予防医療の一環として特定健診、特定保健指導を実施します

メタボリックシンドロームに着目し、その発見と指導により生活習慣病を予防します。健診結果の必要度に応じて、本人に適した特定保健指導を行います。

### 医療費の適正化に向け、予防医療の一環として健康診査を実施します

糖尿病などの生活習慣病の早期発見、QOLの確保・介護予防を目的とし、健康診査を実施します。

### 高齢者医療制度の適正な運用に努めます

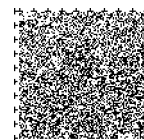
高齢者の方々が安心して医療が受けられるよう、高齢者医療制度の適正な運用に努めます。

#### メタボリックシンドローム (内臓脂肪症候群)

内臓脂肪型肥満(内臓肥満・腹部肥満)に高血糖・高血圧・高脂血症のうち2つ以上を合併した状態。

#### QOL (Quality of Lifeの略)

「生活の質」と訳されることが多い。医療の場においては、治療効果を優先させるだけではなく、治療後も患者の生活の質がなるべく下がらないような治療を目指すことが重要となっている。



## 【生活困窮者救済】

### 13 生活困窮者の救済を行うまちにします

#### ●現状と課題

##### 生活保護制度の適正な運用と自立の促進

生活保護については、受給者数の増加に加え、受給世帯が抱えている問題も年々複雑化してきています。制度を適正に運用し、同時に世帯の自立助長を効果的に行っていくことが必要です。

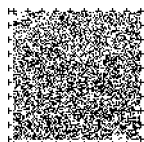
#### ●基本方針

生活困窮者に対する相談・支援体制の充実に努めます。

#### ●施策

##### 生活困窮者に対する相談・支援体制を充実させ、救済します

関係機関との連携を強化し、生活困窮者に対する相談・支援体制の充実に努めます。また、個々の世帯の実態に応じた援助計画に基づき、計画的な訪問指導を行い、生活保護の適正な実施に努めます。





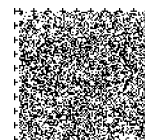
## II

# 「快適で、安全・安心なまちづくり」

～自然環境の保全、安全に配慮した生活環境の確立～

### 第2章体系図

1. 自然環境が保全されたまちにします  
【自然環境】
2. 地球環境に配慮したまちにします  
【地球環境】
3. 快適な生活環境が保たれたまちにします  
【生活環境】
4. 消防・救急体制が充実したまちにします  
【消防・救急】
5. 防災体制が整備されたまちにします  
【防災体制】
6. 安全に暮らせるまちにします  
【防犯・交通安全】
7. 市民が気軽に相談できるまちにします  
【消費生活・相談】



## 【自然環境】

### 1 自然環境が保全されたまちにします

#### ●現状と課題

##### 佐倉の自然環境の保全

本市における自然環境は、手つかずの自然ではなく、古くから人の営みと隣り合わせで身近に存在してきたものです。

本市の自然環境は、自然の象徴的な存在である印旛沼と、地域に特徴的な谷津環境、それらをめぐる水系の保全を図るとともに、多くの関係機関との連携を図っていくことが必要です。

##### 自然環境に対する市民意識の高揚

自然環境を保全していくためには、行政の活動だけでなく、市民にとって、自分たちの生活、活動と環境との関係に対する理解を深め、広げていくことで、社会全体での自然環境保全につながっていくことが期待されます。

##### 汚染の未然の防止

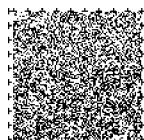
かつての産業型公害は、技術革新や法令の整備などにより減少していますが、いったん汚染されたものを回復するためには多大な費用と時間を要することになるため、未然の防止が重要となります。

##### 谷津

台地に樹状に深く刻まれた谷間のこと。谷津の多くは豊富な湧水などを利用した水田として活用され、現在ではその水田(谷津田)と谷の両側の斜面の雑木林までを含めた一体的な環境を持って谷津と呼ぶようになった。



畔田谷津の風景



## ●基本方針

谷津環境やビオトープなど、多様な生物の生息環境が保たれた場所を保全するとともに、そのような地域の自然環境に対する市民の理解を広め、市民による活動・行動につなげていけるような取り組みを進めていきます。

本市の豊かな自然環境を支える印旛沼及び河川の水質の浄化や地下水、湧水の保全など水循環の健全化を図ります。

また、大気、水質などの監視を継続的に行っていくことで、汚染の未然防止に努め、関係機関との連携、協力のもとに、速やかな発生源の特定、改善への指導や対策を進めていきます。

## ●施策

### 印旛沼をめぐる自然環境の保全を図ります

多様な生物の生息環境が保たれたビオトープなどの自然環境施設を保全し、国や県などの関係機関との連携を図っていきます。

### 印旛沼流域の水循環の健全化を図ります

地下水利用の現況調査、湧水の継続調査などを実施し、将来にわたる保全対策について専門家等を含む審議会等を設置・研究し、印旛沼流域の水循環の健全化を図ります。

### 地域の自然環境の知識の普及・啓発を図ります

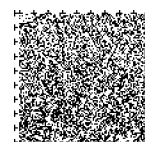
地域の自然環境に関する情報を積極的に発信し、市民や事業者等との連携協力による保全活動に取り組みます。



生きもの観察会

### 公害の防止、汚染の回復を図ります

大気、水質などの環境を監視するとともに、関係機関と連携しながら規制や指導を行うことで公害の未然の防止を図り、状況に応じて、拡散防止策や浄化対策も行います。



## 【地球環境】

# 2 地球環境に配慮したまちにします

### ●現状と課題

地球環境問題の深刻化と地域・市民レベルでの取り組み

京都議定書に基づき、2008年から2012年の5年間に、温室効果ガスの排出量を1990年比で6%削減することが義務付けられており、さらに2013年以降の地球温暖化対策の中期目標などが国際的に検討されています。

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、市の事務及び事業に関する温室効果ガスの削減に関する取り組みを進めるとともに、市民・事業者との協働による取り組みを図っていく必要があります。

#### 京都議定書

1997年12月に京都で開催された、気候変動に関する国際連合枠組み条約第3回締約国会議(COP3)で採択され、先進各国での二酸化炭素(CO2)やメタンなどの温室効果ガスの削減目標や国際制度について定めている。日本は2002年に締結し、2005年に議定書が発効した。削減率は国ごとに異なっており、日本は2008～12年の間に、1990年と比べて6%削減することを求められている。

#### 地球温暖化対策の推進に関する法律

1998年10月に可決、公布された法律。京都議定書を受けて、まず第一歩として、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めたもの。

日本に課せられた目標(温室効果ガスの1990年比6%削減)を達成するために、国、地方公共団体、事業者、国民の責務、役割を明らかにしている。

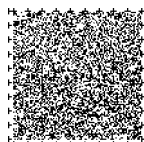
### ●基本方針

『佐倉市地球温暖化対策地域推進計画』に基づき、啓発活動などによって市民一人ひとりの行動に結び付けていくとともに、市役所が市内の一事業者として本市の事務及び事業に伴い排出される温室効果ガス排出量の削減を図っていきます。

#### 佐倉市地球温暖化対策地域推進計画

(平成20～29年度)

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第20条に基づき、京都議定書目標達成計画を勘案し、佐倉市の自然的社会条件に応じた、温室効果ガスの抑制等のための総合的計画。



## ●施策

市民生活における温室効果ガス削減の支援、啓発を図ります

市民一人ひとりが実践できる行動や、事業者による省エネルギー活動などの取り組みに対する啓発、支援活動を行います。

市役所の事務及び事業における温室効果ガス削減を図ります

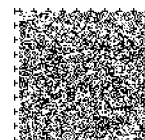
『(仮称)佐倉市地球温暖化防止実行計画』を策定し、市役所が市内の一事業者として、自らの事務及び事業に伴い排出される温室効果ガス排出量の削減を図ります。



エコドライブの啓発



エコライフ推進員による街頭啓発



## 【生活環境】

### 3 快適な生活環境が保たれたまちにします

#### ●現状と課題

##### 循環型社会の構築

高度経済成長期に定着した大量生産・大量消費・大量廃棄の生活・産業形態からの変革が求められる中で、生産・流通・消費の各段階における廃棄物処理体制を整える必要があります。

また、ごみの減量化・再資源化を進めていくためには、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を認識し、協力して3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進することが必要です。

#### 3R

リデュース(reduce 廃棄物の発生抑制)、リユース(reuse 再使用)、リサイクル(recycle 再生利用、再資源化)の頭文字をとった言葉。環境にできるだけ負荷をかけない循環型社会を形成するための重要な考え方。

##### 不法投棄の撲滅

佐倉市は地理的条件から不法投棄が行われやすい環境にあると考えられ、不法投棄の形態は変化しつつも、依然として続いている状況にあります。

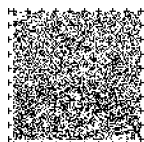
不法投棄については、事後的な対処には多くの費用がかかるため、未然の防止を図っていくことが必要です。

##### 地域における意識向上

指定区域における喫煙、ポイ捨てや空き地の雑草によるトラブル、公衆トイレがたびたび壊されるなど、公共の場を快適に保つための意識の向上、啓発が必要となっています。



資源ごみの中間処理



## ●基本方針

『一般廃棄物処理基本計画』に基づき、一般廃棄物の計画的な処理を行うとともに、ごみの減量化・再資源化を推進し、また、不法投棄の防止と地域における環境美化活動の支援、公共の場における意識向上など、市民の生活環境を快適に保つ取り組みを行っていきます。

一般廃棄物処理基本計画  
(平成 17～31 年度)

一般廃棄物(ごみ、し尿等)の現状を踏まえて、3Rを重視した廃棄物処理の基本的な方針と施策を定める計画。

## ●施策

### 計画的な一般廃棄物処理を行います

『一般廃棄物処理基本計画』に基づき、計画的な一般廃棄物の収集、処理を行います。

### ごみの減量化を図ります

資源回収団体活動の支援や生ゴミ処理機の普及などごみの減量化・再資源化を推進するための支援や啓発を行います。

### 不法投棄の防止を図ります

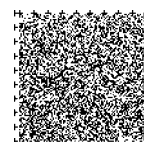
不法投棄防止の監視、指導の強化や地域の環境美化活動を支援します。

### 日常生活環境の保全を図ります

指定区域での喫煙、ポイ捨て禁止などの啓発活動や公衆トイレの維持管理など、清潔な環境を保つ取り組みを行います。



不法投棄ごみの回収



## 【消防・救急】

### 4 消防・救急体制が充実したまちにします

#### ●現状と課題

##### 防火意識の高揚

火災の被害を最小限に防ぐためには、初期消火などの防火知識・意識の普及を図っていく必要があります。

また、住宅用火災警報器の設置の義務化以降も設置率は低い状況であり、引き続き設置に向けた啓発を図っていく必要があります。

##### 地域の消防力の強化

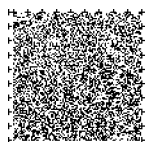
地域住民によって組織される消防団は、火災を含めた災害時の支援や、防火知識・意識の普及啓発に大きな役割を担っていますが、近年は団員数が定員に満たず、その確保が年々厳しくなっている状況です。

また、消防水利の不足している地域には防火水槽及び消火栓の新設を行っていますが、国の基準から見ると佐倉市消防水利は約 400 基の不足となっています。

#### ●基本方針

消防団員や資機材の確保及び消防団の活動支援を行うとともに、市民の防火意識の普及を図り、地域における消防力の充実を図ります。

また、常備消防については、八街市、酒々井町との共同による佐倉市・八街市・酒々井町消防組合において、消防救急体制の整備を図ります。





## ●施策

### 地域における消防力の充実を図ります

消火活動のための資機材や団員の確保、啓発運動の支援とともに、団員の能力向上のための訓練などを行い、また、消防団と消防組合、地域住民との連携が図れるような体制の整備を図ります。



### 消防・救急体制の整備を図ります

佐倉市・八街市・酒々井町消防組合による消防・救急体制を整備します。また、消防水利の確保及び公共施設にAEDを整備します。

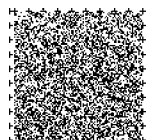
AED (自動体外式除細動器) Automated External Defibrillator の頭文字をとったもの。小型の器械で、体外(裸の胸の上)に貼った電極のついたパッドから自動的に心臓の状態を判断する。もし心室細動という不整脈(心臓が細かくブルブルふるえていて、血液を全身に送ることができない状態)を起こしていれば、強い電流を一瞬流して心臓にショックを与えることで、心臓の状態を正常に戻す機能を持っている。



消防操法大会



佐倉市・八街市・酒々井町消防組合



## 【防災体制】

### 5 防災体制が整備されたまちにします

#### ●現状と課題

##### 地域における災害への備え

大規模災害では、ライフラインの寸断、火災などにより、公的機関の活動が大きく制限されてしまうため、平常時から行政、市民及び事業者が、防災対策を意識し、それぞれの立場で活動するとともに、互いに協力していくことにより、災害による被害を未然に防ぎ、減らすことが重要です。

個人や地域での防災意識を高め、自助・共助にむけた地域での取り組みを、行政が支援していく必要があります。

##### ライフライン

電気、ガス、上下水道、電話など、生活に必要不可欠な基幹エネルギーの供給システム

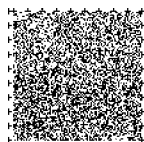
##### 防災体制の整備

災害時における情報伝達手段である防災行政無線は、市内全域を網羅していないことから、引き続き、計画的に整備を進めていく必要があります。

また、各避難所への防災井戸の設置、防災倉庫の資機材の管理、水害に備えた資機材の整備など、災害時の応急・復旧対策を実施するために必要となる市の災害対策体制を継続的、計画的に進めていく必要があります。

#### ●基本方針

自主防災組織や市民による災害への備えに対する支援や防災意識の啓発を通じて、地域における防災体制の充実を図ります。また、災害時に備えた情報伝達体制や資機材、防災施設などの災害時に対応する体制の整備を図ります。



## ●施策

### 防災に関する知識・意識の普及を図ります

防災に関する知識の普及を図るため、防災訓練や防災啓発センターなどを通じた啓発活動を行います。

### 地域における災害への備えを支援します

災害による被害を最小限に抑えるため、自主防災組織や耐震診断など市民自身による災害への備えに対して支援を行います。

### 災害に備えた体制を整備します

防災行政無線や防災井戸、防災備蓄倉庫などの防災・治水関連施設の整備を図ります。

災害対策本部組織など、防災体制の整備を図ります。

### 佐倉市民防災啓発センター

(ミレニアムセンター佐倉内)

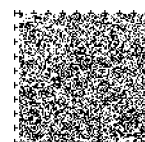
地震体験室や消火訓練室、煙体験室などを備え、楽しみながら防災について学ぶことができる施設。また、佐倉地区の地域防災拠点として地域防災集会所が設置され、地域の防災や防犯に関する会議などに利用できる。



地震体験車



防災訓練での炊き出し



## 【防犯・交通安全】

# 6 安全に暮らせるまちにします

### ●現状と課題

#### 治安に関する状況の変化と自主的な防犯活動

近年、自転車盗難、空き巣、車の部品ねらいなど、市民の暮らしを脅かす犯罪が多発しています。こうした犯罪の発生を抑制するために、一人ひとりの防犯意識とともに、地域での自主的な防犯活動が広がりつつあり、市や関係機関との連携を図っていく必要があります。

#### 交通事故件数と内容の変化

佐倉市の交通事故発生件数は減少傾向にありますが、高齢者の占める割合が増加傾向にあることから、社会状況の変化を踏まえた対策を、関係機関とともに進めていく必要があります。

### ●基本方針

犯罪の発生に歯止めをかけるため、警察など関係機関と連携を図りながら、市民への防犯意識の啓発を行うとともに、市民による自主防犯活動を支援していきます。

また、『佐倉市交通安全計画』に基づき、警察など関係機関と連携した交通安全対策、啓発活動を推進します。

### ●施策

#### 犯罪の防止を図ります

警察などの関係機関と連携を図りながら、市民の防犯意識の啓発、地域における防犯活動を推進します。

#### 交通安全対策を推進します

交通安全教室や街頭啓発などの交通安全意識の啓発や、警察などの関係機関への要望などを通じ、交通事故の減少を図ります。



歳末警戒出動式

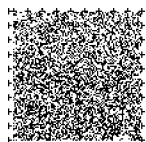
#### 佐倉市交通安全計画

(第9次 平成23～27年度)

交通安全対策全般について、「人」、「交通機関」、「交通環境」といった要素の関連を踏まえて、中長期的な施策を示した計画。



交通安全啓発



## 【消費生活・相談】

# 7 市民が気軽に相談できるまちにします

### ●現状と課題

#### 市民生活における様々な環境の複雑化

少子高齢化や高度情報化、国際化の進展などに伴い、私たちは以前にも増して多様なトラブルに巻き込まれる可能性が高くなっています。

市民が安心して日常生活を営むことができるよう、消費生活から法律、人権などの様々な問題に対応し、問題解決への糸口となりうる相談体制が求められています。



佐倉市消費生活センター  
(ミレニウムセンター佐倉内)  
消費生活に関する閲覧コーナー、活動コーナー、相談室など、消費者が気軽に立ち寄れる施設。

### ●基本方針

様々な問題へ対応できる相談体制を整えるため、弁護士や消費生活専門相談員などの専門家から、問題解決に向けた適切なアドバイスを受けられる体制を整備し、また、そうした問題に巻き込まれないようにしていくための啓発活動を推進します。

### ●施策

#### 安心な消費生活を送れるように努めます

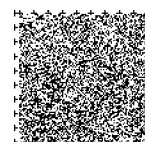
消費者問題についての知識の普及・啓発を通じて、多様なトラブルに巻き込まれない自立した消費者の育成を図るとともに、消費生活センターにおける消費生活相談を推進します。

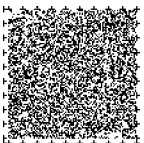
#### 法律相談などがしやすい環境整備に努めます

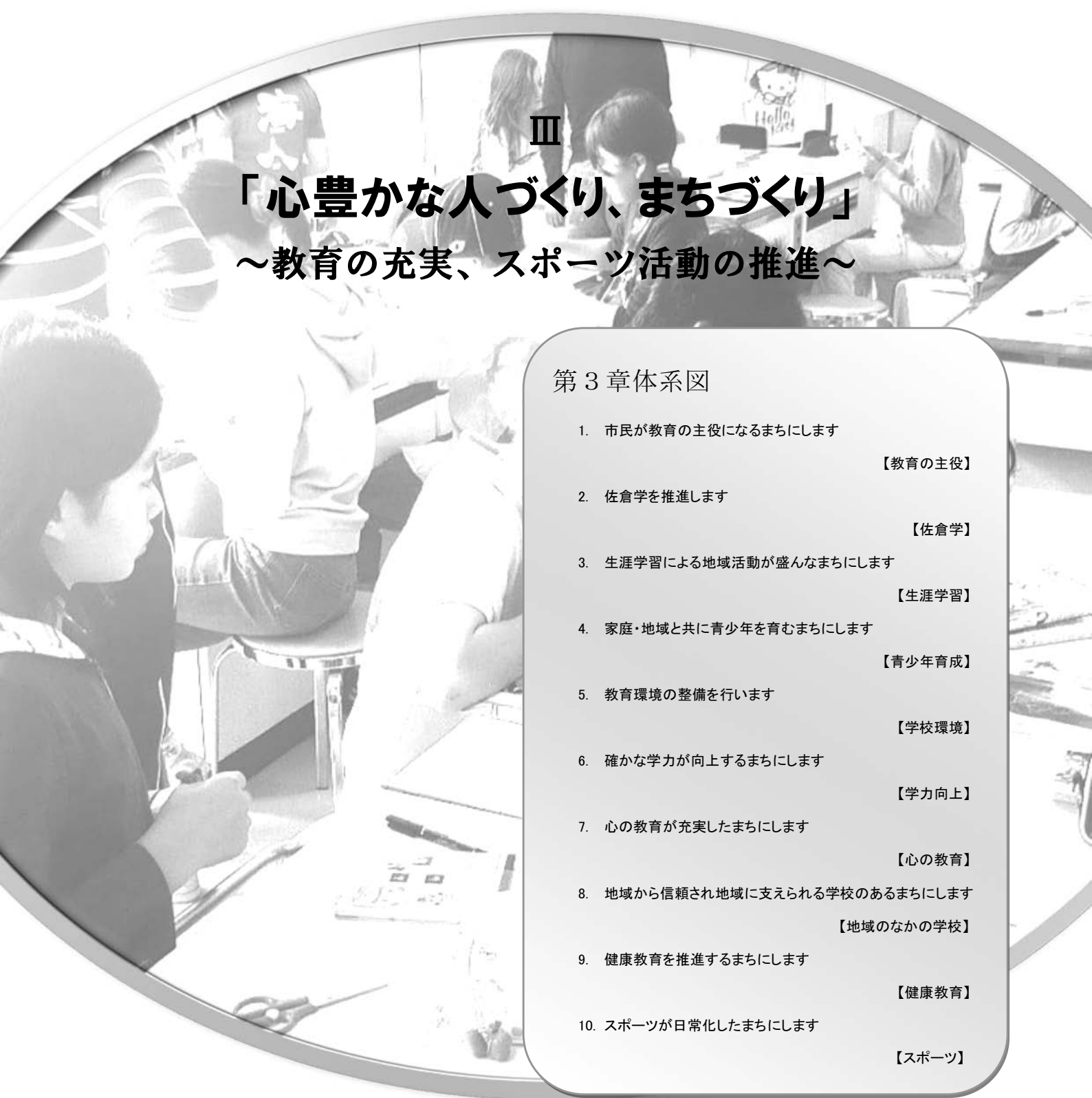
法律・人権・行政など、日常生活で起こる様々な問題に対し、市民相談の窓口を整備します。



消費生活展





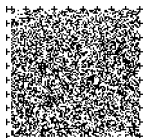


### Ⅲ

## 「心豊かな人づくり、まちづくり」 ～教育の充実、スポーツ活動の推進～

### 第3章体系図

1. 市民が教育の主役になるまちにします  
【教育の主役】
2. 佐倉学を推進します  
【佐倉学】
3. 生涯学習による地域活動が盛んなまちにします  
【生涯学習】
4. 家庭・地域と共に青少年を育むまちにします  
【青少年育成】
5. 教育環境の整備を行います  
【学校環境】
6. 確かな学力が向上するまちにします  
【学力向上】
7. 心の教育が充実したまちにします  
【心の教育】
8. 地域から信頼され地域に支えられる学校のあるまちにします  
【地域のなかの学校】
9. 健康教育を推進するまちにします  
【健康教育】
10. スポーツが日常化したまちにします  
【スポーツ】



## 【教育の主役】

# 1 市民が教育の主役になるまちにします

### ●現状と課題

#### “佐倉の教育”への市民参加の促進

これからの佐倉の教育に市民の参加・参画は欠かせません。市民が明日の佐倉の教育について考える機会や行動できる場の提供、情報の提供を一層進め、市民が主体的に佐倉の教育に参加・参画できる機会を提供する必要があります。

#### 市民文化祭の実施及び芸術文化活動に対する共催などの支援

市民文化祭を開催して、日頃の芸術文化活動の発表の場の提供と、その成果に市民が直接触れることができる機会を確保し、また、市民文化祭以外の芸術文化活動の行事に対する共催などの支援を行い、全市的な文化振興の進展に取り組む必要があります。



市民文化祭の展示

### ●基本方針

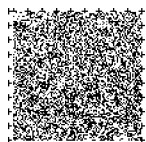
本市は中・長期の教育指針である『佐倉教育ビジョン』にもとづき、基本理念や基本理念のめざすべき佐倉市民像を達成するために、市民参加をはじめとする各種教育施策を実施していきます。

平成17年度に11月16日を「佐倉市教育の日」として設定しましたが、その前後の期間に「佐倉市教育の日」関連行事として各種教育に関する行事を開催し、教育について関心を持って考える機会を提供していきます。また、教育懇話会や市民文化祭、市民学習発表会など、市民が広く参加できる事業を展開していきます。

#### 佐倉教育ビジョン

(平成23～32年度)

佐倉の教育の指針となる基本理念やめざすべき佐倉市民像、基本理念を達成するための基本方針を示した計画





## ●施策

### 教育に市民が参加します

市民と教育に関する意見交換などを行い、教育に対する市民の関心を高めるとともに、今後の教育施策の推進を図ります。



佐倉城大手門（写真：個人蔵）

### 市民とともに教育と文化を育みます

11月16日の「佐倉市教育の日」を中心として、教育関連行事を開催するとともに、「佐倉市教育の日」の周知に努めます。

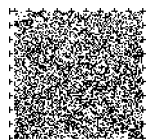
#### 「佐倉市教育の日」とは？

佐倉市議会平成17年2月定例会において「佐倉市教育の日」が議決され、平成17年3月24日に公布されました。

佐倉市が多くの人材を育てる「まち」として着実な歩み続けられることは、市民一人ひとりの願いです。その実現に向かい、佐倉市の教育のあり方を共に考え、共に活動することを目的として、11月16日を佐倉市教育の日と決めました。

天保4年(1833年)11月16日、佐倉藩主堀田正睦は、佐倉城三ノ丸御殿において藩政改革を宣言しました。この改革は、文武芸術の制、衣服の制、飲食の制、居住の制、音信贈答の制、吉凶の制からなり、日常の綱紀肅正、質素儉約を促す内容でした。とりわけ第1条に掲げた「文武芸術の制」では、「一術免許の制」を定め、藩士が文武芸術の中から何れかの「一術」を習得した場合は、増引を免除しました。

佐倉藩ではこれより以前、文政の改革で家禄歩引の制度を取り入れていました。家禄を受けている藩士が死去した場合、その家督を相続した者には歩引といって何割かを差し引いた家禄とするというものでした。天保の改革では、この歩引のほかにさらに支給額を減らす増引の制度が加わりました。藩士の子弟は、幼少の時からこの免許を得るために文武芸術の修行に励み、文武奨励の絶好の契機となったのです。藩財政の逼迫といった背景があったとはいえ、正睦公は藩士の士気高揚と人材育成、延いては藩全体の品位向上を意図したものと窺われます。



## 【佐倉学】

### 2 佐倉学を推進します

#### ●現状と課題

##### 佐倉学の推進

佐倉の自然、歴史、文化、ゆかりの人物を学び、将来に活かすことが佐倉学です。学校教育と社会教育が一体となってこれを推進することにより、佐倉に伝統として息づく「好学進取の気風と品格のある人材」の育成を目指しています。

地域への愛着を深め、郷土に対する誇りが生まれる、社会の発展に貢献する人材が育つ、心が豊かになり、品格と規範意識が育つことのために、佐倉の特性を活かした佐倉学を推進していく必要があります。

##### 地域教材を活用した学習の支援

図書館は地域を支える知の情報拠点となっています。そこで、佐倉学が定着し、息づいたまちにするためには、地域に関する資料を収集・整理し、その利用に供することなどにより学習の支援を充実していく必要があります。

#### ●基本方針

郷土佐倉に対する誇りや愛着を育むことを目的とする「佐倉学」を普及、定着させます。

学校教育では各小中学校の教育課程に佐倉学を位置づけ、主に社会科や総合的な学習の時間の中で佐倉を学ぶ学習を展開していきます。また、社会教育では、地域に関する資料を収集し、地域に関する学習資料として活用します。さらに、公民館での佐倉学講座、図書館での推薦図書リストの紹介や関係図書コーナーの設置など、佐倉学と連携した関連事業を実施します。

##### 佐倉学

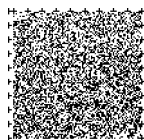
印旛沼などの恵まれた自然と原始・古代からの歴史、城下町として培われた文武両面にわたる文化、および、好学進取の精神に富み優れた業績を残した先覚者を佐倉市は有している。このような佐倉の自然、歴史、文化、ゆかりの人物について学び、将来に生かす姿勢が学校教育・生涯学習において取り入れられている。



学校教育における佐倉学



佐倉学副読本・郷土の先覚者



## ●施策

### 佐倉学を推進します

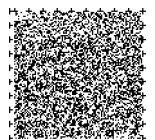
新しい地域文化を創るため、身近な教育資源を教材とする佐倉学関連事業を、各担当課や公民館・図書館などで連携して実施します。

### 地域教材を活用した学習を推進します

郷土に対する愛着を深めるため、佐倉の自然・歴史などの地域の教材を活用した学習を支援します。



地域教材をつかった授業風景



## 【生涯学習】

### 3 生涯学習による地域活動が盛んなまちにします

#### ●現状と課題

##### 生涯学習の環境整備

公民館・図書館などの社会教育施設は、地域における学習の拠点、人づくり・まちづくりの拠点として機能しています。そこで、いつでもどこでも学習できるように、施設の維持管理と整備を計画的に進め、利便性を高めていく必要があります。また、多様化する市民ニーズに対応するため、職員の資質向上が求められています。

##### 社会教育事業の推進

市民の文化力・教育力を向上するために、公民館・図書館などで社会教育事業を円滑かつ継続的に実施していく必要があります。また、市民の趣味、教養、健康など自己の才能を磨く生きがいづくりの学習を支援するためには、生涯学習に関する情報提供を充実していく必要があります。

##### 地域活動の担い手づくり

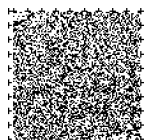
居住地域に帰属し、自ら地域を形成していこうとする気概と行動について、その意識を高めていく必要があります。また、近隣の人との関係の希薄化が進んでいるため、都市化の生活環境を改善していく必要もあります。そして、地域を活性化するためには、知の創造・継承・発展に貢献できる専門知識・技術を保持する地域の人材が、積極的に地域活動に参画できる基盤を整備していくことも必要となっています。



佐倉市民カレッジ



佐倉市民カレッジ卒業生団体の  
地域活動



## ●基本方針

公民館・図書館など社会教育施設の整備を総合的・計画的に進め、市民の生涯学習活動の場として提供します。また、生涯学習イベントなどに関する情報提供の充実や公民館などの社会教育機能を拡充します。地域活動の担い手づくりとして、コミュニティカレッジ、地域学びあい講座、地域出前講座の開設による、意識の高揚を図ります。



志津図書館

## ●施策

### 生涯学習の環境を整備します

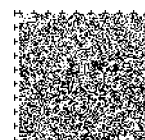
市民の多様な学習ニーズに対応するため、社会教育施設の維持管理・運営や環境整備などの充実を図るとともに、生涯学習活動の場として施設を提供します。

### 公民館・図書館などで社会教育事業を推進します

公民館・図書館などで社会教育事業の推進を図るとともに、各種講座、学習などに関する情報誌の発行や、ホームページによる情報発信を行い、生涯学習に対する関心、参画意識を高めます。



おはなし会



## 【青少年育成】

# 4 家庭・地域と共に青少年を育むまちにします

### ●現状と課題

#### 青少年を取り巻く環境

青少年を取り巻く環境は、少子化や核家族化の進展のほか、インターネットの普及による情報化が進んでいます。また、最近では、景気の低迷により若年層の雇用状況が悪化しています。これらを背景に、国は平成22年4月に子ども・若者育成支援推進法を施行し、社会全体で若者を支える仕組み作りに取り組み、地方公共団体もその役割が求められています。



成人式

#### 家庭の教育力の低下

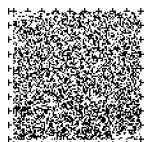
家庭教育は、すべての教育の原点であり、次代を担う子どもたちの健やかな成長にとって重要な役割を担っています。しかし、社会構造の変化などにより、家庭の教育力が低下してきているとの指摘もあり、子育てをするすべての人の不安感や負担感、孤立感を取り除き、子育ての喜びや楽しさを感じられるよう、家庭教育を支援していく必要があります。

#### 青少年の規範意識や社会参加意識の低下

青少年の実態として、規範意識が低い、対人関係能力が乏しい、社会への積極的な参加意識が低いことなどが一部で指摘されています。そのため、他人を尊重することの大切さ、個人としての権利とそれに伴う責任、正しい行い、人種・文化の多様性の価値など、青少年が身に付けるべき社会的スキルを学ぶ機会の提供（シティズンシップ教育）の推進が求められています。そこで、社会の一員として積極的参加と責任を果たす青少年の育成のための施策を推進していく必要があります。



通学合宿での炊事風景



## ●基本方針

地域の子どもたちの成長を支援するため、学校・家庭・地域社会とより一層の連携のもと、地域の教育活動を推進します。家庭の教育力向上を図るとともに、青少年健全育成のための団体支援や青少年活動の担い手を育成します。また、ジュニアリーダーの育成や、子どもの当事者性を活かした事業を展開します。



ジュニアリーダー  
初級認定講習会

## ●施策

### 家庭教育を支援します

家庭教育事業や地域の子育て事業、子どもたちの体験活動、家庭教育学級を実施します。

### 地域とのふれあいを増やします

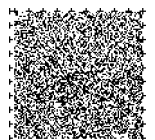
青少年が、命の大切さや社会のルール、物事の判断基準などを身につけられるよう各種ボランティア活動などを行う機会を提供します。青少年に対して、様々な体験の場を提供します。

### 青少年の健全育成に取り組みます

『青少年育成計画』を策定し、社会全体での青少年育成を総合的・計画的に推進します。この中で、青少年を取り巻く有害環境対策に取り組むほか、地域の中で、青少年の健全育成に向けて活動している各地区住民会議、青少年相談員、子ども会などの地域活動を支援します。

### 青少年育成計画

青少年育成の推進を図るために、学校、福祉、子育て、防犯、都市基盤の充実など、様々な青少年に関わる事業を把握、体系化した計画。



## 【学校環境】

### 5 教育環境の整備を行います

#### ●現状と課題

##### 学校施設の耐震化

子どもたちが学校で確かな学力を身につけるためには、学校が安全・安心な場所でなければなりません。老朽化した学校施設を、耐震診断に基づき、計画的に耐震補強及び改築・改造をする必要があります。大規模改修は計画的に進められるべき性質のものですが、耐震補強工事に要する経費の増大など、緊急性のある工事を優先せざるを得ない状況の中で、改修や改善のための投資が後回しとなり、十分な施設整備や改修に対応できない状況となっています。



学校の校庭で元気に遊ぶ  
子どもたち

##### 教育環境の整備

教育に必要な教材備品を計画的に購入し、学校の教育環境の整備を図る必要があります。また、施設設備のバリアフリー化などを行い、障がいのある子どもと共に学べる環境を整備する必要があります。

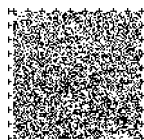
##### バリアフリー

道路や建築物の入り口の段差などの物理的なバリア「障壁」だけでなく、障がいのある人等が社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なバリアも含め、全ての人にとって日常生活の中で存在するあらゆる障壁を取り除くこと。

#### ●基本方針

子どもたちが一日の多くの時間を過ごす学校の安全・安心な環境を確保するために、学校施設の改修・改造を行います。

また、教材備品の一括購入や学齢簿システムの導入など、学校の教材備品の整備及び管理を行います。





## ●施策

### 学校の施設を整備します

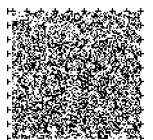
学校施設は子どもたちが長時間生活する場所であり、また、災害時には地域住民の避難場所としての役割を果たす重要な施設です。これらの機能を確保するため、国の補助制度を活用しながら、耐震化をはじめとする整備・改修事業を推進します。

### 学校の教育環境を整備します

学校の教育環境を整えるため、小・中学校における教材備品の購入による整備及び管理を行います。



耐震化改築工事施工後の佐倉中学校 校舎



## 【学力向上】

# 6 確かな学力が向上するまちにします

### ●現状と課題

#### 授業改善

これからの変化の激しい社会を担う子どもたちに必要な力は、社会を生きるための基礎・基本を確実に身に付け、自ら学び、自ら考え主体的に判断し、行動できるなどの力です。また、命を大切にし、社会のルールを重んじ他人を思いやるなどの心や人とのコミュニケーションを図る能力なども重要な課題です。そのために、学校では、子どもたちに「生きる力」を育むことを目指し、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させるとともに、思考力、判断力、表現力などの力を育む教育を推進するための授業改善に取り組まなければなりません。

#### 就学援助

経済的な影響を受けて、就学が困難な児童・生徒の学習環境を確保するため、教育費負担の軽減が必要と考えます。

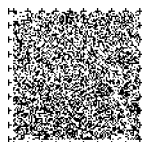
### ●基本方針

児童・生徒の学力の向上は学校教育の目的の根幹であり、特色ある佐倉の教育を実現します。

学習状況調査や独自の社会科副読本の発行など、佐倉市独自の教育施策により、学力向上を目指します。また、教職員研修や研究モデル校の指定などにより教職員の資質を向上します。さらに、指導方法改善事業を実施し、学校支援補助教員の配置や英語指導助手の派遣により、高度な授業の質を確保します。



英語指導助手による授業風景



## ●施策

### 確かな学力を定着させます

児童・生徒の確かな学力向上を目指すには、教育課題の分析や対処を適切に行う必要があります。平成15年に設置した佐倉市教育センターを中心として、教育課題について調査・研究し、指導に反映させていきます。

### 学習意欲を向上させます

経済的な理由で就学が困難な児童・生徒を支援するため、就学援助や奨学金制度により経済的負担の軽減を図ります。

### 指導の質を確保します

きめ細かな指導教員を配置し、小学校で1学級30名以上の学級を対象に少人数指導を実施し、よりきめ細かな指導により基礎学力の定着や強化を図ります。

### 教職員の資質を向上させます

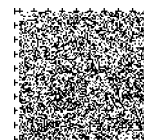
子どもたちが学習意欲を持って確かな学力を身につけるには、指導にあたる教職員の資質向上が求められます。教職員の意識や指導力を高めるための研修などの事業を実施します。

### 佐倉市教育センター

市教育委員会の各課や市立各幼・小・中学校、各種教育関係機関と連携しながら、教育の充実と発展をめざし、教育課題の調査研究、教育相談、就学相談、教育資料の収集や広報活動を実施している。



小学校の教科書



## 【心の教育】

# 7 心の教育が充実したまちにします

### ●現状と課題

#### 道徳教育の充実

子どもたちを取り巻く環境は情報に溢れ、社会問題化する事件も多発しています。子どもたちの健全育成には、生命の尊さや他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識や公共心を体験的に学ぶことが重要です。これには、学校のみならず家庭や地域の関わりが重要であり、社会全体で推進していくことが求められます。学校では、道徳の時間のみならず、教育活動全体で道徳教育の充実を図るとともに、家庭や地域社会と連携して指導する必要があります。

#### 学校図書への充実

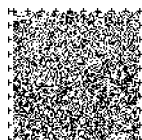
子どもたちが学校で確かな学力を身につけるため、学校の図書館図書を活用し、読書の時間を設け読書活動を行っています。図書充足率は各校平均 85%以上を上回っていますが、今後新たな図書購入にあたっては、既存図書の劣化などを考慮し、計画的に進めていく必要があります。



図書まつり

#### いじめ防止対策

いじめは重大な人権侵害にあたるという共通認識のもとに、学校・地域・家庭が一体となってその防止に取り組む必要があります。



## ●基本方針

道徳副読本の作成や読書活動の推進、社会人活用やキャリア教育などの指導プログラムを実施し、児童・生徒の心の居場所となる学校づくりを推進します。また、芸術・文化施設において、学校教育支援プログラムにより、豊かな人間関係づくりを目的とした学習支援をします。

また、学校教育相談の対象を児童・生徒から保護者まで広げ、一人ひとりのニーズにあった教育相談をより一層充実させます。



読書の時間

## ●施策

### 心を育てる学習を充実します

子どもたちが豊かな心を育み、人間としての生き方の自覚を深めることができるよう、道徳教育を推進し、児童生徒の多様な体験活動の充実を図ります。

### ひとりひとりのニーズにあった教育を推進します

子どもたちの心の悩みなどさまざまな相談に対応するため、一人ひとりの子どもたちの心にそった指導相談ができる体制を整備します。また、障がいをもつ子どもたちの特性に合わせ、その子どもに最も相応しい学習環境を提供します。また、障がいをもった子どもたちに適切な学ぶ機会を保障するため、心身障がい児就学指導委員会を開催し、適切な就学指導の実現を図ります。

### 読書を推進します

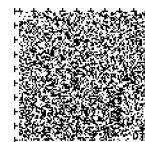
子どもの読書活動の重要性に鑑み、全ての小・中学校で読書の時間を設け、さらに子どもたちの読書活動を推進します。

### 芸術・文化学習を支援します

音楽講座・教室など様々な企画を提供することにより、芸術・文化学習の機会を提供します。



音楽講座



## 【地域のなかの学校】

# 8 地域から信頼され地域に支えられる学校のあるまちにします

### ●現状と課題

#### 学校・家庭・地域の連携協力による学校づくり

子どもを育てる上で生じる課題は多種多様です。子どもの成長を支援する取り組みについては、地域と学校との連携協力が重要ですが、現状では、両者の交流範囲は限られており、その参加者も多くありません。また、地域住民の意向を学校運営に取り入れるための施策を行っていますが、参加者が限られており、地域住民に十分に浸透しているとはいえません。

学校運営の質に対する保護者や地域の関心が高まる中で、学校が適切に説明責任を果たし、学校の状況に関する共通理解を持つ必要があります。それをふまえて、地域人材の活用や行事などへの参加、安全パトロールへの参加などの活動を行うことにより、相互の連携協力の促進がさらに図られることが期待されます。

#### 学校の体制づくり

学校の安全対策については、保護者や地域との協力を得ながら取り組んでいるところですが、今後は、より実効性のある取り組みを継続的に進めることにより、安全・安心な学校体制づくりをめざしていく必要があります。

#### 幼稚園就園支援

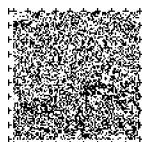
保護者への育児支援や就労形態の多様化により、預かり保育のニーズが高まっています。幼児教育の向上を図るとともに、幼稚園通園児を持つ保護者の経済的負担の軽減を図る必要があります。



スクールガードボランティア



佐倉市立佐倉幼稚園



## ●基本方針

地域に開かれた学校づくりを目指し、学校に関する情報提供や学校評議員制度の充実を図り、多角的な視点を取りいれて学校を運営します。また、巡回警備やアイアイプロジェクトを実施し、学校・通学における防犯活動を推進します。さらに、市立幼稚園の預かり保育を拡大するとともに、私立幼稚園園児に対する就園を補助します。

## ●施策

### 学校・家庭・地域が連携します

地域住民が学校に来校できる機会を増やし、地域と学校との交流を推進します。学校と地域が連携し、よりよい教育環境を築くために、意見交換や情報提供を積極的に行います。さらに、子どもたちの学校・通学時における安全を確保するため、巡回警備を行います。

### 幼稚園児の就園を支援します

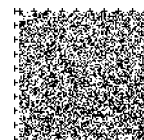
幼児教育の充実と、保護者の育児・就労における支援を図ります。

### 学校評議員制度

地域に開かれた学校づくりを推進するため、学校に評議員を置くことができることとした制度。学校評議員は校長の求めに応じ、学校運営に関して意見を述べるができる。

### アイアイプロジェクト

地域ぐるみで子どもと学校の安全を確保するための巡視:eye(目)、子どもと地域の方との心の通じ合い:愛(heart)を取り入れた、子どもたちの安全を守るための運動の愛称。また、市内等で起きた子どもに関する事件や事故の情報をアイアイ情報として保護者等に周知し、子どもの安全、安心の確保に努めている。



## 【健康教育】

### 9 健康教育を推進するまちにします

#### ●現状と課題

##### 体力の向上

これからの社会を生きる子どもたちには、「たくましく生きるための健康や体力」が必要です。正課体育の充実や体育的行事を通し、児童・生徒の体力の向上を図ります。



校庭で遊ぶ子どもたち

##### 新たな健康課題・食育

心の健康、薬物乱用、各種感染症、生活習慣病、アレルギー疾患、いわゆる「シックハウス症候群」などの問題が健康課題として指摘されており、学校における健康教育のさらなる充実を図る必要があります。

また、栄養摂取の偏りや食事のあり方などに起因する、肥満など生活習慣病の増加及び若年化など、食に起因する新たな子どもたちの健康課題が増加しています。

#### ●基本方針

食育を中心とした健康教育をより一層推進していきます。小・中学校での食に関する指導を推進し、安全・安心な学校給食を実施するための施設・設備の改修や管理をします。子どもたちの体力向上に向けて体育指導を充実するとともに、児童、生徒、園児の健康診断および環境衛生検査を適正に実施し、生活習慣病予防検診や個別指導を行います。



学校給食





## ●施策

### 学校給食を活かした食育を推進します

学校給食を通して「食」に関する指導の充実を図り、子どもたちが正しい食習慣や知識を身につけることができるよう、家庭・地域と連携をはかりながら食育を推進します。

### 児童・生徒の健康教育を推進します

学校における健康教育の一層の充実が求められているなか、児童・生徒の健康を保持・増進するための制度の適正な運用を図るとともに、快適な学習環境を維持します。

### 体力向上を推進します

多くの部門で低下傾向にある子どもの体力増強のための教育や各種事業に取り組みます。また、子どもたちの体力向上のための大会を実施します。



佐倉の先覚者にちなんだ  
津田仙メニュー



リレー大会



## 【スポーツ】

# 10 スポーツが日常化したまちにします

### ●現状と課題

#### スポーツ人口の増加

成人市民が定期的にスポーツをする割合が低い状況にあります。健康づくりの観点からも関心を高め、「週一回以上スポーツをする成人の割合 50 パーセント（佐倉市スポーツ振興基本計画の目標値）」を早期に達成する必要があります。

#### スポーツに親しめる機会の提供

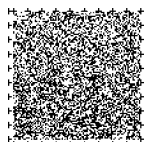
スポーツをしたいという気持ちはあっても、なかなか時間が見つからない、また、そういった機会もない市民への支援を行っていく必要があります。また、生涯スポーツという観点から、スポーツをするだけでなく、観る、応援するなどの楽しみ方も普及していく必要があります。

#### 安全で快適、利用しやすいスポーツ施設の提供

スポーツ施設や学校開放事業としての校庭・体育館・プールを広く提供し、生涯スポーツの振興に努める必要があります。また、いつでも、どこからでも、スポーツ施設の予約が容易にできるインターネットを活用した予約システムの導入が求められています。



佐倉朝日健康マラソン大会



## ●基本方針

『佐倉市スポーツ振興基本計画』に基づき、日常的に地域の中でスポーツや身近に楽しめる運動などを通して、心と体の健康づくりを一層進めていきます。

今後、多様化する市民のスポーツニーズへの対応を充実し、市民体育大会や佐倉朝日健康マラソン大会などのイベントや、各種スポーツ教室を実施します。また、スポーツ施設・設備の修繕・改修を行い、適切に管理・運営することで、利便性を促進します。

### 佐倉市スポーツ振興基本計画

(第3次 平成20～24年度)  
市民が生涯を通して健康づくりに取り組めるとともに、健康の保持・増進のための意識啓発、生涯スポーツの推進、保健事業の充実などあらゆる側面から支援するための計画。

## ●施策

### 生涯スポーツのサポート環境を充実させます

健康・体力づくりにつながる生涯スポーツの普及や競技力向上への支援に努めます。

### スポーツに親しむ機会を提供します

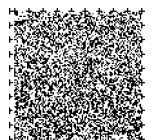
スポーツに対する市民のニーズを把握し、参加する・観る・応援するといった機会を提供します。

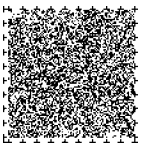
### 安全で快適なスポーツ施設を提供します

市民が安心してスポーツに励み、楽しめるスポーツ施設などを提供します。また、市民がスポーツ施設を予約したいときに、いつでも、どこからでも容易に予約できる方法を調査・研究し、導入を進めます。



さくらスポーツフェスティバル





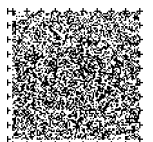
## IV

# 「明日へつながるまちづくり」

～産業経済の活性化、文化・芸術・観光の充実～

### 第4章体系図

1. 力強い農業ができるまちにします 【農業】
2. 魅力あふれる農村環境のあるまちにします 【農村環境】
3. 商店街が元気なまちにします 【商店街】
4. さまざまな企業の活動が盛んなまちにします 【企業活動】
5. 企業誘致を推進し、既存企業の新たな展開を促進します 【新たな産業】
6. 雇用が安定したまちにします 【雇用】
7. 住んでよし、訪れてよしのまちにします 【観光】
8. 「佐倉ならではの」を創造・発信するまちにします 【歴史・文化】
9. 芸術文化活動の盛んなまちにします 【芸術・文化】



## 【農業】

### 1 力強い農業ができるまちにします

#### ●現状と課題

##### 農業の持続的な発展

農業従事者の減少、高齢化、農業生産額や農業所得の減少、農地面積の減少、耕作放棄地の増加など、農業を取り巻く環境は年々厳しくなっています。農業の持続的な発展には、農地、水、担い手などの生産要素の確保と望ましい農業構造の確立、自然循環機能の維持増進などが必要です。

##### 消費者ニーズへの対応

ライフスタイルの多様化と食の安全に対する意識の高揚により、消費者のさまざまなニーズに応えることができる農業への転換を図り、農畜産物の販売力を高める必要があります。そのため、農産物の安全性の確保、地域ブランドの確立、高付加価値型農業の推進などの取り組みが課題となっています。

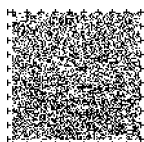
#### ●基本方針

担い手の育成を図るとともに、耕作放棄地解消に向けた取り組みや農業生産環境の保全活動を支援し、併せて農用地の利用集積や農業用水等の「生産基盤の整備」を図ります。

また、食育計画を達成するための実践として、より一層「地産地消」の推進に努め、付加価値の高い商品開発に取り組み、消費者の多様なニーズに的確に応えることができる農業をめざします。

##### 地産地消

その地域で作られた農産物・水産物を、その地域で消費すること。また、その考え方や運動。



## ●施策

### 力強い農業ができる生産体制にします

後継者育成や新規就農者の受け入れ環境を整え、担い手の確保・育成に努めます。また、生産性の向上を図るため、農地の改良や用排水路、用排水施設の維持管理や農用地の利用集積など生産基盤整備を図ります。

### 地域農畜産物の消費拡大を推進します

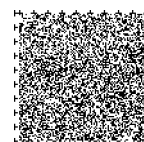
地域でできたものを地域で消費する「地産地消」は、食の安心・安全や佐倉の農業発展の面からも大事な取り組みです。また、付加価値の高い商品の開発に取り組みブランド化の推進を図ります。



大和芋（市の代表的な特産品）



田園風景



## 【農村環境】

# 2 魅力あふれる農村環境のあるまちにします

### ●現状と課題

#### 自然環境の保全

農業は、林業と農山村地域の中で密接なかかわりを持っており、食料生産だけでなく、国土や自然環境の保全、良好な景観の形成などに貢献しています。また、近年、林業の経営悪化により、森林の荒廃が危惧されているため、森林の保全も求められています。環境問題に対する関心が高まる中、農業生産全体のあり方も環境保全の重視に転換し、地域環境の保全に努める必要があります。

#### 都市と農村の交流促進

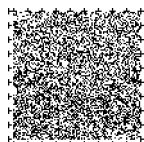
都市化の進展に伴い、畑や水田が身近になくなったことから、農業者の苦勞を身近に感じる事ができず、食物・農業者への感謝の気持ちを感じる事が少なくなっています。一方、都市住民の価値観の変化や余暇時間などの増大に伴い、帰農や農業体験、グリーンツーリズムなどへの関心は高まっている状況にあります。

#### グリーンツーリズム

農山村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

### ●基本方針

環境にやさしい農業を推進するとともに、森林整備事業を支援します。また、市民農園の管理運営を行い、農業体験を通じて市民に農業への理解を深める機会を創出します。





## ●施策

### 豊かな農村と森林のあるまちにします

環境保全型農業と農業用廃プラスチックの適正処理に取り組む農業者への支援を行い、環境と調和のとれた持続的な農業生産・営農環境の確保を図ります。また、市民の森の維持管理や森林の下刈、間伐などの森林整備事業を行い、森林の保全を支援します。

### 都市と農村の交流を促進します

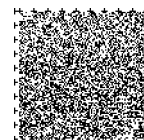
都市住民が、自然とふれあいながらレクリエーションとして農業を楽しむ場を求める意識が高まっていることから、健康増進や心身のリラックスに役立つ農業体験ができる機会を提供します。



佐倉草ぶえの丘 農業体験  
(じゃがいも掘りを楽しむ子どもたち)



緑豊かな森林地帯



## 【商店街】

### 3 商店街が元気なまちにします

#### ●現状と課題

##### 個店の経営状況の悪化

本市の商業は、鉄道駅周辺を中心に発展してきましたが、近年のモータリゼーション（車社会化）の進展や消費者ニーズの多様化により、消費が近隣に立地する大型店舗や大都市へ流出し、市内個店が厳しい経営状況に置かれています。また、商店経営者の高齢化による休廃業などが増加しています。

##### 商店街機能の衰退

個々の商店の集客力が低下することにより、地域住民の消費生活拠点であり、かつ地域コミュニティの核としての機能を担ってきた商店街が衰退し、一部市民の消費生活に支障が生じているだけでなく、今後、高齢者の利便性など、市民生活に大きな支障をきたす恐れがあります。

#### ●基本方針

『佐倉市産業振興ビジョン』に基づき、事業者や商店会と連携して社会情勢の変化に対応した商業・サービス振興施策を推進します。

また、人が集まる魅力的な商店街活動を支援し、市内小売店の安定的かつ持続的な経営を支援します。

#### ●施策

##### 魅力ある商業地を形成します

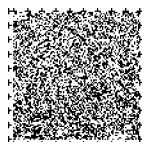
市民の消費生活、日常生活の利便性及び安全性を確保するため、人が集まる魅力的な商店街活動（来街者増加策、安全・安心な商店街環境の維持など）を支援します。



臼井ふるさとにぎわい祭

佐倉市産業振興ビジョン  
（平成 23～32 年度）

佐倉市産業振興条例（平成 22 年 4 月 1 日施行）第 7 条に基づき、産業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画。



## 【企業活動】

### 4 さまざまな企業の活動が盛んなまちにします

#### ●現状と課題

##### 企業の連携による経済の総合的な発展

総合的な経済活性化を図るためには、地域経済を支える中小企業の発展が不可欠です。市内の中小企業が連携し、経営環境の変化への対応や情報の共有などのネットワークをつくる必要があります。

##### 中小企業の経営支援

中小企業は、地域資源や技術の活用、雇用の場の提供など、地域経済において欠かせない役割を果たしていますが、厳しい経済情勢の中で資金確保が困難な状況となっています。

また、後継者の育成や新規事業の開拓などが課題となっています。

#### ●基本方針

商工業活性化を推進する商工業団体などの事業を支援します。

また、市内中小企業の経営安定を支援し、市内中小企業の育成、振興を図ります。

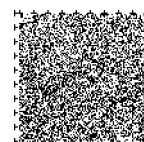
#### ●施策

##### 企業の連携による地域経済の振興を図ります

経営環境の変化への対応や情報の共有などのネットワークづくりなど、市内の企業が連携して行う取り組みを支援し、地域経済の活性化を図ります。

##### 中小企業の経営安定を図ります

地域経済の重要な担い手である中小企業の企業経営安定化・強化を支援し、地域経済の活性化を図ります。



## 【新たな産業】

# 5 企業誘致を推進し、既存企業の新たな展開を促進します

### ●現状と課題

#### 企業誘致のための環境整備が不十分

不景気による事業所数の減少は、地域経済の活力低下の一因となっており、地域の産業の衰退と、地域の雇用の減少にもつながっています。

企業誘致は、地域経済の活性化、雇用機会の確保及び拡大、税収の増加などの観点から有効ですが、近年の企業の製造拠点の海外移転や長期化する景気の低迷などにより、極めて厳しい状況下にあります。また、進出を希望する企業にとって、行政側の法規制や事務手続きが大変煩雑なものとなっています。

一方、新規の企業進出だけでなく、既存企業の流出を阻止し、業務拡大を促進する必要があります。

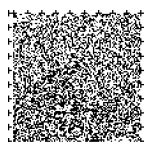
#### 事務所数の減少、起業の重負担

事業所数の減少は市にとって大きな問題であり、新たな起業が求められていることから、新規起業希望者に対する経済的及び技術的な負担を軽減する必要があります。

### ●基本方針

企業誘致促進のため、市外からの立地企業に対する支援や市の誘致体制整備を推進する一方で、市内既存企業の業務拡大に必要な支援を行います。

また、新しい事業の起業者に対して技術的かつ経済的な支援を行います。



## ●施策

企業誘致を推進し、既存企業の新たな展開を促進します

市内への企業進出を積極的に支援するため、企業誘致助成の拡充や、市庁内の誘致体制整備を推進します。また、市内既存企業の事業拡大や施設拡充に対する支援を行います。

起業を促進します

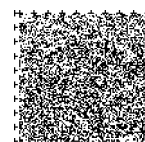
地域経済の活性化及び雇用の創出を促進するために、新しい事業の起業家に対して技術的、経済的支援を行います。



佐倉第一、第二、熊野堂工業団地



佐倉第三工業団地



## 【雇用】

# 6 雇用が安定したまちにします

### ●現状と課題

#### 不安定な雇用環境

離職・失業者や学卒未就職者の増加が全国的な課題となっていることから、若年者層を中心とした人材育成や雇用対策を推進し、雇用の安定化を図る必要があります。

### ●基本方針

国、県と連携を図りながら、就業の促進と職業能力の向上を推進します。

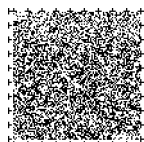
### ●施策

#### 就業の促進、雇用の安定を図ります

雇用に関する情報提供や講座などを実施し、就業促進や職業能力向上を図り、雇用の安定化に努めます。



佐倉市地域職業相談室



## 【観光】

# 7 住んでよし、訪れてよしのまちにします

### ●現状と課題

#### 城下町としてのイメージ強化

本市は、城下町としての歴史があり、近隣市町と比較して歴史的資産が豊富に残っています。しかしながら、それらの資産も十分に資本投入、活用がなされていません。

城下町としての確固たるイメージづくりは、市外へのアピールとなるだけでなく、市民の精神的支柱にもなりえるため、早急に取り組む必要があります。

#### ふるさと広場周辺の交通渋滞

本市の代表的な観光拠点の1つである佐倉ふるさと広場の周辺は、イベント開催時に、交通渋滞が発生していることから、交通網や駐車場などのインフラ整備が必要です。

#### 町並みの不統一感

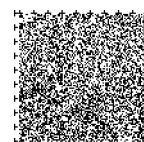
佐倉地区（新町通り、武家屋敷通りなど）には歴史的資産が残っていますが、新しい建物なども多く混在し、町並みとしての連続性に欠けています。これらの歴史的資産を観光の核として活用するためには、佐倉地区の町並みを改善する必要があります。

#### 観光施設やイベントの積極的なPR

テレビ・雑誌・インターネットなどを通じて利用者のニーズにあった効果的な情報発信を行い、観光施設やイベント等を積極的にPRする必要があります。



佐倉ふるさと広場内にある  
オランダ風車「リーフデ」  
(オランダ語で友愛の意)



## 観光施設間の回遊性の向上

本市には、国立歴史民俗博物館や川村記念美術館などの集客力のある文化施設がありますが、単体で訪れる人が多く、滞在時間が短くなっています。観光客が効率よく施設間を周遊できるように環境を整備し、滞在時間を増加させる必要があります。

## ●基本方針

本市を訪れる「交流人口」拡大を図るために、市内の魅力ある観光施設を適切に管理運営するとともに、人々を惹きつけるイベントなどを定期的・継続的に開催します。

また、佐倉の知名度を高めるため、多様なメディアを活用したシティセールスを行います。

### シティセールス

「都市を売り込む」こと。地方自治体が都市の特色や魅力などを売り込むことによって、知名度や好感度を上げていくことが目的。



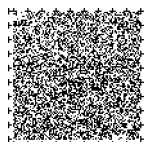
佐倉チューリップまつり（佐倉ふるさと広場）



市民さくらまつり  
（佐倉城址公園）



佐倉・時代まつり（さくら庭園～新町通り）





## ●施策

### 観光拠点などを充実させます

観光施設整備を進め、魅力ある施設を創造します。また、観光施設間の回遊性を高め、滞留時間の増加を図ります。さらに、新たな観光資源を掘り起こし、観光客の増加を図ります。

### 観光行事を充実させます

観光の魅力の向上のために、人々を惹きつけるイベントなどを定期的・継続的に開催していきます。また、新たなイベントについても、検討を行います。

### 人材や団体の育成を支援します

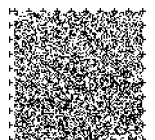
観光を地域の活性化や産業に結びつけ、にぎわいあるまちづくりを行うため、観光協会や観光関連団体の育成支援を行い、連携して観光事業を推進します。また、観光の担い手に対して、研修や講座などを実施し、おもてなしの心を学ぶ機会を提供します。

### 市のPR 及び観光情報の収集・提供を行います

佐倉の知名度を高めるため、多様なメディアを活用しシティセールスを行います。また、来訪者のさまざまなニーズに対応できるよう、インターネットを活用した情報発信や観光パンフレットの作成を行います。



佐倉市民花火大会



## 【歴史・文化】

# 8 「佐倉ならではの」を創造・発信するまちにします

### ●現状と課題

#### 文化財の保存・整備・活用への理解

文化財や文化資産は貴重なものであり、一度失ってしまえば再生できません。保存・整備し、継承するためには市民の理解が必要であり、積極的な活用も伴わなければなりません。しかし、社会状況や所有者の意向などの様々な要因によって保存が困難となる危険性が高いと言えます。国・県・市の指定・登録文化財制度や市独自の登録有形文化財制度・市民文化資産選定制度によって積極的に保存に努め、周知・普及する必要があります。

#### 所有者・管理者の経済的負担

指定・登録文化財の所有者・管理者は、その日常の維持管理を担うだけでなく、想定外の破損などに見舞われ、経済的な負担が増大することがあります。このような事態に現行の補助金制度は対応していません。

#### 観光行政の体制づくり

本市の文化・芸術的資産を活かし、観光行政の伸張を目指す体制を整備する必要があります。

### ●基本方針

本市には、恵まれた歴史・自然・文化などの教育資源があります。文化財や文化資産の調査・保全・整備を進めるとともに、所有者・管理者への支援を実施します。また、講演会・見学会の実施や研究資料の刊行により、佐倉固有の財産を市民で共有します。さらに、「佐倉・城下町400年記念事業」を実施し、佐倉の歴史・文化に親しむ事業を市内外で盛り上げます。

#### 市民文化資産選定制度

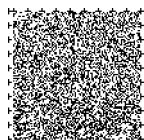
市内には、地域住民に長く保護され、継承されてきた歴史、文化、自然に係る市民文化資産が数多く残されている。これらの文化資産を、市民共通の財産として、所有者の努力や市民の協力により保全と活用を促進し、確実に将来に引き継ぐため、同制度を活用している。



【佐倉市市民文化資産】  
下総まわらし宿百観音（馬渡）



【佐倉市市民文化資産】  
六崎奉納相撲



## ●施策

### 歴史・文化を普及します

講演会や見学会などを実施し、文化財保護の意識を啓発します。

### 歴史文化資産を保全・活用します

市民の財産でもある文化財や文化資産を次代へ継承するため、文化財を適切に管理運営します。

### 歴史的建造物を保全・整備します

文化財や文化資産を適正に保存し、活用することは未来への継承につながるためにその状況を把握し、所有者・管理者や活動団体と連携して保存活用を図ります。



井野長割遺跡からの出土品



旧堀田邸（国指定重要文化財）



## 佐倉・城下町400年記念 とはの…

平成 22 年（2010）は、土井利勝公が佐倉の領主となった慶長 15 年（1610）から 400 年目にあたるのちゃ。利勝公は、領主となった翌年からおおむね 7 か年の歳月をかけて佐倉城を築いたといわれておるぞ。

そこで、現在の佐倉市発展の端緒となるこの節目を記念して、平成 29 年度までを「佐倉・城下町 400 年」と位置づけたのちゃ！

佐倉城跡には江戸時代の建物は残ってはおりぬが、水堀・空堀や土手などは良く残されておっての。日本城郭協会の「日本 100 名城」に県内では唯一選定されておるのちゃ。

また、城跡東方には武家屋敷・町屋が点在しておるぞ。当時の幹線である成田街道のほか、城下町の面影を残す路地、坂道といった変化に富んだ道筋もあるのちゃ。

佐倉の城下町と街道で結ばれた臼井・馬渡の宿場、城下町周辺の路傍に残る歴史・文化遺産。

佐倉市では 400 年の歴史を再発見し、歴史的風致の維持・保全を図るとともに、文化の普及と向上に努めていくのちゃ。

おめちも、わちと一緒に佐倉市の歴史・文化・魅力を全国に発信しようぞ！



イメージキャラクター  
カムロちゃん



## 【芸術・文化】

### 9 芸術文化活動の盛んなまちにします

#### ●現状と課題

##### 文化力、時代をひらく視点

平成19年2月に閣議決定された文化芸術の振興に関する基本的な方針（第2次基本方針）によれば、自然・歴史・伝統に基づく文化芸術は、人々に精神的な豊かさや感動を与えるとともに、人々のコミュニケーションを活発化し、生きる勇気と喜びをもたらす普遍的な力を持っているとしています。そして、文化芸術は、古今東西の様々な人々の営為の上に生まれ、その継承と変化の中で新たな価値が見出されていくものであり、短期的な視点のみではその価値を計ることは困難であるため、その活動に対して短期的な経済的効率性を一律に求めるのではなく、長期的かつ継続的な視点に立った施策を展開する必要性が課題として取り上げられています。

##### 文化活動の活性化

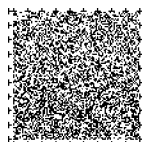
文化活動を盛んにするためには、行政が主体的に策を講じるだけでなく、活動している団体や市民自らによる活動を活性化させる必要があります。現在、活動をしている団体や市民を支援していくばかりでなく、様々な機会をとらえて芸術文化に対する関心や理解を高めるための施策を展開し、より一層の市民参加と文化振興を推進していく必要があります。



音楽ホール  
のクラシックコンサート



市立美術館のワークショップ



## ●基本方針

市民の芸術文化に対する関心や理解、知識を深めるために、情報誌『風媒花』を発行するとともに、ホームページ、広報などを通じ情報発信を継続し、市民が芸術文化に触れる機会を確保していきます。

市民音楽ホール、市立美術館では自主文化事業のほか、学校教育との連携による芸術鑑賞事業を実施します。

### 『風媒花』

市の文化状況を広く周知するため、文化情報誌「風媒花」を昭和 63 年に創刊。以来、毎年発刊し、情報提供に努めている。

## ●施策

### 芸術・文化を普及します

情報を提供することにより、市民が気軽に芸術活動に参加できるような環境を作ります。

### 芸術・文化活動への参加を支援します

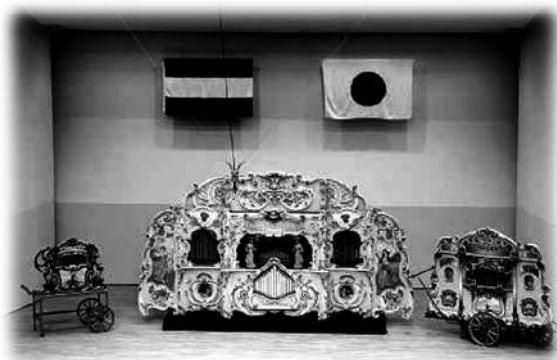
芸術活動の発表の場を提供し、市民の芸術文化活動の活性化を図ります。

### 芸術・文化とのふれあいの場を提供します

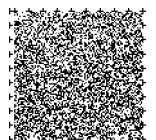
生活にゆとりや潤いをもたらし、心の豊かさを実感できるよう、多くの芸術文化に触れることのできる機会を提供します。

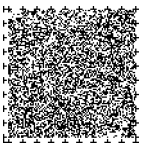


市立美術館  
(旧川崎銀行佐倉支店)



ストリートオルガン  
(左：ペーニンゲン、中央：サーター、右：さくら)





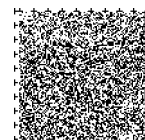
# V

## 「住環境が整備された住みやすいまちづくり」

### ～都市基盤整備の充実～

#### 第5章体系図

1. 個性が活きる、住み続けたいまちにします  
【都市計画】
2. 住環境が良好なまちにします  
【住宅】
3. 道路環境が充実した安全で快適なまちにします  
【道路】
4. 安定した水の供給を行います  
【上水道】
5. 生活環境の改善を推進するまちにします  
【下水道】
6. 花とみどりのまちにします  
【公園】
7. 公共交通機関が利用しやすいまちにします  
【公共交通】



## 【都市計画】

# 1 個性が活きる、住み続けたいまちにします

### ●現状と課題

#### 社会情勢、地域の実情を把握

本市の土地利用に関する方針を定めた『佐倉市都市マスタープラン』に基づき、計画的にまちづくりを進めていますが、都市計画の基本方針や土地利用のあり方などについては、社会情勢の変化や土地需要を含めた都市形成の実態を的確に把握し、定期的に見直す必要があります。

また、市街化調整区域では和田・弥富地区をはじめとする南部地区において、過疎化・少子高齢化が進み地域コミュニティへの影響が懸念され、活性化をはかることが急務であるなど、地域ごとの実情に応じた取り組みを検討する必要があります。



南部地域（弥富地区）

#### 佐倉の個性が光る景観の保全・創出

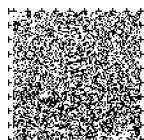
市民が心の潤いや安らぎを得られるとともに、愛着と誇りをもてるまちにするため、佐倉の特色である歴史、文化、伝統や美しい自然と共生できる景観を保全・創出していく必要があります。



京成ユーカリが丘駅周辺

#### 市民協働によるまちづくり

地域の実情に合った魅力的なまちづくりを推進するため、市民が主体となって行う住環境整備のルールづくりを支援していく必要があります。





## ●基本方針

『佐倉市都市マスタープラン』に基づき、計画的なまちづくりを進めるとともに、人口構成の変化などの社会情勢や地域ごとの課題に対応できるよう、定期的に都市計画の基本方針を見直します。

また、本市の個性や地域ごとの魅力を感じることで、できるまちにするため、景観形成を推進するとともに市民主体のまちづくりを支援します。

## ●施策

### 計画的で均衡のあるまちづくりに努めます

『佐倉市都市マスタープラン』に基づき、地域の特性を活かし総合的に均衡のとれた都市計画を推進します。

### 地域の個性を活かした健全なまちづくりに努めます

計画的に市街地の整備・再編を行い、都市機能の効率化を図ります。また、環境や景観に配慮し秩序あるまちづくりを推進します。

### 景観形成による愛着と誇りをもてるまちづくりに努めます

豊かなみどりや歴史・文化を活かした、佐倉の個性あふれる景観の形成を進めます。

### 市民によるまちづくりに努めます

景観形成をはじめとした住環境の整備について、住民参加によるルールづくりを推進し、地域にあったきめ細かなまちづくりを図ります。

### 佐倉市都市マスタープラン (平成23～42年度)

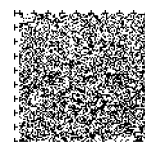
都市計画法に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」。都市の将来像や整備方針を明確にし、行政と住民がそれらを共有しながら実現していくための計画。



井野南区画整理事業地



地区計画が定められた住宅地



## 【住宅】

### 2 住環境が良好なまちにします

#### ●現状と課題

##### 良好な住環境

本市の住宅事情や住宅を取り巻く社会経済状況の変化を踏まえ、新しい視点に立った政策課題を明らかにし、市民の豊かな住生活の実現に向けた住宅施策を計画的、総合的に推進するための計画を策定する必要があります。

##### 適正な建築行政

市民の生命、健康及び財産保護を図るため、また、安心で安全なまちづくりを進めるために過去のストックされたデータを有効活用し、情報提供を推進することにより適正な建築確認行政の実現を図り、もって違反建築物などの抑止をする必要があります。

##### 都市基盤情報の一元化

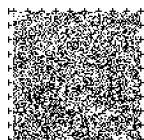
都市基盤情報に関係する各課との都市基盤情報を一元化し、情報を発信することにより市民に対する窓口のワンストップ化に努める必要があります。

#### ●基本方針

快適な生活を営む上で住生活の安定、向上が必要です。少子・高齢化などの社会経済状況の変化に対応した住宅の供給、良好な居住環境の形成、住宅の確保に特に配慮を有する市民の居住の安定の確保が図られることなどが求められています。これらのことから民間住宅の建設・改善誘導と市営住宅の有効活用に努めます。



京成臼井駅周辺の住宅地



## ●施策

### 良好な住環境の整備に努めます

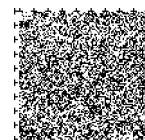
近年の社会経済状況の変化や少子高齢化社会の到来を踏まえ、よい住宅を長く使い続ける長期優良住宅・省エネ住宅の推進や住宅のリフォーム相談など、市民ニーズに即した住宅施策を進めます。また、市営住宅の良好な居住環境を確保するため、長寿命化計画を策定し、適切な施設の維持管理に努めます。

### 適正な建築行政に努めます

迅速で正確な建築行政に努め、健全なまちづくりに努めます。



市営大蛇住宅(第2期)



## 【道路】

### 3 道路環境が充実した安全で快適なまちにします

#### ●現状と課題

##### 幹線道路、生活道路の整備

生活の利便性や安全性の向上、また、地域間の交流、経済活動の活性化を図るため、広域的な交通条件を踏まえた体系的な幹線道路網の整備が必要となります。

##### 道路施設の長寿命化対策

安全・安心して利用できる道路を維持するため、計画的な補修、あるいは改修が必要となります。

##### 交通危険箇所の解消

道路の安全性を常に保つため、交通安全施設の設置や老朽化施設の取換・補修が今後も必要となります。



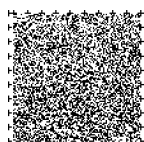
現在整備中の都市計画道路  
井野酒々井線外1路線

#### ●基本方針

道路は、交通施設として重要な役割を担っているとともに、市街地形成のあり方を決定する最も基幹的な公共施設・公共空間でもあります。市道は、市民の生活道路としての役割が高く、人にやさしい道路の整備に努めます。市道のうち、都市計画道路については、将来を展望した体系的な道路整備を推進し、一般の市道については、改築や維持・補修に努め、安全性や移動円滑化の向上を図ります。



(志津霊園関連区間)



## ●施策

### 快適な道路環境に努めます

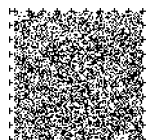
市内を東西南北に結ぶ都市計画道路の整備を中心に、歩道拡幅や交差点改良などの部分改修も含め、幹線道路及び生活道路の整備を計画的に進めていきます。また、道路や橋梁の適切な維持管理に努めます。

### 交通危険箇所の解消に努めます

交通量・危険箇所を把握し、カーブミラーや道路照明などの交通安全施設を適切に整備、改修します。



幹線道路(市道 I-42 号線)



## 【上水道】

### 4 安定した水の供給を行います

#### ●現状と課題

##### 水資源の確保

生活水準の高度化に伴う水消費形態の変化を大きく受ける中で、市民へ水道水の安定供給を行うため、水資源の確保を進める必要があります。

##### 安全で良質な水道水の維持

水道事業は生活用水として常に安全で良質な水道水を供給するため、水質管理に努め、濁り水対策としての配水管洗浄作業を計画的に実施する必要があります。

##### 水道施設の耐震化

水道施設は平常時はもとより、地震などの災害時において供給が滞らないよう水道施設の耐震化を進めていく必要があります。

##### 水道事業の安定化

生活するうえで、欠かすことのできない水道水を安全で良質かつ安定して供給するため、適正な需要予測や資金手当ての検討を行い、水道事業経営の安定化を図る必要があります。

#### ●基本方針

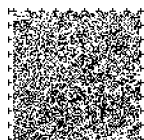
上水道は、市民の健康的な生活を維持する重要なライフラインの一つであり、「安全でおいしい水」を安定的に供給することが求められます。このため、水質の管理、水源の確保、濁水・地震など災害に強い施設整備および施設の長寿命化を図り、健全な経営に努めます。



南部浄水場

##### ライフライン

電気、ガス、上下水道、電話など、生活に必要不可欠な基幹エネルギーの供給システム



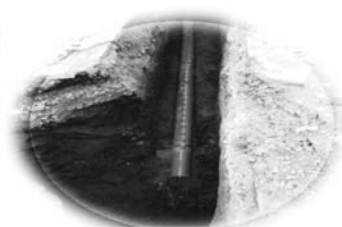
## ●施策

### 安全で安定した給水に努めます

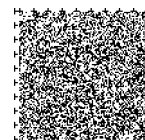
水質管理を行い、安全な水を供給します。また、将来にわたって安全な水道水を安定供給するため、水需要の動向に応じた計画的かつ効率的な給水事業が行えるよう、水資源を確保していきます。

### 災害に強い水道施設の整備に努めます

平常時はもとより、災害などにおいても需要者への影響を最小限にとどめることができるよう、水道施設の耐震化整備を進めます。



上水道耐震管



## 【下水道】

### 5 生活環境の改善を推進するまちにします

#### ●現状と課題

##### 印旛沼をはじめとする公共用水域の水質汚濁防止

印旛沼をはじめとする公共用水域の水質汚濁の改善が依然として進まない現状において、生活系排水の適正な処理を行うため、地域に適した施設の整備や適正管理を推進していく必要があります。

##### 公共用水域

水質汚濁防止法によって定められる公共利用のための水域や水路のこと。河川、湖沼、公共の用に供される水域や水路など。

##### 機能確保とコスト削減

建設から維持管理の時代へシフトしていく中で、大規模改修も増加していくことが想定されるため、施設の延命化を図りつつ計画的・効率的な改修・補修を進めていく必要があります。



雨水排水整備

##### 公共下水道事業の安定経営

公共下水道事業の健全化・透明化が求められており、接続率の向上を図り使用料の収入の増や会計制度の見直しに取り組む必要があります。

#### ●基本方針

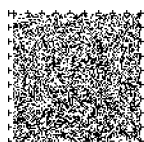
公共下水道は、快適で衛生的な市民生活を営むための根幹的な施設です。また、河川や印旛沼の水質汚濁を防止し、良好な自然環境を保全していく上で、重要な役割を果たしています。このため、生活系排水については、汚水処理区域の拡大やポンプ場の施設改修および管路の長寿命化対策を計画的に進めます。

また、公共下水道計画区域外や当面整備の見込みのない地域については、合併浄化槽の設置を推進します。

雨水については、排水機能の強化を図るとともに、貯留や浸透対策を進め、集中豪雨などによる浸水被害の軽減に努めます。



汚水管整備





## ●施策

### 生活系排水の適正処理に努めます

地域に適した生活系排水処理施設の整備の推進および長寿命化、耐震対策に努めます。

### 雨水排水の処理施設の整備に努めます

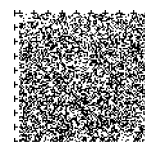
雨水排水施設の整備の推進および貯留・浸透施設の整備に努めます。

### 水洗化の促進と安定経営に努めます

水洗化の啓発、法適会計への移行に努めます。



下水道ポンプ場



## 【公園】

# 6 花とみどりのまちにします

### ●現状と課題

#### 住環境の充実と公園整備

公園・緑地は市民の住環境に密接した公共空間であり、市民相互のつながりを深める交流の場でもあります。安全で快適な住環境を確保するために、人と自然が共生する緑豊かな都市環境の充実を図り、市民の交流・レクリエーション活動の一助となる場を計画的に整備していく必要があります。さらに、本市の歴史・自然・文化的な資産を活かしつつ、次世代が郷土に愛着を持つことのできる新しい公園の整備計画を策定し、さまざまな緑の拠点づくりを推進していく必要があります。



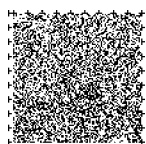
上座総合公園

#### 既設都市公園などの適切な維持管理の確立

安心して快適に利用できる公園施設を市民に提供するためには、適切な管理とともに、長期的な視野に基づいた、施設の寿命を長持ちさせるための方策が必要です。そのため、本市を取り巻く社会情勢に即しながら、地域の実情を反映した管理・既存施設の改修を行っていく必要があります。

#### 緑化意識の醸成と活動の支援

市民の意識としては、身近なところの緑の管理が不適切で、減少しつつあると感じていることから、市民と協働した緑地の保全及び緑化の推進が必要です。そのため、市民自らが自主的に行う緑化意識の醸成と活動の支援作りの体制を確立していく必要があります。



## ●基本方針

公園・緑地は、市民の身近にある貴重な緑の公共空間であり、家族や友人と憩う場所として、子どもたちの遊びの空間として、また、災害時には避難場所としての機能を併せ持っています。このようなことから、公園の整備・改修を進めるとともに、花とみどりを育て、維持し、守り継いでいくため、市民と一体となって花とみどりのまちづくりに取り組みます。

## ●施策

### 身近な憩いの場の創出に努めます

身近な公共空間としての公園、家族や友人と憩う場所としての公園、スポーツやレクリエーションなどの健康増進やコミュニティ活動の推進を目的とした公園、花や緑・自然を楽しむことができる公園など、市民の利用目的に応じて集うことのできる公園の整備・改修に努めます。



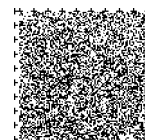
造成中の多目的球技場  
(岩名運動公園)

### 花とみどりのまちを推進します

緑化事業を推進します。また、市民による緑化活動(花と緑)を支援します。



小学生によるチューリップ球根植付け  
(ふるさと広場)



## 【公共交通】

# 7 公共交通機関が利用しやすいまちにします

### ●現状と課題

#### 地域住民の公共交通機関の確保

交通不便地域の住民に対して公共交通機関による移動手段を確保する必要があります。

#### 公共交通機関の維持

民間バス路線の撤退が危惧されることから、既存路線の維持のための要望や必要な支援を行う必要があります。

#### 鉄道利便性の向上

鉄道駅を中心とした市街地形成をしている本市は、首都圏の通勤エリアであるとともに、千葉市や成田市と隣接し、市民の多くが鉄道利用者であるが、夜間において東京方面からの乗り継ぎが良くないことなどの改善を図る必要があります。

#### 京成線とJR線の連絡強化

京成線とJR線の連絡強化により、鉄道利用者の利便性を向上し、市内に鉄道2路線があることのメリットを強化する必要があります。



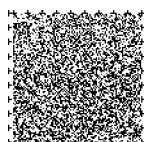
J R 佐倉駅周辺

京成線  
京成電鉄本線

J R 線  
JR 東日本旅客鉄道総武本線・成田線



京成臼井駅周辺



## ●基本方針

鉄道・バスなどの公共交通は、本市の交通機能の根幹をなす重要な移動手段です。公共交通の充実を図るため、鉄道については、引き続き利便性の向上を要請します。バスについては、路線網の整備充実を要請するとともに、コミュニティバスなどによる地域交通への対応を図ります。こうした取り組みにより、地域の足としての公共交通を支援します。



佐倉市循環バス

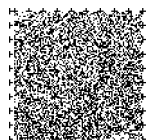
## ●施策

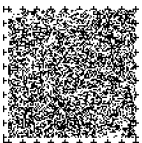
### 地域にあった交通手段の確保に努めます

公共交通機関が確保されていない交通不便地域に対して民間事業者と連携し、交通手段の確保に努めます。

### 公共交通機関への要望及び支援に努めます

地域住民の足として必要不可欠なバス路線が確保できるように要望するとともに既存路線の維持などのための支援を行います。また、沿線市町と連携して、鉄道事業者にダイヤ改正や増便などを要望します。



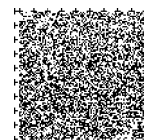


# VI

## 「ともに生き、支え合うまちづくり」 ～市民とともに地域の絆をそだてる行政運営～

### 第6章体系図

1. 地域のまちづくり活動が盛んなまちにします  
【地域コミュニティ】
2. ボランティアやNPOなどの活動が盛んなまちにします  
【市民活動】
3. お互いの人権を尊重しあうまちにします  
【人権】
4. 男女がともに参画できるまちにします  
【男女平等参画推進】
5. 一人ひとりが恒久平和を願い行動するまちにします  
【平和】
6. 国際化推進のまちにします  
【国際化】
7. 誰もが必要な情報を得ることができ、  
自らの意見を市政に反映することができるまちにします  
【情報発信・市政情報の提供・市民意見の反映】
8. 適正な行政運営の確立に努めます  
【行政運営】
9. 健全な財政運営を進めます  
【財政運営】
10. 次世代に良質な資産を引き継ぎます  
【資産管理】
11. 市民サービスの利便性の向上に努めます  
【市民サービス】



## 【地域コミュニティ】

### 1 地域のまちづくり活動が盛んなまちにします

#### ●現状と課題

##### コミュニティ形成の促進

市民協働を推進するためには、地域の課題を地域で解決する市民の自治活動が重要であり、地域活動の推進母体となるコミュニティの形成を促進していく必要があります。また、市民の自治活動の充実や促進のためには、行政による地域活動への支援が必要となります。特に、市民が自治活動を行っていくためには、その活動拠点の確保が課題となっています。

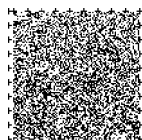
##### 市民協働について

市民協働を推進し、地域のまちづくり活動が活発になるためには、まちづくりに対する市民の意識を高めていく必要があるとともに、市民協働に対する市民の理解を得る必要があります。

#### ●基本方針

市民、企業、ボランティア、NPO、そして行政など様々な活動主体が、お互いの立場と役割を理解した上で、連携・協働ができる環境を整備します。

また、地域社会における町内会・自治会をはじめとした各種団体の活動や各種団体が協働して行う活動に対し、自主活動の妨げにならない範囲で可能な支援を行います。





## ●施策

### まちづくりに対する市民の関心を高めます

まちづくりのためには、市民が主体となった自主的・自発的な活動が様々な形で展開されることが重要であることから、市民の自治意識の啓発に努めます。

### 地域のまちづくり活動の環境を整備します

自治会・町内会・ボランティア団体・NPO、企業、行政が相互に連携・協働し、地域における活動を活発化し、地域課題に柔軟に対応するために、市民などの活動分野を横断した総合的な支援を行うための環境を整備します。

### 市民活動の情報交流を推進する環境整備を行います

市民、企業、ボランティア、NPO、行政など様々な活動主体が、お互いの立場と役割を理解した上で、分担・協力しあう関係づくりのために、市民活動に係る情報が相互に交換・共有できる環境を整備します。



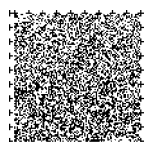
地域のまちづくり活動

### 地域コミュニティ活動への支援を行います

地域社会における町内会・自治会をはじめとした各種団体の活動や各種団体が協働して行う活動に対し、自主活動の妨げにならない範囲で可能な支援を行います。

### コミュニティの活動拠点を確保します

各種団体が活用する既存公共施設の維持・管理・整備を行うとともに、地域住民自らが管理し、地域コミュニティ活動の拠点となる自治会・町内会などの集会施設の整備支援を行うなど、コミュニティ活動拠点の確保に努めます。



## 【市民活動】

# 2 ボランティアや NPO などの活動が盛んなまちにします

### ●現状と課題

#### 市民の理解と参加促進

多様化、複雑化する市民ニーズに対して行政がその全てに対応することは困難になっており、NPOやボランティアなどによる市民公益活動を促進し、新しい公共領域を形成していくことが課題となっていることから、市民公益活動に対する市民の関心を高め、参加促進する必要があります。

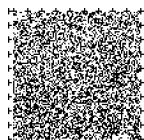
#### 自立した活動への支援

NPO、ボランティアなどによる市民公益活動を促進していくために、団体、個人が活動しやすい環境の整備や自立した活動となるための支援策が必要となります。

### ●基本方針

福祉、まちづくり、国際交流、環境、教育、文化、芸術、スポーツ、防犯、防災など多様な分野での市民公益活動の需要の高まりが予想されることから、ボランティア精神の高揚を図り、幅広い分野への市民公益活動を促進します。

また、市民公益活動団体は、設立から日の浅い団体や小規模な団体が多く、活動を展開する上で、活動場所の確保、他団体との交流、情報の受発信など様々な課題を抱えていることから、団体の自主的な活動を尊重しつつ、これらに対応する環境整備に努めます。



## ●施策

### 市民公益活動に対する市民の関心を高めます

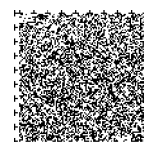
多様な分野での市民公益活動の需要の高まりに対して、ボランティア精神の高揚を図り、幅広い分野への市民公益活動を促進します。

### 市民公益活動を促進する環境を整えます

本市の市民公益活動団体が活動を展開する上で抱える課題点について、団体の自主的な活動を尊重しつつ、これらに対応する環境整備に努めます。



佐倉市市民公益活動サポートセンター



## 【人権】

### 3 お互いの人権を尊重しあうまちにします

#### ●現状と課題

##### 推進体制づくり

人権尊重の視点に立って施策を企画立案及び実施していくために、推進体制づくりを充実させる必要があります。また、あらゆる人権問題に対応するため、人権推進活動団体との連携を深めていく必要があります。

##### 市民の人権意識の高揚

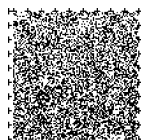
偏見や差別を解消していくために、円滑かつ継続的に広く市民に向けて人権啓発を行う必要があります。そのため、より効果的な人権啓発の方法について研究していく必要があります。

##### 基本的人権の正しい知識

市民がお互いを尊重し合うため、基本的人権に対する正しい知識を身につける必要があります。

#### ●基本方針

市民一人ひとりの認識が必要であることから、市民の人権意識やニーズを把握した上で、あらゆる行政の取り組みが人権尊重の視点を踏まえて実施されるよう努めるとともに、人権推進活動団体の活動を支援します。また、多くの市民が人権問題について考える機会を提供し、人権意識の定着を図ります。



## ●施策

### 人権施策に関する推進体制の充実を図ります

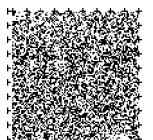
市民の人権意識やニーズを把握した上で、あらゆる行政の取り組みが人権尊重の視点を踏まえて実施されるよう努めます。また、人権推進活動団体の活動を支援します。

### 人権問題について考える機会を提供します

多くの市民が人権問題について考える機会を提供し、人権意識の定着を図ります。

### 人権に関する正しい知識について学ぶ機会を提供します

基本的人権に関する正しい知識について学ぶ機会の充実を図ります。



## 【男女平等参画推進】

### 4 男女がともに参画できるまちにします

#### ●現状と課題

##### 男女平等意識の定着

家庭や地域などではしきたりや慣習の中で、いまだに男女平等とは言えない状況があります。市民の男女平等意識の定着を図るため、効果的な啓発事業を実施していく必要があります。

##### あらゆる場における男女平等参画の実現

政治や行政、企業や各種団体における方針決定の場への女性の参画はいまだ十分とはいえない状況にあります。これまで以上に社会のあらゆる分野で男女がともに参画できるような環境を整備していく必要があります。

##### 男女平等参画推進センターの機能の充実

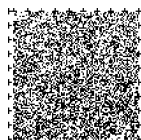
男女平等参画推進の拠点施設として、市民にとって身近な施設となるように、センター機能や企画事業の充実を図る必要があります。

##### DV 対策の推進

DV の相談対応件数は、年々増加傾向にあります。配偶者からの暴力の防止及び被害者を保護するため、DV 防止に向けた各種施策を展開する必要があります。

##### DV (domestic violence)

ドメスティック・バイオレンス。家庭内における暴力行為。特に、配偶者や恋人など近い関係にある、またはあった者からの暴力。身体的な暴力行為のほか、精神的・性的暴力も含む。



## ●基本方針

市民一人ひとりが男女平等意識の定着を図るため、さまざまな啓発事業を実施するとともに、市民の意識を把握し、様々な施策にいかすため、市民意識調査を実施します。

また、男女がともに社会の対等な構成員としてあらゆる場に参加し、その個性や能力を発揮できるよう環境整備に努めるとともに、男女平等参画推進センターの機能を充実します。

## ●施策

### 男女平等についての意識の啓発を図ります

市民一人ひとりが男女平等意識の定着を図るための啓発事業を実施します。また、市民の意識を把握し、様々な施策にいかすため、市民意識調査を実施します。

### 男女が対等な立場で参加できる環境を整備します

男女がともに社会の対等な構成員としてあらゆる場に参加し、その個性や能力を発揮できるよう環境整備をします

### 男女平等参画推進センターの機能を充実します

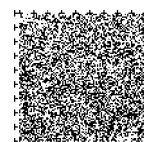
市民にとってより身近な男女平等参画推進拠点施設にするために、男女平等参画推進センター機能の充実を図ります。

### DV 対策を推進します

DV は、被害者の心身を傷つけ、人間としての尊厳を踏みにじる深刻な人権侵害です。DV の防止に向け、各種施策を展開します。



佐倉市男女平等参画  
推進センター ミウズ



## 【平和】

# 5 一人ひとりが恒久平和を願い行動するまちにします

### ●現状と課題

#### 「平和条例」に基づいた事業を継続実施

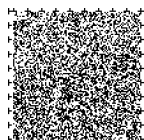
戦争の悲惨さに学び、平和と非核に向けた取り組みを進める必要がありますが、身近な問題と認識していない市民も多いのが現状です。本市の特色の一つである「佐倉市平和行政の基本に関する条例」に基づく事業を継続して実施していくことで、人権にもつながる市民の平和意識醸成に取り組むことが大切となります。

#### 核兵器なき世界の実現

「核兵器なき世界」を目指した核軍縮の機運が盛り上がりつつあり、被爆国日本にとって核兵器廃絶に向けた好機となっていますが、具体的な行動計画が承認されるまでには至っていない状況です。そのため、市民一人ひとりが平和の大切さを理解し、行動するよう促すことが大切です。

### ●基本方針

本市の特色の一つである「佐倉市平和行政の基本に関する条例」に基づく事業を継続して実施していきます。また、市民一人ひとりが平和の大切さを理解し、行動することができるように啓発事業の実施に努めます。





## ●施策

### 市民に恒久平和実現の大切さを啓発します

「佐倉市平和行政の基本に関する条例」に基づく事業として、平和使節団の被爆地への派遣、平和祈念講話と映画会、平和式典の開催、署名運動への協力など、平和事業を実施するとともに、市民団体による平和活動を支援しながら、市民に恒久平和実現の大切さを啓発します。



佐倉平和使節団の被爆地派遣

### 恒久平和に向けた世界の取り組みと連携します

「平和都市宣言」に基づく核兵器廃絶をめざして、平和市長会議への加盟など、世界の都市と連携し恒久平和に向けて取り組みます。

## 平和都市宣言

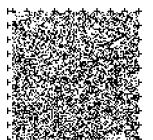
### ～非核三原則を守り核兵器廃絶をめざして～

豊かな自然に恵まれた歴史と文化のまち佐倉。この良好な環境のなかで、やすらぎに満ち、健康で平和な生活を維持することが佐倉市民共通の願いです。

佐倉市民は、悲惨な紛争や戦争のない世界を強く願い、軍縮の推進はもとより、特に、人類および地球の破滅につながる核について非核三原則を守り、核兵器の全面禁止と廃絶をめざして、最大の努力をしなければなりません。

戦後50年目の年にあたり、佐倉市民は、戦争の犠牲者に追悼の誠を捧げ、国際社会の一員として、国際協調の視点をふまえ、世界の恒久平和を実現するために「平和都市」を宣言します。

平成7年8月15日宣言 佐倉市



## 【国際化】

# 6 国際化推進のまちにします

### ●現状と課題

#### 多文化共生の地域づくり

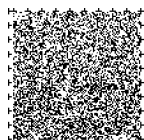
国際化の進展に対処し、多文化に寛容な市民生活を営むことのできる共生社会を実現するためには、まず相互理解のための情報共有の確保が課題です。その課題の解決に向けて、国際相互理解教育を中心に偏見や差別の払拭に向けた努力を、弛まず時間をかけ継続して取り組んでいくことが必要です。

また、外国人市民の増加により、医療や教育、防災など生活に密着した問題が顕著化しているなか、外国人市民への行政サービスなどの的確な提供が求められています。

#### 市民との連携による国際化

地域の国際化には、行政だけでなく各種の主体が連携して取り組むことが必要ですが、現状は一部市民の理解に頼っている状況です。主役は市民であることから、市民や市民ボランティア団体などを育成、活性化させるための努力・支援を積極的に行うことが求められています。

また、昭和62年に佐倉日蘭協会が設立され、オランダとの交流を深め、多文化理解を促進するための各種事業を展開してきました。より多くの市民に関心と理解を深めていただくため、継続して諸外国との交流事業などを実施する必要があります。



## ●基本方針

諸外国の文化・政治・経済などに関する有識者の講演などとともに、地域で起こる実際の課題も踏まえ、市民の国際理解を深め、多文化共生の地域づくりを考える機会を提供します。

外国人市民も安心して暮らすことができるよう、多言語による行政情報の提供や生活相談、日本語学習の支援などを行います。

市民や市民ボランティア団体などを育成しながら、活動の活性化や組織を発展させていくための支援に努めます。

## ●施策

### 多文化共生の地域づくりを推進します

市民の国際理解を深め、多文化共生の地域づくりを考える機会を提供します。

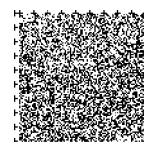
外国人市民も安心して暮らすことができるよう、多言語による行政情報の提供や生活相談、日本語学習の支援などを行います。

### 国際理解促進のための事業を支援します

佐倉国際交流基金や佐倉日蘭協会などが行う関連事業の支援を行うことにより、市民レベルでの国際交流や、異文化理解を推進します。



国際交流



## 【情報発信・市政情報の提供・市民意見の反映】

### 7 誰もが必要な情報を得ることができ、

### 自らの意見を市政に反映することができるまちにします

#### ●現状と課題

##### 情報発信の拡大

人口の減少や高齢化の流れにあって、持続可能な自治体運営を図るためには、まちの魅力を市内外に広くアピールし、「住みたくなる」（＝転入意向）まちづくりを進める必要があります。

引き続き既存の各媒体を通じて情報発信を行っていくとともに、インターネットを中心とする新たな情報発信の手法も活用し、市内外に向けた積極的かつ付加価値（役に立つ、面白い）のある情報発信を行っていく必要があります。

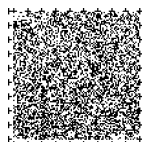
##### 市政情報の提供

市民の市政への参加を推進し、市民主体の公正で開かれた市政を実現していくため、市民が必要とする情報について、個人情報の保護に配慮しながら、適時、適切に分かりやすい形で積極的に提供していく必要があります。

##### 統計情報の正確性の確保

市政情報の基礎データとして、各種統計調査の果たす役割は非常に大きいと言えます。しかし、プライバシー意識の高まりや生活様式の多様化などにより、統計調査を取り巻く環境が変化しています。

統計調査の円滑な実施と正確性を確保するため、市民の統計に対する理解を深めてもらうことが必要です。



## 市民意見の市政への反映

市民の市政への参加を推進し、意見を聞くという方法については確立されはじめていますが、その意見がどのように反映されているのかということをも市民にわかりやすい形で情報提供していく必要があります。

### ●基本方針

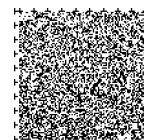
広報媒体の活用と連携により、市内外に向けた情報発信の推進と、市民生活における利便性の向上を図ります。

市政の公正性と透明性を高め、市民との信頼関係の確保を図るとともに、市政への参加を推進するため、行政資料や市政情報の積極的な提供に努めます。

また、市民主体の公正で開かれた市政を推進するため、「佐倉市情報公開条例」の適切な運用を図るとともに、市が保有する個人情報の適正な取扱い並びに個人の権利利益の保護を規定した「佐倉市個人情報保護条例」の適切な運用を図ります。

統計は、本市の現状を示し、将来の方向性を見極める基礎として重要な役割を果たしています。統計を多くの人に理解してもらうことにより、正確な統計調査と統計資料の活用を図っていきます。

市政に関する様々な情報を市民と共有することで、たくさんの方から市政に対する意見が寄せられます。これら市民から寄せられる意見を一元化するとともに、どのように市政に反映され、結果がどうなったかということをも市民にわかりやすい形で情報提供するため、広聴機能の強化を図ります。



## ●施策

### 情報発信の拡大に努めます

既存の各媒体はもとより、インターネットを中心とする新たな情報発信の手法も活用し、市内外に向けた積極的かつ付加価値（役に立つ、面白い）のある情報発信を推進します。

### 市政情報の提供に努めます

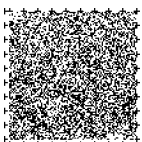
行政資料や市政情報の積極的な提供及び佐倉市情報公開条例の適切な運用を図ります。併せて、佐倉市個人情報保護条例の適切な運用を図ります。

### 統計情報の正確性の確保に努めます

統計調査の円滑な実施と正確性を確保するため、市民の統計に対する理解を深める取り組みを推進します。

### 市民意見の市政への反映に努めます

市民から寄せられる意見を一元化するとともに、どのように反映されて、結果がどうなったのかについて市民の立場から分かりやすくなるように、広聴機能の強化を図ります。



## 【行政運営】

# 8 適正な行政運営の確立に努めます

### ●現状と課題

#### 適正な人事管理

事務事業の統廃合・見直しを行い、効率化を図ることにより職員定数の適正化を進める必要があります。併せて、多様な任用形態について研究していく必要があります。

#### 職員の資質向上

多様化、高度化する行政課題に的確に対応していくためには、職員の能力を向上していく必要があります。

#### 組織体制の充実

成果と効率性を重視した行政運営を展開しつつ、自立した都市として各種の課題に的確に対応していくためには、柔軟性や専門性の高い組織体制を整備していく必要があります。

#### 広域的な対応

都市化の進展や交通・情報通信手段の発展により、市民の日常生活圏や経済圏は市域を越えて広がっています。これに伴い環境問題や交通問題、ごみ処理の問題など行政区域を越えた市民ニーズが高まっており、これらの広域的な行政課題への対応が求められています。

#### スケールメリット

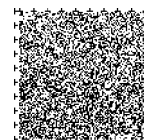
スケールメリットを活かせる事務や施設整備については、効率的な行政運営を行うために市町村間での共同事務を検討する必要があります。また、コストや成果の測定により、一部事務組合の事業の透明性を高めることが求められています。

#### スケールメリット

同種のもものが集まり、規模が大きくなることによって得られる利点。特に経済で、経営規模が大きいほど生産性や経済効率が向上することをいう。規模のメリット。

#### 一部事務組合

地方自治法に基づき、複数の普通地方公共団体や特別区が、行政サービスの一部を共同で行うことを目的として設置する組織。



## ●基本方針

健全な行財政運営と市民サービスの維持向上のため、職員一人ひとりの能力や技術が最大限に発揮されるよう、効率的で有効性の高い人事管理に努めます。

また、「佐倉市職員に求められる職員像」を実現するため、人材育成の基本方針に基づき人材育成を推進する職場づくりと職員研修の充実・多様化に取り組んでいますが、今後もこの取り組みを充実させていきます。

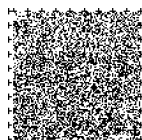
柔軟で効率的な組織・機構を整備し、時代の要請や直面する行政課題に総合的・横断的に対応できる組織体制の整備に努めます。



市役所職員研修



佐倉市役所本庁舎





## ●施策

### 適正な定員管理に努めます

効率的で有効性の高い人事管理に努めます。

### 職員研修の充実と活力ある職場風土の形成に努めます

人材育成を推進する職場づくりと職員研修の充実・多様化への取り組みをさらに充実させていきます。

### 円滑な事務執行のための組織づくりに努めます

新たな行政課題や市民ニーズに的確に対応するため、柔軟で効率的な組織、機構の整備に努めます。

### 市庁舎内で障がいを持つ人の職業訓練を実施します

市庁舎内に職業訓練の場を作り、障がいを持つ人が職業訓練を実施し、就労につながるよう支援します。

### 広域的な行政を推進します

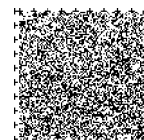
スケールメリットを活かせる事務や施設整備について、関係市町村の自主性を重んじつつ、相互の連携と効率的な役割分担のもと、共同処理による事務の合理化などをさらに推進していきます。



業務中のチャレンジドオフィスさくら

### チャレンジドオフィスさくら

就労機会が少ない知的障がいを持つ人に、市役所庁内で就労の場を提供し、一般企業への就職を支援。オフィスでは、日々の業務を行うことにより、定刻に出勤すること、昼休みを挟み勤務に戻ること、業務指示に従うことなど社会人としての行動を身につけ、言葉遣いや身だしなみなどのマナーを習得し、就職に当たっての訓練を実施。



## 【財政運営】

# 9 健全な財政運営を進めます

### ●現状と課題

#### 経常的経費の削減

義務的経費のうち、人件費及び公債費は計画的に削減してきましたが、扶助費がそれ以上に増加しているため、経常的経費が毎年増加し、財政状況を圧迫しています。

#### 歳入の確保

厳しい財政状況の中で健全な財政運営を進めていくためには、税収の確保に努めることが重要であるとともに、歳入の根幹となる市税が、景気の影響で減少傾向にあるため、新たな財源確保が必要となります。

### ●基本方針

歳入規模に見合った歳出構造となる予算編成を実施するため、経常的な経費を抑制し、政策的な経費は、基本計画との整合を図ります。

税は、市の財政を支える歳入の根幹となるものです。適正な課税客体の把握に努め、市が扱っている税目を一元管理できるシステム（税の総合システム）を構築することで、効率的な賦課に努めます。さらに、納税の重要性について広く啓発を行うとともに、納税の利便性の向上を図り、併せて徴収体制を充実させて収納率の向上を目指します。

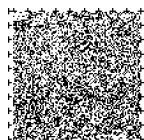
また、依然として続く厳しい社会経済状況を背景に、税収の伸びが期待できない現在の状況においては、新しい財源確保に努める必要があります。

#### 課税客体

課税の対象となる物・所得・行為その他の事実。固定資産税における固定資産など。

#### 賦課

税金などを割り当てて負担させること。



## ●施策

### 持続可能な財政運営に努めます

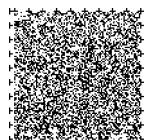
より効率的な財政運営を行います。

### 税の公平、公正、効率的な賦課と徴収率向上に努めます

市が扱っている税目を一元管理できるシステムづくりに努めるとともに、納税の重要性について広く啓発活動を行い、納税の利便性の向上を図り、併せて徴収体制を充実させて収納率の向上を目指します。

### 資産をいかした財源確保に努めます

資産を活用した新しい財源確保などに努めます。



## 【資産管理】

# 10 次世代に良質な資産を引き継ぎます

### ●現状と課題

#### 公共施設保全・利活用方針の策定

急激な社会経済情勢の変化に対応するため、ファシリティマネジメントの考え方を取り入れた保全・利活用方針を策定し、持続可能な公共施設の整備を推進していく必要があります。

ファシリティマネジメント (FM)

土地・建物・設備といったファシリティを対象として、経営的な視点から設備投資や管理運営を行うことにより、施設に係る経費の最小化や施設効用の最大化を図ろうとする活動のこと。

#### 公共施設のあり方に対する市民の関心を高めることの必要性

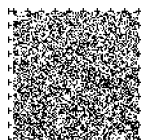
公共施設に要する費用や利用度などについて、客観的な資料として市民に公開し、改めて考え直すなど公共施設のあり方に対する市民の関心を高めていく必要があります。

#### 公共施設の整備に関する公民の連携

これまでの行政による整備・運営だけでなく、行政、民間、市民の連携による持続可能な公共施設整備のあり方を構築し、実行する仕組みを確立していく必要があります。

### ●基本方針

施設を経営資源ととらえるファシリティマネジメントの考え方を取り入れ、施設に係る経費の最小化や施設効用の最大化を図ることにより、良質な資産として次世代に適切に引き継ぎ、次世代の負担を軽減する取り組みを推進します。



## ●施策

### 公共施設利活用・保全方針を策定します

公共施設の利用状況等に関する調査を実施し、公共施設の適正な保全や利活用に向けた公共施設評価の評価手法を検討します。また、公共施設評価に基づく、公共施設の利活用や保全に関する方針を策定します。

### 公共施設に係る情報を提供します

公共施設に係る費用、利用度や施設状況等の情報を市民に公開し、公共施設の課題についての意識や関心の高揚を図ります。

### 持続可能な公共施設の整備を推進します

施設の点検、診断等を実施し、保全方針に基づく計画的な保全及び施設の長寿命化を図ります。また、施設の耐震化に向けた改修等を進めます。

### 公共施設における公民の連携を推進します

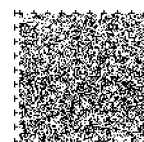
公の施設における指定管理者制度の導入について、新たな導入に向けた調査を進めます。また、施設の改修等において、民間の資金やノウハウを活用するE S C O事業等を導入し、公民の連携を進めます。



ESC O事業を導入した  
佐倉市立中央公民館

### ESC O (energy service company) 事業

省エネルギー効果が見込まれるシステム・設備などを提案・提供し、維持・管理まで含めた包括的なサービスを提供する事業、およびその事業者。ESC O 事業者は、顧客が省エネにより節減できたランニングコストの一部を報酬として受け取る。省エネ効果がなくコストが増加し、顧客に損失が生じた場合は、ESC O 事業者が補償する。ESC O 導入コスト(設備改修費用・金利など)も省エネによるコスト削減でカバーする。欧米では民間事業として広く普及している。日本では平成 8 年(1996)、資源エネルギー庁に ESC O 検討委員会が設置されて以降、導入・普及が進んでいる。



## 【市民サービス】

### 11 市民サービスの利便性の向上に努めます

#### ●現状と課題

##### 窓口の整備

便利で利用しやすい市役所づくりに向け、総合窓口の整備に努めていく必要があります。

##### 業務システムの刷新

住民基本台帳法の改正に伴い、新制度への的確な対応を図るため、関連業務も含めた総合的なシステムの整備を図る必要があります。また、費用対効果の低下している旧式のシステムも多いことから、より一層の行政コストの削減や行政運営の効率化を推進するために、情報システムの全面的な見直しを行い、情報資産の一元化、共有化を進めていく必要があります。

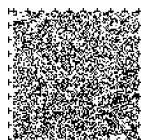
##### 電子自治体の推進

いつでも、どこからでも、行政サービスが利用できる仕組みを構築していく必要があります。

#### ●基本方針

近年の社会経済構造の変化による新たな行政課題に柔軟に対応していくため、技術革新を続ける情報通信技術を活用した施策を推進し、行政事務の効率化と行政コストの削減に取り組みます。

また、いつでも、どこでも、簡単に行政手続きができるように、組織体制や情報通信技術を活用した業務の見直しを進めるとともに、市民活動の拠点整備とあわせて、市民サービスの向上を図ります。



## ●施策

### 市民が利用しやすい市民サービスの充実に努めます

本庁舎、出張所などの行政の窓口の見直しなどにより、市民活動の拠点整備について、市民サービスの向上に向けた取り組みを行います。

### 有効性・妥当性の高い情報システムの構築を図ります

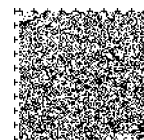
現行の旧式化したシステムを見直し、新たな総合型住民情報システムを構築します。また、所属ごとに個別に運用している業務システムの統合やシステム運用方法の見直しを行い、利用者の利便性向上や事務処理の効率性向上をめざし、運用コストの削減を図ります。

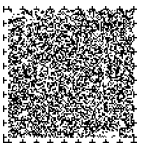
### 行政手続きの簡素化と利便性の向上を図ります

情報通信技術を活用した電子自治体の構築をめざし、いつでも、どこでも、簡単に行政手続きができるよう情報通信技術を活用した業務の見直しを進め、行政コストの削減と市民サービスの向上を図ります。



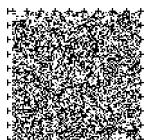
開庁時の佐倉市役所 1 階（市民課）

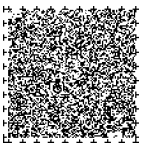






第4次佐倉市総合計画  
資料編





## 第4次佐倉市総合計画策定経緯

### 平成20年度

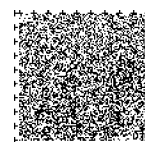
平成20年10月	市民意識調査実施(～11月)
平成21年3月	「佐倉市総合計画基礎調査報告書」 「佐倉市市民意識調査報告書」 策定

### 平成21年度

平成21年7月	第4次総合計画まちづくり懇談会開催 (～8月、佐倉・臼井・志津・南部地区で各2回)
平成21年8月	市民意見を募集(～12月)
平成21年9月	佐倉市団体アンケート実施(～10月、44団体)
平成21年10月	市民意見募集箱を各出張所・公民館・図書館に設置 (～12月)
平成21年11月9日	第1回団体意見交換会開催(福祉関係)
平成21年11月11日	第2回団体意見交換会開催(健康、民生、教育関係)
平成21年11月17日	第3回団体意見交換会開催(生活環境、都市関係)
平成21年11月19日	第4回団体意見交換会開催(産業経済関係)
平成22年3月30日	第1回佐倉市総合計画審議会開催 第4次佐倉市総合計画基本構想について諮問 (～9月9日、全7回)

### 平成22年度

平成22年9月24日	佐倉市総合計画審議会から市長へ答申書提出
平成22年11月2日	第4次佐倉市総合計画「基本構想」(素案)及び 「前期基本計画」(素案)への意見公募手続きを実施 (～11月16日) こうほう佐倉まちづくり臨時号に掲載
平成22年11月29日	第4次佐倉市総合計画「基本構想」及び「基本計画」 を佐倉市議会へ上程
平成22年12月22日	佐倉市議会にて第4次佐倉市総合計画 「基本構想」及び「基本計画」を修正可決



総合計画審議会諮問書【写】

21 佐企第510号  
平成22年3月30日

佐倉市総合計画審議会会長 様

佐倉市長 蕨 和雄

佐倉市総合計画について（諮問）

このことについて、佐倉市総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、第4次佐倉市総合計画における基本構想について、下記のとおり諮問します。

記

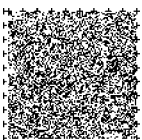
1 諮問内容

第4次佐倉市総合計画における基本構想について

2 諮問理由

本市は、平成13年4月に基本構想を含めた第3次佐倉市総合計画を策定、その後、平成18年3月に後期基本計画を策定して、まちづくりを進めてきております。

この第3次佐倉市総合計画の計画期間が平成22年度をもって終了するにあたり、10年後の佐倉市の目指すまちの姿やまちづくりの基本方針を明らかにするとともに、市民の暮らしの視点で、市民とともにまちづくりを推進していくための指針となる新たな第4次佐倉市総合計画基本構想について、諮問します。



総合計画審議会答申書

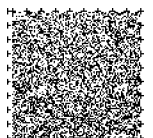
平成22年 9月24日

佐倉市長 蕨 和雄 様

佐倉市総合計画審議会  
会長 鈴木 博

第4次佐倉市総合計画基本構想（案）について（答申）

平成22年3月30日付け21佐企第510号で諮問のあった、第4次佐倉市総合計画基本構想（案）について、慎重に審議した結果、次のとおり答申します。



【答申】

佐倉市総合計画審議会は、平成22年3月30日に佐倉市長から第4次佐倉市総合計画における基本構想において諮問を受けて、学識経験者、市民公募委員の10名により議論を開始しました。

平成20年度から実施された『佐倉市市民意識調査報告書』『まちづくり懇談会』『まちづくり団体意見交換会』『市民提言』など市民から提案された意見を基本に、専門的知識や市民の視線に基づいて審議を行いました。

本答申書を基に、今後、事務局を中心にとりまとめを行い、市民の皆さんのご意見や佐倉市議会での審議を得て、総合計画が策定されるという道筋となります。そして、本総合計画に沿い、その目標に向かって、市民と行政がともに歩んでいくことで、今後の佐倉市が、より輝かしいまちへ発展することを切に願います。

佐倉市総合計画審議会

会長 鈴木 博

副会長 坂口 嘉一

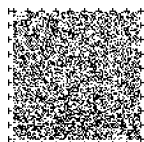
委員 亀山 典子 原 慶太郎

平川 南 松崎 泰子

熊本 秀雄 田中 清治

津留崎 茂 西村 匡規

(委員区分別50音順)



## 【基本的な考え方】

全国の都市が直面している主な問題は、人口減少と高齢化、財政逼迫、産業・農業の低迷、市街地商店街の衰退などです。これらの困難な問題は当市にも例外なく襲っていますが、いろいろな施策を講じることによって、地域の活力を維持していると思われま

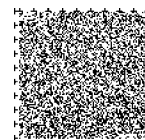
す。人口について考察しますと、日本の総人口は平成17年に増加から減少へという歴史的な転換点を迎え、そのあとも毎年僅かずつ減っています。当市においては、国の人口が減少に転じたあとも僅かながら増え続け、平成23年度から減り始めるという見通しです。つまり、国の人口動向よりも5年以上も長く増加基調を維持するという恵まれた環境にあります。上記のほかの問題点については、それぞれ事情は異なっていて厳しい状況におかれている事案もありますが、概ね健全性を保った状態であると言ってもよいと思われま

す。しかし先に述べましたように、当市の人口は第4次総合計画が始まる平成23年度から減少傾向になると推定され、成長を妨げる社会変動が始まります。人口の減少は市の活力を減退させる要因となることから、活動が縮小しないように早急に打開策を考え、まちの発展のための道筋をつくること、第4次佐倉市総合計画の最も重要な課題です。

市民が望むまちの姿は、人生のどのようなステージの人にも、「住みよい」ということです。それは安全・安心に暮らせる、こどもがいきいきと育つ、高齢者が生きがいを持って過ごせる等々、また外国人が暮らしやすいことも重要な要素です。しかし、当市の財政は景気の低迷や少子高齢化によって年々厳しくな

って来ており、新たな収入源を確保しなければ、市民が求めるようなまちづくりはできません。当市は都心から近距離にありながら豊かな自然が保全され、都市と農村が共存する美しい風景が見られるまちであり、また日本の教育、医学、芸術をリードした偉人が輩出した土地柄でもあります。このように当市は「歴史 自然 文化」に恵まれていますので、第4次総合計画は、今に受け継がれている豊富な資源（財産）をいっそう活用して、市の発展につなげるようにするというこ

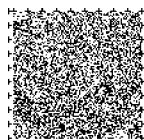
とを主要なテーマとして策定する必要があります。市の将来像の設定については、ほかの市町村と横並びになるのではなく、佐倉市独自のありべき姿を追求するべきと考えます。併せて第3次総合計画と第4次総合計画との違いを明確にすることが必要となります。そのためには、市民が佐倉市の発展の礎となる事業計画を作るとともに長期的視野に立って戦略を考え、具体的な計画・プロジェクトを作成しなければなりません。



また、幅広く目配りをすることは策定する際の基本姿勢ですが、全般的に施策の優先順位を見えるようにして方向付けをわかりやすくすることが大切です。さらにきれいな言葉でつづられた一般的なものではなく、当市が抱える課題、発展のための施策や計画を簡潔にまとめ、市民から共感を得られるものとすることが求められます。

基本構想のテーマは『「歴史、自然、文化のまち」～「佐倉」への思いをかたちに～』としましたが、将来のまちの姿を描き、それを実現するためには夢を抱きつつも危機意識を持って進めなければなりません。

市民一人ひとりが「市民意識」を持ち、自分の住んでいるまちについて関心を抱き、深く考えることが市の発展につながります。まちづくりに市民が参画してもらうためには、本計画策定の議論のプロセスや内容をていねいに伝えることが望まれます。





## 【佐倉市発展のための10の提言—これから10年間の取り組み】

### 1 一生住みたい、「住みよさ いちばんの佐倉」を目指すまちづくり

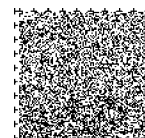
まちの活力源は人口の大きさです。佐倉市の人口は、10年後の平成32年には減少していると推測されます。当市の発展のために大切なことは、ここに住む人が離れたくない、ほかの土地の人が移り住みたいと思うようなまちづくりをすることです。

子どもがすくすくと育つ、青少年が志を抱いて成長する、若い夫婦が楽しく暮らせる、働く人が心身を休めて明日に向かえる、高齢者が生きがいを持てるなど、人生のそれぞれのライフステージで心豊かに暮らすことができ、一生住みたいまちと思えるような「住みよさ いちばん」のまちづくりを目指すことが望まれます。

### 2 市民の安全・安心な暮らし — 人との触れあいがあるまちづくり

市民が安全、安心に暮らせることは、まちとして最も望ましい姿です。しかし、日本の社会は町内の人口減少や高齢化、価値観の多様化などによって地域住民の交流が希薄になり、地縁、血縁、社縁が欠如した「無縁社会」に向かっています。いま孤独死が大きな社会問題となっていますが、当市も例外ではありません。市民が支えあって生活するためにコミュニティの再生が大事です。

安全・安心のネットワークの強化を図るとともに、高齢者対策の強化、障がい者福祉の充実、子育て支援、防犯体制の増強、医療体制の整備などにも注力する必要があります。また、最近では気候の変動によって異常気象が発生し、集中豪雨に襲われるということが起こっていますが、どのような災害にも強い都市構造をつくらなければなりません。



### 3 外国人にも住みやすい生活環境 — 社会のグローバル化に対応したまちづくり

日本の人口が減少傾向にあるなかで外国人居住者が徐々に増えています。当市は日本の空の玄関口である成田国際空港に至近距離に位置する関係から将来を見据えて、外国人が住みやすいまちづくりをすることが課題です。

考え方や習慣の異なる外国人が住みやすいまちは、私たちにとっても住みやすいまちであるとともに、外国人の方と一緒に生活することは、今までにない新たな価値観に気づく機会でもあります。

当市では、現在も行っている外国人向けの日本語講座の開設や外国版広報紙の発行などにより、日常生活が円滑に送られるように受け入れ態勢を整えておりますが、今後さらに拡大することが求められます。

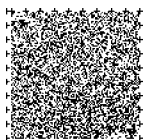
### 4 充実した学校教育・社会教育 — 子どもがいきいきと育つまちづくり

これからの時代はグローバル化が進み、人々の生活環境や意識も変化し続けていくなか、国が発展するための基盤は教育を充実させて、次代を担う人材を育てることですが、当市は佐倉藩の時代から教育を重視してきた土地柄です。

学校教育では子どもたちがいきいき育つように地域と一体となって学校運営を推進しており、平成15年度からは、佐倉の自然、歴史、文化、ゆかりの人物を学ぶ「佐倉学」を教育課程に設け、佐倉への愛着を育み、社会に貢献する人を育てる授業を行っています。

また社会教育においても、地域に貢献したいという気持ちを育てる「佐倉学」、健康で生きがいをもつとともに、地域と連携をもちながら住みよいまちづくりを考える「市民カレッジ」などさまざまな事業を行っています。

今後これらをさらに強化し、子どもたちが、思いやりのある健康で健全な人間に成長するとともに、それを見守る地域の絆が深まるように努めていく必要があります。



## 5 スポーツを楽しむための整った環境 — 健全な身心を育むまちづくり

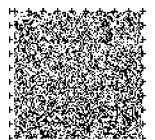
本市の教育は、佐倉藩の時代から文武両道という精神で行われており、武芸も尊重してきました。運動公園やジョギングロードなどの整備、市民マラソンのいち早い開催などはその気風を受け継いでいるからです。佐倉の街では、日常的にスポーツを楽しんでいる市民の姿を見かけます。また、この地を基盤にして一流のアスリートも生まれています。このほど国はスポーツ文化の確立のために「スポーツ立国戦略」をまとめました。これは子どもから大人まで地域でスポーツに親しみ、健康を維持して体力を向上させる環境をつくるという国の方向性を示すものですが、本市においても、スポーツ環境を一層整備し、「スポーツのまち 佐倉」を全国にアピールしたいものです。

## 6 新たな産業誘致を求められる商工業、シャッターが目立つ商店街 — 賑わいを取り戻すまちづくり

我が国は、経済のグローバル化の進展に伴う工場の海外移転や国際金融不安等を背景とした経済の長期低迷の影響を受けており、とりわけ地域経済は極めて厳しい状況にあります。今後も、開発途上国の台頭や国際経済の変動による為替相場の乱高下等の影響を受けるなど高成長は望めない状況にあります。こうした中で、本市においては、「シャッターがシャッターを呼ぶ」という「負の連鎖」により、廃業や倒産がみられます。

今後、地域経済の活性化にあたっては、市民、商店会、商工会議所、行政、その他関係諸団体等が連携し、市民にとって身近で利便性の高い地域の産業振興に取り組む必要があります。

そのためには、内需追及型で地元雇用創出が期待できる産業や研究開発型産業等の誘致が重要です。特に、佐倉市が持つ歴史・自然・文化を活かした観光産業振興や、新たな産業振興としての企業誘致や創業支援等を積極的に進める必要があります。



## 7 事業活性化が求められる農業

### 一 農村・都市共存風景のまちづくり

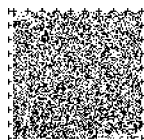
当市には、佐倉藩の時代から「農業と教育は国力の源である」という信念があり、農業の育成に力を入れてきました。いまでも近隣市町村と比べて大きな産出額を誇っていますが、農業従事者の高齢化や担い手不足などの問題に直面しています。これらの困難な問題の解消に方向性を見つけ、農業を活性化しなければなりません。それとともに、農業地域に市街化区域が隣接するという「自然共生都市」とも言える貴重な景色を守り、里山や谷津の農村風景と18万都市の都会の顔を調和させるまちづくりを進めなければなりません。心のなごむ美しい景観を保全、創出して、次の世代に引き継ぐことが現世代の責務です。

## 8 今に受け継がれている豊かな歴史・自然・文化資産

### 一 観光のために多くの人を訪れるまちづくり

本市の定住人口は、今後横ばいで推移し、そのあとわずかながら減っていくという見通しです。それとともに財政はさらに逼迫してしまいます。まちの活性化のためには交流人口（当地域を訪れる人）を増加させて、収入増を図ることを考えなければなりません。

当市には魅力的な歴史・文化資産、都心近郊とは思えないほどの豊かな自然があることから、さらに活用してほかの地域の人と交流することは有力な手段です。これは観光都市を目指したまちづくりであり、新しい観光産業の育成ともなり、佐倉の将来都市像を描くものです。また市民からは、ピーアール不足のために佐倉市は一般に知られていないという指摘がありますが、まちの魅力を高めて全国に訴求し、多くの人に訪れてもらうように呼びかけることもたいせつです。



## 9 関係市町村との広域的連携によるまちの国際化

### ― 郷土先覚者の進取の精神を受け継ぐまちづくり

幕末の佐倉藩主堀田正睦は医学、英学、蘭学などの西洋の学問を取り入れました。順天堂大学の基礎を創った佐藤泰然は西洋医学を志して蘭医学を学び、当市で塾兼病院である「順天堂」を開設して、多くの優秀な人材を育て日本の近代医学の発展に大きな功績を残しました。佐倉藩士の子として生まれた農学者津田仙（津田梅子の父）は幕府使節団の通訳として渡米後、東京に「学農社農学校」を開校して西洋野菜を日本に広め、また青山学院大学の源流となる「女子小学校」の創設に尽くしました。

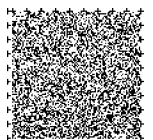
このように当市には外国の文化が早くから取り入れられており、いままオランダとは交流を深めるなど市民が国際感覚を身に付けやすい環境にあります。社会のグローバル化が進むなかで、まちの発展のためには国際化の推進が求められており、今後関係市町村と連携し広域的な発展を図ることが重要となります。

## 10 市民が権利と義務を行使する活気のある地域社会

### ― 一人ひとりが市民意識を自覚するまちづくり

日本人は欧米に比べて市民意識が欠けているといわれています。市民であることの権利と義務を行使して、社会において良識ある行動をとること、社会に対して意義ある活動を進んですることがたいせつです。明治維新に日本の行く末を案じて道徳教育を全国に広めたのは、佐倉藩で学んだ西村茂樹です。「佐倉学」では西村茂樹について学習していますが、これからの社会では一人ひとりが市民意識を自覚して生活することが重要となります。

いま、地域のことはそこに住む住民が責任をもって決めるという「地域主権」の確立が議論されています。これは活気に満ちた地域社会をつくることを目標にしていますが、その実現のためには地域の事業の各分野においてリーダーとなる人の育成が重要です。当市には、NPOを立ち上げたり、ボランティアで個人的に活動する市民意識の高い人が多くいますが、社会貢献を積極的に行うという気運がさらに高まることが望まれます。



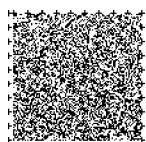
## 計画を推進するための個別計画

総合計画と個別の政策・施策の間には、次のような個別計画（事業計画）があります。各個別計画を着実に実行することによって、第4次佐倉市総合計画が推進できます。

### 第4次佐倉市総合計画

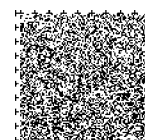
#### 第1章 思いやりと希望にみちたまちづくり

計画名	概要	計画期間	主担当課
佐倉市地域福祉計画	健康福祉の分野における共通理念と、施策の体系を横断的な視点から示した計画	H23～ H27 (第2次)	社会福祉課
佐倉市高齢者福祉・介護計画	高齢社会における福祉や介護の諸課題の解決を図る、高齢者のための総合的な計画	H21～ H23 (第4期)	高齢者福祉課 介護保険課
佐倉市障害者計画	障害者福祉に関する基本的な考え方や方向性を示した計画	H23～ H27 (第4次)	障害福祉課
佐倉市障害福祉計画	障害福祉サービスや地域生活支援事業の取り組みの方向、概要を示した計画	H21～ H23 (第2期)	障害福祉課
佐倉市次世代育成支援行動計画	次代を担う世代を健やかに育てるための基本方針、取り組みを示した計画	H22～ H26 (後期)	子育て支援課
佐倉市健康増進計画「健康さくら21」	市民一人ひとりが健康なまちを目指し、生活習慣病の予防、早世や要介護状態の減少を図る計画	H16～ H24	健康増進課
佐倉市福祉のまちづくり計画	公共公益施設や基盤施設等のバリアフリー化整備を推進するための計画	H13～	社会福祉課



## 第2章 快適で、安全・安心なまちづくり

計画名	概要	計画期間	主担当課
佐倉市環境 基本計画	環境の保全及び創造に関する施策を長期的かつ総合的な視点から示した計画	H10～ H30	環境保全課
佐倉市地球温暖化 対策地域推進計画	佐倉市の自然的社会条件に応じた、温室効果ガスの排出抑制を図る施策を定めた計画	H20～ H29	環境保全課
佐倉市生活排水 対策地域推進計画	印旛沼流域が抱える課題に対応するため、佐倉市における生活排水対策を示した計画	H21～ H29	環境保全課
一般廃棄物処理 基本計画	一般廃棄物の適正処理及び減量化推進のための基本的な方針・目標と施策を示した計画	H17～ H31	廃棄物対策課
佐倉市地域防災 計画	災害時における市及び関係機関等の行うべき業務と、地域との協働による防災活動の推進を示した計画	H20～	交通防災課
佐倉市災害時 要援護者避難 支援プラン	災害時における要援護者の避難支援対策についての基本的な考え方を示した計画	H21～	交通防災課
佐倉市国民保護 計画	武力攻撃事態等に対する備えや対処方針を示した計画	H19～	交通防災課
佐倉市耐震改修 促進計画	市内既存建築物の耐震化に向けた施策を総合的に示した計画	H20～ H27	建築指導課
ふるさと川づくり 基本計画	河川の改修や水辺空間の創出を図るための整備事業を示した計画	H14～ H25	下水道課
佐倉市交通安全 計画	交通安全対策全般について、中長期的な施策を示した計画	H23～ H27 (第9次)	交通防災課

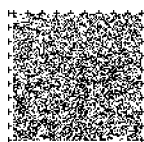


### 第3章 心豊かな人づくり、まちづくり

計画名	概要	計画期間	主担当課
佐倉教育ビジョン	佐倉の教育の基本理念やめざすべき佐倉市民像、達成に向けた基本方針を示した計画	H23～ H32	教育総務課
佐倉市青少年 育成計画	青少年育成を推進するため、青少年に関わる様々な分野の施策を体系化して示す計画	H23～	児童青少年課
佐倉市子ども 読書活動推進計画	子どもの読書活動の推進に向けた基本的方針、具体的取り組みを示した計画	H23～	社会教育課
佐倉市スポーツ 振興基本計画	市民の生涯を通じた健康づくりに向けたスポーツ振興施策と推進体制を示した計画	H20～ H24 (第3次)	生涯 スポーツ課

### 第4章 明日へつながるまちづくり

計画名	概要	計画期間	主担当課
佐倉市産業振興 ビジョン	産業振興条例に基づき、産業振興の基本方針、推進方針を示した計画	H23～ H32	産業振興課
農業振興地域 整備計画	農業の振興を図るべき地域を明らかにし、土地の農業上の有効利用と農業の近代化のための施策を示した計画	H15～ H24	農政課
佐倉市食育 推進計画	食の大切さや食に関する知識の習得などの食育に関する施策を総合的に示した計画	H23～ H27	農政課



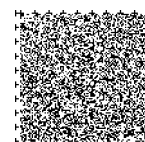


## 第5章 住環境が整備された住みやすいまちづくり

計画名	概要	計画期間	主担当課
佐倉市都市 マスタープラン	佐倉市の都市計画における整備方針や取り組みの方向性を示した計画	H23～ H42	都市計画課
佐倉市都市景観 形成基本計画	佐倉市の景観資源を保全、活用し、良好な景観を創り出していくための方向性を示した計画	H11～	都市計画課
佐倉市印旛沼流域 関連公共下水道 基本計画	印旛沼の水質汚濁防止と生活環境の改善を図るため、下水道整備の基本方針を示した計画	H22～ H36	下水道課
佐倉市地域公共 交通総合連携計画	交通不便地域において、その解消を図るための事業内容、実施体制などを示した計画	H22～ H25	交通防災課

## 第6章 とともに生き、支え合うまちづくり

計画名	概要	計画期間	主担当課
佐倉市ファシリ ティマネジメント 推進基本方針	ファシリティマネジメントを推進する基本的な考え方、全体的な取り組みを示した方針	H20～	資産管理 経営室
佐倉市男女平等 参画基本計画	男女平等参画社会の実現に向けた施策を体系的に示した計画	H21～ H30 (第3期)	自治人権 推進課
佐倉市定員適正化 計画	事務事業の拡大や行政需要の変化のなかで、課題に対応できる組織・人員体制を整えていくための方向性を示した計画	H23～ (第3次)	総務課
佐倉市情報化 基本計画	市民サービスの向上と行政事務の質的向上を目指して、情報の電子化とネットワークの活用の基本的方針を示した計画	H23～	情報 システム課
佐倉市行政改革 実施計画	持続可能な行財政運営の確立、市民満足度の向上を図るための方向性を示した計画	H23～ (第5次)	企画政策課

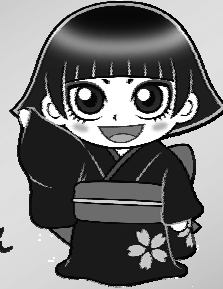




佐倉・城下町400年記念

イメージキャラクター

カムロちゃん



わちはその昔、佐倉城に棲んでいた<<sup>おひ</sup>蛸かし>ちゃ。  
わちのことは江戸時代の「古今佐倉真佐子」にも書かれてあるぞ。  
こう見えて 400 歳ちゃ。

### 佐倉の城下町400年の時を迎えて

その昔、佐倉のまちの礎を築いた土井利勝が佐倉領主となってから400年が過ぎました。そして、佐倉城と城下町はおおむね7年間の歳月をかけて完成したといわれています。

歴史と文化の発信の一環として、市内在位の漫画家・イラストレーター「誰か(すいか)」さんの手による「ふりむけばカムロちゃん」が、広報紙「こうほう佐倉」毎月1日子で連載されています。

### 第4次佐倉市総合計画

【基本構想・前期基本計画】

発行 平成23年3月

発行者 佐倉市役所

企画・編集 企画政策部企画政策課

〒285-8501 千葉県佐倉市海隣寺町97番地

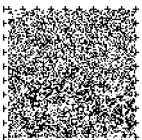
電話 043(484)1111(代表)

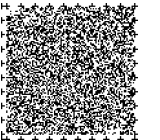
ホームページ <http://www.city.sakura.lg.jp/>

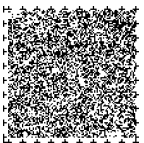
撮影協力：アミーゴしず (写真サークル)

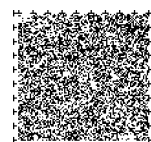
<写真> 表紙：佐倉草ぶえの丘バラ園

裏表紙：旧堀田邸(国指定重要文化財)、佐倉ふるさと広場、佐倉の秋祭り、佐倉市民花火大会









歴史 自然 文化 のまち

～「佐倉」への思いをかたちに～



カムロちゃん

佐倉・城下町 400 年記念イメージキャラクター



 SAKURA CITY

この冊子は 再生紙を使用しています  
右のマークは 視覚に障がいがある人などが使う音声コードです